

平成25年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
3.	1	金	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針を含む） ・一部議案審議 ・報告 ・特別委員会審査報告		行財政改革対策調査特別委員会	
	2	土	休	会		
	3	日	休	会		
	4	月	休	会		
	5	火	休	会		
	6	水	休	会		
	7	木	本会議（2日目） ・一般質問（5人）			
	8	金	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会			
	9	土	休	会		
	10	日	休	会		
	11	月	常任委員会			
	12	火	常任委員会			
	13	水	常任委員会			
	14	木	休	会		
	15	金	休	会		
	16	土	休	会		
	17	日	休	会		
	18	月	休	会		
	19	火	常任委員会、議会運営委員会		議会全員協議会	
	20	水	休	会		
	21	木	休	会		

月	日	曜	日	程	備	考
	22	金	本会議（最終日） ・ 常任委員長審査報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案審査 ・ 発委 ・ 報告 ・ 特別委員会審査報告 ・ 継続審査、調査 ・ 閉会			

平成 25 年第 1 回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成 25 年 3 月 1 日

閉会 平成 25 年 3 月 22 日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 5	さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	25. 03. 01	25. 03. 22	原案可決	総務
6	さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について	〃	〃	〃	文教厚生
7	さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について	〃	〃	否決	〃
8	さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について	〃	〃	原案可決	建設経済
9	さつま町課設置条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
10	さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
11	さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
12	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
13	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
14	さつま町災害復興基金条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
15	さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教厚生
16	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
17	さつま町平川郷条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
18	さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
19	さつま町都市公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
20	平成 25 年度さつま町一般会計予算	〃	〃	〃	3 常任
21	平成 25 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	文教厚生

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
2 2	平成 2 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	25. 03. 01	25. 03. 22	原案可決	文教厚生
2 3	平成 2 5 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
2 4	平成 2 5 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
2 5	平成 2 5 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
2 6	平成 2 5 年度さつま町水道事業会計予算	〃	〃	〃	建設経済
2 7	平成 2 5 年度さつま町簡易水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃
2 8	町道路線の廃止又は認定について	〃	25. 03. 01	可 決	—
2 9	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適 任	—
3 0	訴訟上の和解について	〃	〃	可 決	—
3 1	平成 2 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 0 号）	25. 03. 22	25. 03. 22	原案可決	—
3 2	平成 2 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	—
3 3	平成 2 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	—
3 4	平成 2 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	〃	〃	〃	—
3 5	平成 2 4 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃	〃	—
3 6	平成 2 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃	〃	—
発委 1	さつま町議会委員会条例等の一部改正について	〃	〃	〃	
H 2 3 陳情 1	悪臭防止対策に関する陳情書	23. 06. 07	継続審査		文教厚生
報告 2	町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第 2 号）	25. 03. 01	25. 03. 01	報 告 済	
報告 3	平成 2 4 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について	〃	25. 03. 22	〃	

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
報告 4	平成25年度さつま町土地開発公社事業計画 及び事業会計予算について	25.03.01	25.03.22	報 告 済	
	学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件	〃	25.03.01	〃	
	行財政改革対策調査特別委員会報告の件	25.03.22	25.03.22	〃	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決 定	

平成25年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○3月1日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第 5 号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	4
（提案理由説明）	
議案第 6 号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について …	4
（提案理由説明）	
議案第 7 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について	4
（提案理由説明）	
議案第 8 号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について	4
（提案理由説明）	
議案第 9 号 さつま町課設置条例の一部改正について	4
（提案理由説明）	
議案第10号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について	4
（提案理由説明）	
議案第11号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について	4
（提案理由説明）	
議案第12号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	4
（提案理由説明）	
議案第13号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	4
（提案理由説明）	
議案第14号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について	4
（提案理由説明）	
議案第15号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	4
（提案理由説明）	

議案第 16 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	4
(提案理由説明)	
議案第 17 号 さつま町平川郷条例の一部改正について	4
(提案理由説明)	
議案第 18 号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工セ ンター条例の一部改正について	4
(提案理由説明)	
議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	4
(提案理由説明)	
議案第 20 号 平成 25 年度さつま町一般会計予算	4
(提案理由説明)	
議案第 21 号 平成 25 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	4
(提案理由説明)	
議案第 22 号 平成 25 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	4
(提案理由説明)	
議案第 23 号 平成 25 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	4
(提案理由説明)	
議案第 24 号 平成 25 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	4
(提案理由説明)	
議案第 25 号 平成 25 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	4
(提案理由説明)	
議案第 26 号 平成 25 年度さつま町水道事業会計予算	4
(提案理由説明)	
議案第 27 号 平成 25 年度さつま町簡易水道事業会計予算	4
(提案理由説明)	
議案第 28 号 町道路線の廃止又は認定について	19
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 29 号 人権擁護委員候補者の推薦について	21
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 2 号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分 of 報告について (専決第 2 号)	22
(内容説明・質疑)	
報告第 3 号 平成 24 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正 予算 (第 2 号) について	23
(内容説明)	
報告第 4 号 平成 25 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算につい て	23
(内容説明)	
学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件	24
(報告・質疑)	
議案第 30 号 訴訟上の和解について	27

(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)

散 会	2 9
-----------	-----

○3月7日(第2日)

一般質問表	3 1
会議を開催した年月日及び場所	3 4
出欠席議員氏名	3 4
出席事務局職員	3 4
出席説明員氏名	3 4
本日の会議に付した事件	3 5
開 議	3 6
一 般 質 問	3 6
岩元 涼一議員	3 6
原子力災害対策について	
再生可能エネルギーの活用策について	
定住対策について	
川口 憲男議員	4 6
農業における今後の振興策について	
交流目標人口200万人に向けた取り組みについて	
森山 大議員	5 6
日高町政4年間の実績について	
内田 芳博議員	6 2
環境整備について	
町内の幼児交流について	
内之倉成功議員	7 0
学校適正化計画について	
耕作放棄地対策について	
散 会	7 5

○3月8日(第3日)

会議を開催した年月日及び場所	7 7
出欠席議員氏名	7 7
出席事務局職員	7 7
出席説明員氏名	7 7
本日の会議に付した事件	7 8
議案付託表	7 9
開 議	8 2
議案第 5 号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	8 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について ...	8 2

(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について	8 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について	8 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 号 さつま町課設置条例の一部改正について	8 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 10 号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正につ いて	8 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 11 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正に ついて	8 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 12 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	8 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 13 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	8 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 14 号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について	8 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 15 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	8 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 16 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	8 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 17 号 さつま町平川郷条例の一部改正について	8 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 18 号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工セ ンター条例の一部改正について	8 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	8 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 20 号 平成 25 年度さつま町一般会計予算	8 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 21 号 平成 25 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 22 号 平成 25 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 23 号 平成 25 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 24 号 平成 25 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 25 号 平成 25 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 1 2

(総括質疑・委員会付託)	
議案第 26 号 平成 25 年度さつま町水道事業会計予算	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 27 号 平成 25 年度さつま町簡易水道事業会計予算	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	1 1 4
○ 3 月 22 日 (第 4 日)	
会議を開催した年月日及び場所	1 1 7
出欠席議員氏名	1 1 7
出席事務局職員	1 1 7
出席説明員氏名	1 1 7
本日の会議に付した事件	1 1 8
開 議	1 1 9
議案第 5 号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について ...	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 号 さつま町課設置条例の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 10 号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 11 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 12 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 13 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 14 号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 15 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 16 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	1 1 9

(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 17 号 さつま町平川郷条例の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 18 号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 20 号 平成 25 年度さつま町一般会計予算	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 21 号 平成 25 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 22 号 平成 25 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 23 号 平成 25 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 24 号 平成 25 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 25 号 平成 25 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 26 号 平成 25 年度さつま町水道事業会計予算	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 27 号 平成 25 年度さつま町簡易水道事業会計予算	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 31 号 平成 24 年度さつま町一般会計補正予算 (第 10 号)	1 3 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 32 号 平成 24 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 3 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 33 号 平成 24 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	1 3 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 34 号 平成 24 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) ...	1 3 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 35 号 平成 24 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 3 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 36 号 平成 24 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 3 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発委第 1 号 さつま町議会委員会条例等の一部改正について	1 5 0
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	

報告第 3 号	平成 2 4 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について	1 5 1
(質疑)		
報告第 4 号	平成 2 5 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	1 5 1
(質疑)		
行財政改革対策調査特別委員会報告の件		1 5 2
(報告・質疑)		
閉会中の継続審査・調査について		1 5 5
(決定)		
閉 会		1 5 5

平成25年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

平成25年3月1日

平成25年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成25年3月1日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森 山 大 議員	2番 東 哲 雄 議員
3番 麥 田 博 稔 議員	4番 米 丸 文 武 議員
5番 川 口 憲 男 議員	6番 新 改 秀 作 議員
7番 平八重 光 輝 議員	8番 平 田 昇 議員
9番 舟 倉 武 則 議員	10番 岩 元 涼 一 議員
11番 内之倉 成 功 議員	12番 柏 木 幸 平 議員
13番 楠木園 洋 一 議員	14番 内 田 芳 博 議員
15番 桑 園 憲 一 議員	16番 市 來 修 議員
17番 新 改 幸 一 議員	18番 木 下 敬 子 議員
19番 木 下 賢 治 議員	20番 中 尾 正 男 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩 原 康 正 君	議事係 長 中 間 博 巳 君
議事係 主幹 松 山 明 浩 君	議事係 主任 神 園 大 士 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	教 育 長 東 修 一 君
副 町 長 和 気 純 治 君	教委総務課長 山 口 正 展 君
企画課 長 湯 下 吉 郎 君	水道課 長 脇黒丸 猛 君
福祉課 長 王子野 建 男 君	農 政 課 長 平 田 孝 一 君
環境課 長 貴 島 晃 人 君	建 設 課 長 三 浦 広 幸 君
町民課 長 前 田 淳 三 君	災害復興対策課長 松 山 兼 二 君
総務課 長 紺 屋 一 幸 君	企業誘致対策室長 湯 下 吉 郎 君
財政課 長 下 市 真 義 君	税 務 課 長 松 尾 英 行 君
健康増進課長 小椎八重 廣樹 君	
介護保険課長 中 村 慎 一 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 5 号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 6 号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について
- 第 7 議案第 7 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について
- 第 8 議案第 8 号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について
- 第 9 議案第 9 号 さつま町課設置条例の一部改正について
- 第 10 議案第 10 号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 11 議案第 11 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 12 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 13 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 14 議案第 14 号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について
- 第 15 議案第 15 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 16 議案第 16 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 17 号 さつま町平川郷条例の一部改正について
- 第 18 議案第 18 号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について
- 第 19 議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 20 議案第 20 号 平成 25 年度さつま町一般会計予算
- 第 21 議案第 21 号 平成 25 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 22 議案第 22 号 平成 25 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 23 議案第 23 号 平成 25 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 24 議案第 24 号 平成 25 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 25 議案第 25 号 平成 25 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 26 議案第 26 号 平成 25 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 27 議案第 27 号 平成 25 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 28 議案第 28 号 町道路線の廃止又は認定について
- 第 29 議案第 29 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 30 報告第 2 号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第 2 号）
- 第 31 報告第 3 号 平成 24 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 32 報告第 4 号 平成 25 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 33 学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件
- 追加日程第 1 議案第 30 号 訴訟上の和解について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成25年第1回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長及び教育委員会委員長から、本定例会に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、米丸文武議員及び5番、川口憲男議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月22日までの22日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略いたしますが、次の件について補足して説明をいたします。

鹿児島県町村議会議長会の第64回定期総会が平成25年2月12日鹿児島市において開催されました。総会では、理事の補充選任報告を初め、会務報告及び平成23年度決算、並びに平成25年度事業計画予算等が原案どおり承認決定されました。また、真の分権型社会の実現の推進や災害に強いまちづくりを推進すべく、8項目の決議が行われました。また、総会の中で、議員として25年以上在籍されておられます平田昇議員、内田芳博議員、東哲雄議員が、自治功労者として、鹿児島県町村議会議長会表彰をお受けになられましたので、本日の会議終了後に伝達を予定しております。

次に、監査委員から例月出納検査並びに財政援助団体等の監査結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、その中で、2月3日の平成18年さつま町豪雨災害復興祭に関する件と、2月14日に開催された鹿児島県町村会定期総会について、補足して御報告いたします。

まず、2月3日、本町虎居で行いました平成18年さつま町豪雨災害復興祭についてであります。

平成18年7月に発生した県北部豪雨災害から6年を経過した本年、鶴田ダムの再開発事業を残しまして、川内川河川激甚災害対策特別緊急事業の全てが終了をいたしたところでございます。これも一重に、国土交通省、鹿児島県を初め、多くの関係機関の御尽力と被災されました方々の深い御理解と御協力のたまものと衷心より感謝申し上げる次第であります。また、災害直後から、復旧、復興に向けての要望活動など積極的に行動していただきました町議会議員並びに被災地区住民代表を初め、多くの方々に改めて厚く御礼を申し上げます。

この完成を受けまして、2月3日鹿児島県並びに川内川流域の関係市町とともに、本町におきまして盛大に復興祭を執り行ったところでございます。新しく完成した橋梁や築堤、分水路、また広くなった河道などにより、被災地区の地域の洪水等に対する安全安心は、格段に向上したものと考えております。

この事業終了によりまして、河川敷を活用した新たな地域づくり、観光の振興など、流域市町の元気再生と平成18年の豪雨災害を風化させることなく、常日ごろからの防災意識の高揚に努力を傾注してまいる所存であります。

次に、鹿児島県町村会定期総会についてであります。

道州制につきましては、平成20年の全国町村会の反対決議を行いましてから、一貫して反対の姿勢をとってきているところでございますが、今般、国民的議論のない中で、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破し得るような変革の期待感だけを先行させてきております。

この道州制が導入されれば、再び合併を余儀なくされ、大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大することも予想されることなどから、この道州制導入について改めて反対する特別決議を採択したところでございます。

以上で、町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第5号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」、日程第6「議案第6号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」、日程第7「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支

給条例の廃止について」、日程第8「議案第8号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」、日程第9「議案第9号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第10「議案第10号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第11「議案第11号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第12「議案第12号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第13「議案第13号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第14「議案第14号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について」、日程第15「議案第15号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第16「議案第16号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第17「議案第17号 さつま町平川郷条例の一部改正について」、日程第18「議案第18号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について」、日程第19「議案第19号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第20「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」、日程第21「議案第21号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第22「議案第22号 平成25年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第23「議案第23号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第24「議案第24号 平成25年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第25「議案第25号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第26「議案第26号 平成25年度さつま町水道事業会計予算」、日程第27「議案第27号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（中尾 正男議員）

日程第5「議案第5号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」から日程第27「議案第27号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案23件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに、平成25年度の施政方針の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平成25年3月議会定例会におきまして、平成25年度予算並びにその他の諸議案を御審議い

ただくに当たり、これまでの町政運営と予算の概要を御説明申し上げます。

平成21年4月、町民の皆様の力強い温かい御支持をいただき、町長の重責を担うこととなりましてから、早くも1期4年の終盤を迎えました。

この間、マニフェストとして掲げました3つの姿勢、4本柱の戦略宣言のもと決断と実行、リーダーシップを発揮しながら「町民の皆様が夢と希望の持てる元気な町」の実現に全身全霊を傾注してまいりました。

顧みますと、就任して間もなく国政におきましては、平成21年8月の衆議院議員総選挙におきまして、これまで長く続いた自民党を中心とした政権から民主党を中心とする政権へと移り、政策の方向性も大きく変わり、そして3年4カ月を経て、昨年末の総選挙では自民党が圧勝し、再び政権与党に返り咲くという歴史的な政変がありました。また、経済的にもバブル崩壊後、デフレによる低迷が続く中で、リーマンショックによる円高、株安など金融不安で暗くて長いトンネルの中の経済情勢でありました。

さらに、平成23年3月11日には、東北沖を震源とする東日本大震災が発生し、福島原発の事故も重なり、かつて経験をしたことのない未曾有の大災害となり、多くの尊い生命や貴重な財産が一瞬のうちに奪われ日本列島全体に震撼を与えました。

就任期間中、政治・経済・社会ともに激動の時代を肌で感じると同時に、さまざまな体験をする貴重な期間でもあったと受けとめております。

このような目まぐるしく変わる情勢にあった1期4年間を振り返りますと、長引く景気低迷の中にあって緊急雇用対策、東日本大震災や原発事故等に対する対応、緊急課題でありました河川激特事業による復旧・復興の推進、突発的に発生した口蹄疫・鳥インフルエンザの防疫対応など直接・間接的に影響を与える重大な事案を抱えましたが、町議会を初め、関係機関、町民の皆様のご理解と御協力により、諸課題に適時適切に対応し、おおむね順調に町政運営が図られたものと考えております。

戦略宣言のそれぞれの取り組みについて申し上げますと、まず「元気な農林・商工業のまち宣言」につきましては、鹿児島県、JA、町三者による県内初のワンフロア化を実現し、新規就農者、認定農業者、集落営農の育成確保に努め、より専門的でスピーディーな対応が可能となったと考えております。担い手の確保育成支援に関する担い手アクションサポートも継続的に、また新たな目線で取り組んでおります。

「薩摩のさつま」ブランド確立については、推進協議会を設置し、認証制度、認承シール等による販売促進や、JA北さつまと一体となったトップセールス、町のイメージキャラクター「さつままるちゃん」を活用した集客・PR販売促進に努めてきたところであり、認知度は高まりつつあると感じております。

農林業の6次産業化推進については、加工グループ育成のための研修会、相談業務、各種制度の紹介や案内を初め、農産加工品等の製造技術向上や新商品開発などのほか、拠点施設としての農産物加工施設のハード整備や開館日を増やすなど、利用者の利便性向上を図ったところであり、さらに、農産物加工施設整備事業を創設し、加工グループ等への支援強化を実施いたしました。意欲を持った加工グループが着実に育ってきていると感じております。

オンリーワンの商店街・商店・商品づくりについては、特定中小企業緊急保証制度利子補給金交付事業を創設して経営の安定を図ることとし、また、小売店舗のイメージアップを図るための小売業等店舗整備事業を創設、支援のほかアーケード撤去、街路灯のLED化への支援、交流人口、宿泊者増に対応するための旅館業等施設整備事業の創設、支援、地元購買力向上のためのプレミアム付商品券年2回発行等によりまして、地域経済振興に努めてまいったところでございま

す。なお、雇用促進と工業の活性化を図るため企業誘致対策室を設置し、企業立地助成金制度の支援拡充による企業誘致の促進を図り7社と新增設の立地協定を行い、また、県内2市1町による異業種交流会を設けて、企業間の情報交換、企業活性化に努めてまいりました。

コンベンションのまちづくりについても、スポーツ合宿、文化交流、観光、グリーン・ツーリズムの推進を図って、交流活性化に努めてまいりました。これらによって、厳しい環境の中にも意欲を失わない活性化の方向性を感じております。

次に、子ども健やか育成宣言の取り組みでは、「子どもを育てるならさつま町で」を合言葉に、子ども健やか商品券による新たな子育て支援、乳幼児医療費については、小学校就学前までの医療費完全無料化とともに中学生まで入院医療費無料化を拡充いたしました。

また、ヒブ肺炎球菌、子宮頸がん、水痘、おたふく風のワクチン予防接種に対する県内初の町単独の助成措置を初め、不妊治療費の一部を助成する「こうのとりの支援事業」や「妊婦に対する歯科無料健康診査」の創設、これまで町内に施設がなく対象者を持つ保護者から切望されました発達支援センターの設置実現と療育の連絡会を新設し、講演会、実習活動に取り組んでまいりました。そのほか保護者の負担軽減のため、保育料30%から50%の軽減措置、他の自治体に例のない「7～8か月児、2歳児育児相談」「妊婦宅訪問」などの専門家を配置した育児支援活動を推進してまいりました。

教育の分野におきましては、心豊かな子どもを育てるため「早寝・早起き・朝ごはん」運動導入による学力・体力の向上対策や、特色ある学校づくり推進のための学校活性化推進事業や学校応援団推進事業等を推進してまいりました。特に、県内では初めてとなる子ども図書館「えほんの森」を整備し、多くの子どもたちが利用するようになりました。

次に、「大胆改革さつま宣言」の取り組みでは、行政サービス日本一の取り組みとしまして、まずは職員の意識改革と能力開発のため、研修の充実に努めるとともに、時代を見据えた組織改革や限られた財源を有効活用するための事務事業評価制度の導入を図りました。また、役場本庁窓口に総合案内係を設置するとともに自動発券機を導入し、来庁者に対するきめ細やかな対応に努めてまいりました。

広報・広聴活動については、広報紙の全ページカラー化と透明性の高い町政に努めるとともに、各地区公民館、各種団体との意見交換の機会を設けてまいりました。

財政の健全化に資するため、隗より始めよのごとく町長給与については4年間を通して20%の減額措置を講じたところでございます。

人件費の削減については、副町長、教育長はもとより、一般職、議会議員、その他の非常勤特別職の方々についても人件費の削減に御理解と御協力をいただきました。そのほか、副町長を2人体制から1人体制に、黒塗りの町長公用車の廃止、公共施設の指定管理制度移行、クリーンセンタープラットホームの民間委託、公債費負担適正化計画に基づく地方債残高の減額、さらに職員数の削減につきましては、定員管理計画に基づき計画どおりの削減に努めてまいりました。

一方、将来への持続可能な財政運営を期するための基金積立金についても最大限の意を払ってまいりました。このようなことから、経常収支比率、実質公債費比率も合併当時からすると大きく改善されてきたと考えております。

なお、合併以来の懸案でありました新庁舎建設につきましては、住民説明会等を実施しながら町民の御理解を求め、本年度建設工事に着手する運びとなりました。住民サービス、防災の拠点施設として立派に完成するよう進めてまいります。

次に、「安全安心さつま宣言」の取り組みであります。喫緊の課題でありました平成18年の鹿児島県北部豪雨災害による復旧・復興対策については、川内川河川激特事業の一連の工事が

6年の歳月を経て、今年度、橋梁や築堤の工事をもって全て終了し、さきに、国、県、流域市町、被災地区住民合同で、竣工式、復興祭が執り行われたところであります。これまで御尽力いただいた国、県の関係機関を初め、町議会、関係地域住民の並々ならぬ御尽力に心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。完成を契機にすばらしい景観を生かした地域づくり、観光振興とともに、いつ起こるとも判らない災害発生にさらなる防災意識を高めていかなければならないと痛感しております。

また、内水対策では、国の排水ポンプ車1台を設置していただきました。あわせて町単独で水中ポンプ12基を配置できるよう準備いたしましたところであります。また、危機事象発生時に迅速かつ的確な対応を図るため「危機管理監」を任命するとともに「安全安心対策課」を設置し、危機管理体制の充実を図ってまいりました。

さらに、大規模な災害発生時の安全・安心確保と早期の災害復旧を図るため自治体や関係機関との「災害時相互応援協定」を締結、福島原発事故の発生を受けて、県や九州電力株式会社に対しては、原発防災重点地域指定の要請を重ねた結果、30キロメートル圏も指定となり九州電力株式会社と「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定」を締結いたしました。

町民の健康づくり推進につきましては、町民運動として推進するため「健康づくり推進の町」を宣言し、PETドック、健康さつまポイント事業の導入や特定健診率向上など予防対策に力を注ぎ、特定検診については、目標の65%以上を達成することができたところであります。

以上主要な項目について申し述べましたが、平成25年度予算につきましては、町長、町議会議員選挙の年度であることから、町民への直接経費や経常経費・継続事業等を中心に編成いたしました。

予算編成の方針につきましては、これまで行財政改革の取り組みの成果や近年の国の経済対策関連事業の導入により改善はしてきていますが、普通交付税の合併特例期限の到来する平成27年度からの段階的縮減が実施されることを視野に入れて、引き続き行政改革に取り組み、より安定的で持続可能な財政基盤の確立に努めることといたしております。

次に、本年度の主な事業や推進方策について御説明を申し上げます。

第1に「豊かな地域資源を核とした活力ある産業のまち」であります。

農業・農村は、農業者の減少や高齢化、生産資材の高騰等の課題が山積し、対外的には、環太平洋経済連携協定（TPP）に代表されるように、農産物の貿易自由化への圧力が急速に高まりつつあり、農業の存続が危ぶまれております。このような状況の中で、農業・農村を再生し、農業者が明るい展望を持てるよう、国策に呼応してできる限りの施策を講じてまいります。

まず、第3期中山間地域等直接支払制度への取り組み支援を行ってまいります。水田・畑地農業対策については、戸別所得補償制度の見直し、充実に対応できるよう活用促進に取り組んでまいります。梅につきましては、「農事組合法人 薩摩西郷梅生産組合」と連携を図り、生産安定対策、6次産業化への一層の取り組みを支援してまいります。

また、地域特産品の6次産業化を推進し、農家所得の向上に努めてまいります。農畜産物の有利販売のため、JA北さつまと連携した「薩摩のさつま」ブランド確立とトップセールスに努めてまいります。

茶については、防霜ファン等による生産安定対策の推進とともにリーフ茶の消費拡大にも努めてまいります。

畜産振興については、本町農業の基幹作目として、さつま牛ブランド確立に生産者、関係機関一体となって取り組んでまいります。

肉用牛については、優良雌牛の保留導入や肥育素牛導入促進、畜産基盤再編総合整備事業によ

る多頭飼育農家への飼料生産基盤や畜舎等の整備を促進してまいります。また、薩摩中央家畜市場の子牛購買者への宿泊助成等を継続しながら、さつま牛ブランド確立に取り組んでまいります。

次に、持続可能な農業を実現するため、引き続き農業後継者や集落営農組織等の担い手の育成と確保に努めてまいります。特に、平成24年度から始まりました国の制度である「人・農地プラン」については、各地域で作成したプランの実践支援のため、県及びＪＡ等関係機関との連携強化を行い、各地域との話し合い活動に重点を置き、新規就農者の確保や農地集積を推進し地域農業の活性化に取り組んでまいります。

農業基盤の整備であります。本年度は県営中山間地域総合整備事業による柏原地区及び宮之城地区におきましては、農道・集落道整備、用排水施設整備、猪鹿害防護柵整備及び防火水槽の整備を実施してまいります。

また、県営事業で引き続き農村災害対策整備事業を、農道保全対策事業及び基幹農道整備事業で中津川北地区を、団体営事業におきましては、浅井野地区の農道整備を実施し年度内完成を目指してまいります。

次に林業関係であります。国が作成した「森林・林業再生プラン」に基づき強い林業の再生に向け、本年度も引き続き集約的な森林施業の推進や効率的な林道・路網整備の促進に努めてまいります。

また、国産タケノコの需要拡大や、チップ工場を追い風に竹林改良を促進し「さつまたけのこ」の生産拡大などを図り竹の産地づくりに努めてまいります。

深刻化している有害鳥獣被害につきましては、町鳥獣被害防止計画に基づき実施する総合的な対策事業をさらに推進し、農林水産物への被害軽減に最大限努力してまいります。

次に商工業振興につきましては、町内商業の活性化と消費拡大を図るため、今年度もプレミアム付商品券を発行します。あわせて小売業等店舗整備支援事業や旅館業等施設整備事業につきましても、引き続き実施してまいります。

また、宮之城屋地本町・下町商店街のアーケード撤去に伴い、街路灯の整備と店舗改装などへの整備支援を行い、商店街のイメージアップと安全安心な街づくりを図ってまいります。

雇用対策につきましては、県内に立地する企業の撤退・縮小に伴い離職者の増加が予想される中、町雇用創造推進協議会において、求職者を対象とした人材育成メニューや各種スキルアップ研修等を実施しながら、町内失業者の解消に努力し、また、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して雇用機会の創出を図ってまいります。

次に観光についてであります。定住人口が年々減少する中で、地域の活性化を図るためには、交流人口の果たす役割は極めて大きいと考えています。その一翼を担うのが観光交流でありますので、各地域で開催されているイベントとの連携、ＰＲ、宮之城鉄道記念館の交通・観光物産の拠点施設としての機能充実と観光ボランティアガイドの育成・確保を図ってまいります。

また「さつまるちゃん」を活用した県内外への積極的なイベント参加や情報発信、さつま町の認知度を上げる対策として、観光キャンペーン用のポロシャツの作成など、観光協会と一体となって取り組んでまいります。また、地元食材を活用した新たな商品開発や販路開拓、広報宣伝などにも努めてまいります。

そのほか、コンベンションタウンの推進につきましても、既存の大会に加えて、新たな大会等を計画しながら誘客増に努めてまいります。

次に企業誘致対策であります。雇用と町民所得の安定を図るため、地元、県内外を問わず企業訪問を積極的に行って情報を入手し、また連携を密にして誘致のセールスと雇用確保に努めてまいります。

定住促進策であります。分譲宅地販売について町の助成策等のPR、トップセールスやチラシ折り込み、住宅メーカー訪問など販売促進活動に引き続き積極的に取り組み、早期の分譲・販売に努めてまいります。

第2に「思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち」であります。

本町の健康づくりの基本計画である「健康さつま21」は、平成25年度を初年度に平成34年度までを期間とした新たな計画を策定いたしました。元気で年齢を重ねる健康寿命の延伸を基本的な方向性として、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりに努めてまいります。

保健・医療の充実につきましては、国民健康保険事業及び後期高齢者医療保険の健全な運営並びに持続可能な二次救急医療の充実強化と地域医療の確保に努めてまいります。

特定健診を初め各種健診につきましては、集団健診による効率性重視から、利便性、専門医療機関志向などニーズに応じた町民視点に立った健診スタイルへの改善を図ってまいりましたが、今後もこれとあわせまして、医療費、疾病統計及び特定健診の分析結果に基づいた保健事業を展開し、受診率と予防活動の向上を図ってまいります。

また、大変好評でした「健康さつまポイント事業」は本年度も実施してまいります。

次に高齢者福祉についてであります。社会環境の変化により老々介護、一人暮らしといった問題を抱える世帯が増える傾向にあります。こうした背景から、高齢者福祉計画に定めた、「思いやりと温かさが育む地域福祉創造の町」の具現化に向けて、各種高齢者福祉サービスの充実とあわせ、人と人、人と地域の新たなきずな生み出す「高齢者等くらし安心ネットワーク事業」を引き続き推進し、支援が必要な方を地域で支えていく体制づくりを推進してまいります。

次に児童福祉であります。子どもは社会の希望であり、未来をつくる力であります。子どもの健やかな成長は、保護者のみならず、今日の社会を構成する全ての人々にとっての願いであります。このため、社会全体で子育てを支援する施策に加え、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境の整備に努めてまいります。

なお、子育て支援については、国においても子ども手当から児童手当に改変するなど新たな支援策が創設されたことに伴い、これまで町単独で実施してきた「すこやか子育て支援手当」は、24年度末で廃止とし、次の段階で新たな子ども支援策に切り換えていきたいと考えております。

次に、障害者福祉であります。平成25年度から障害者総合支援法が施行されることに伴い、難病患者もこのサービスの対象に追加されるなど総合的な支援体制がスタートすることになります。このようなことから、障害のある人が、年齢や障害の種別にかかわらず、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身近な地域でサービスを受け、安心して暮らすことができるよう引き続き取り組みを進めてまいります。

また、近年増加しつつある発達障がい児にあっては、乳児の約3割、幼児の約4割がフォローを要する極めて大きな課題となっております。このようなことから今後も引き続き関係機関と連携を強めながら、個々の成長・発達を促す療育の充実に努めてまいります。

次に人権同和対策であります。同和問題を初めとするあらゆる人権問題を全町民的課題とし、人権教育・啓発に積極的に努め、差別のない明るいまちづくりの実現に努めてまいります。

第3に「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」であります。

教育の推進につきましては、「さつま町教育振興基本計画」の基本理念であります「時代の変化に主体的に対応できる人間性豊かでたくましい人材の育成」、「さつま町の教育的な伝統や風土を生かした活力ある教育活動の推進」を基本としながら各施策の推進に努めてまいります。

社会教育についてであります。近年における青少年を取り巻く環境は急激に変化してきており、その健全育成の原点である家庭教育や地域の教育力の重要性を改めて認識するところであり

ます。

このため、「さつまの日」における親子のふれあい促進や各学校における家庭教育学級の支援、学童期の子育て講座の開催など、引き続き取り組みを進めてまいります。また、子どもの頃のような体験活動が、将来の青少年の健全育成に大きく影響するとも言われることから、年間を通じた「ふるさと体験塾」の開講や自然体験としてのアドベンチャー事業、子ども会など各団体における、ふれあい体験活動の推進を図ってまいります。

社会体育の振興については、各種大会の開催に加え、本年度が第5回町民体育祭の開催年度となりますので、スポーツを通じた町民の親睦・融和と運動による体力増進や健康づくり推進に努めてまいります。

次に学校教育についてであります。基礎学力の一層の定着を図ってまいります。同時に、豊かな人間性を育む道徳教育や読書活動の充実に取り組むとともに、気力・体力の向上などを図りながら、たくましく志の高い青少年の育成に努めてまいります。

また、各学校や幼稚園の特色ある教育活動を積極的に推進し、子どもたちが意欲的に学習する活力ある学校づくりに努めます。さらに、子どもたちの悩みにしっかりと寄り添う教育相談事業の充実や教職員の指導力アップを図る事業等の推進を図り、地域や保護者に信頼される学校づくりを進めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、平成24年度末の耐震化率は96%となり、残りの4%（2校）につきましても、早期の改修を進めてまいります。また、学校図書室の図書の充実や学校施設及び教育環境の整備についても、児童生徒が安全で安心して学べる教育環境の整備に努めてまいります。

学校再編につきましては、平成23年度に策定した小中学校の適正化計画基本計画（案）を見直した新たな基本計画を策定し、議会を初め、関係地域等へ説明を行いながら取り組んでまいります。

学校給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、より一層地場産物を活用した給食を提供してまいります。

また、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進・充実を図るとともに、ホームページにより、毎日の給食情報、生産者情報を発信してまいります。学校給食センターの今後のあり方については、学校規模適正化計画を見きわめ、具体的な方策等を検討してまいります。

次に、文化の振興であります。潤いのある文化の薫りあふれる町の創造を目指して、青少年に優れた芸術鑑賞の機会を提供するとともに、吹奏楽フェスタや美術展を開催し、誰もが芸術文化を感受できる環境づくりに努めてまいります。また、平成27年度に開催されます国民文化祭かごしま大会に向けての準備を進めてまいります。

各地域に受け継がれてきている郷土芸能につきましては、「さつまフェスタ」時に毎年輪番での発表等を通じて、保存・伝承の取り組みを今後も支援してまいります。郷土の歴史資料や文化財につきましては、指定文化財などの適切な保存活用を行うとともに、歴史民俗資料館の活用を図ることで、町民への新たな情報の発信に努めてまいります。

第4に「自然と調和した便利で快適なまち」であります。

道路は豊かな地域社会、活力ある町民生活を支える根幹となるものであります。地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら計画的な道路整備に努めてまいります。また、地域高規格道路「北薩横断道路」の早期開通と広瀬道路から泊野道路間の早期事業化に向けて、関係各機関との連携を図りながら、引き続き最大限の努力を傾注してまいります。

町営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画実施スケジュールに基づき、本年度は山崎

団地1棟単身者向け3戸、世帯向け2戸の計5戸を建設いたします。

次に消防業務についてであります。住民に対する防火思想の一層の普及に努めるとともに、引き続き住宅用火災警報器の設置促進を図り、火災予防対策の強化に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、救急搬送の実態を踏まえ、住民に対する救急車の適正利用の啓発とともに医師確保に努めてまいります。また、救命率の向上を図るため、応急手当の普及を推進し、救急隊員のさらなる資質の向上に努めてまいります。

なお、消防施設及び資機材等の整備を進めるとともに、関係機関や消防災害支援隊との連携を強化し、地域防災力の充実強化に努めてまいります。

原子力防災に向けた取り組みとしましては、国の防災対策指針の見直しや関係データの整備が予定どおり進まなかったことなどから、地域防災計画の見直し作業の環境が整わない状況にありますが、国や県の動向を見きわめながら、迅速かつ適切に対応してまいります。

交通安全対策では、さつま警察署管内における死亡事故、人身事故の発生件数二桁化に向け引き続き警察署、交通安全協会等関係機関と連携した町民総ぐるみの交通安全運動を展開してまいります。

第5に「人々の生活視点から創る環境美化の町」であります。

住宅用太陽光発電システム設置事業補助については、引き続き実施してまいりますとともに、メガソーラーについては計画どおりの設置促進を図り、エネルギー自給率の向上や地球温暖化防止に努めてまいります。昨年10月から開始したその他紙類の回収につきましては、住民への周知徹底を図り、資源ごみを増やすことで焼却ごみの減量化を推進してまいります。なお、本年3月末で薩摩川内市からの一般ごみの受け入れが終了することから、施設の運転管理に係る経費の節減に努めてまいります。環境美化につきましては、環境基本計画に基づき、町民・事業者・行政が一体となった施策の取り組みを推進してまいります。

第6に「住民と行政が協働するまち」であります。

行財政運営の一層の安定化に向けて、第2次さつま町行政改革大綱に基づく取り組みを引き続き重点的に進めてまいります。あわせて公共施設のあり方や管理のあり方について、調査研究を行いながら、サービス改善、効率化を推進してまいります。職員定数については適正管理に努めるとともに、分権社会に対応できる人材育成につながるよう研修機会の拡充を図ってまいります。また、国家公務員の給与減額措置を踏まえた職員給与の取り扱いにつきましては、職員の理解を得ながら、国の求める7月からの実施に向け必要な措置を講じてまいります。

計画的行政推進につきましては、第1次総合振興計画（10カ年）の計画期間が平成27年度で終了することから、次期基本構想等の策定に向けて基礎資料の整理、分析を行ってまいります。昨年より編さんを進めてまいりました県北部豪雨災害復興記念誌第2巻につきましては、監修委員会等の開催を経て、年度内発刊に向けた作業を進めてまいります。

町内の公共交通対策につきましては、昨年4月から全町的に実証運行を行いほぼ定着しつつありますが、変更要望のある路線につきましては一部見直しを行うとともに、利便性を高めながら利用促進を図ってまいります。防災・防犯・景観の保持のため昨年度創設いたしました危険廃屋解体撤去補助金交付制度は、引き続き取り組んでまいります。

次に、平成25年度予算編成の概要について申し上げます。

新政権による平成25年度国の予算は、いわゆる「15カ月予算」の考え方で、平成24年度の大規模補正予算とあわせ、来年度の景気の下支えを行い、切れ目のない経済対策を実行するものとされております。

平成24年度補正予算については、緊急経済対策の重点である「復興・防災対策、成長による

富の創出、暮らしの安心・地域活性化」の3つを柱として13兆円規模で計上され、地方公共団体に対しましても、公共事業や経済対策のための臨時交付金が盛り込まれております。それに続く平成25年度予算については、さきの3分野を重点化して日本経済再生と財政健全化の両立を目指して編成されたところであります。

また、地方財政への対応に当たっては、昨年度同様、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理され、通常収支分については、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について平成24年度地方財政計画と同水準が確保されたところでありますが、平成25年度に限って、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員の給与費を普通交付税から削減し、この給与費削減に見合った事業費を防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応として、歳出に特別枠を設定するものとされております。

これまで1期4年間の中で、本町財政の健全化に向けて最善の努力をいたしてまいりました。人件費を初め、特に公債費については、毎年2億円以上の縮減に努めた結果、地方債残高の減少によって実質公債費比率を初め財政指標は大幅に好転してきております。

一方、財政調整基金や庁舎建設基金への積み増しのほか、公共施設整備基金やまちづくり振興基金、子ども健やか育成基金、地方公共交通対策維持確保基金の創設など将来に向けた安定的財政運営のための財源確保に努めてきております。

このような状況を踏まえながら、町長選挙の年に当たることから、基本的には骨格予算とし、新規の政策的経費を除いた義務的経費や継続事業を中心としながら、総合振興計画後期基本計画に基づいた年間予算で編成をいたしました。平成25年度さつま町一般会計予算の総額は131億5,000万円となり、昨年度に比較いたしまして4.5%、5億6,400万円の増となったところであります。

公債費が2億1,000万円減額となる中で、庁舎建設事業関連経費が約9億円計上され、またさらに社会保障関係経費の扶助費の伸びが1億600万円となるなど、前年度を上回る予算となりました。ただし、庁舎建設事業関連経費を除く比較では2.2%の減となります。

歳出予算の性質別内訳は、義務的経費が72億3,959万4,000円で、1.6%、1億1,618万4,000円の減、主な要因としましては、公債費、人件費の減であります。投資的経費が19億5,158万2,000円で、52.8%、6億7,399万円の増、主な要因としては庁舎建設関連事業費等の増であります。また、物件費などその他の経費が39億5,882万4,000円で、0.2%、619万4,000円の増となっております。

歳入面におきましては、主な増減といたしまして、町税が0.3%、576万5,000円の減、地方交付税については、1.8%、1億53万6,000円の減、また繰入金については、126.7%、4億7,890万1,000円の増となっております。また町債については18.0%、2億260万円の増といたしたところであります。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が37億2,901万5,000円で28.4%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が94億2,098万5,000円で71.6%となっております。庁舎建設基金の繰り入れによりまして自主財源比率が一時的に好転したかに見えますが、まだまだ依存財源の体質にあるところであります。

財政運営を取り巻く環境は、東日本大震災や原発事故からの早期復興、膨らむ社会保障費など多くの課題に直面しており、さらに新政権発足以後地方へ対する地方交付税制度の見直しの動きなど先行き不透明な不安材料がある中で、引き続き行財政改革を推し進め、さらに財政の健全化と持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、特別会計の関係でございます。

国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

国民の生命と健康を支える医療保険制度を取り巻く環境は、急激な高齢化の進行、疾病構造の変化や医療技術の高度化等による医療費の増嵩、低迷する経済情勢など厳しい状況にあります。このような中、本年度の予算総額は34億3,050万円で、前年度当初予算と比較し6,038万1,000円、1.8%の増となり、この主な要因は、保険給付費等の増によるものであります。

特定健康診査につきましては、健診体制等の改善を図り、昨年度以上の受診率確保を目標に積極的な事業推進に努めます。また、人間ドック事業については、拡充策と受診者増を図り、生活習慣病等の早期発見・早期治療につなげ、医療費の縮減を図ります。

なお、収納率向上対策や高医療市町村からの脱却を目指した医療費適正化の取り組みを実施して国保財政の安定化に努めてまいります。

次に、高齢者医療制度関係についてであります。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村が参加する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」が運営を行いますが、市町村業務とされている、届け出等の受付事務、保険料の普通徴収の業務などを正確に行い、円滑な事業運営に努めてまいります。なお、輪番によりまして本町職員を1名3年間、この広域連合に派遣することにいたしました。

本年度の後期高齢者医療事業特別会計の予算総額は3億1,900万2,000円で、前年度当初予算と比較して491万5,000円、1.56%の増となり、この主な要因は広域連合納付金の増によるものであります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度は第5期介護保険事業計画の2年目であります。人口構成の高年齢化等によりまして、認定高齢者の重度化が進みつつあり、介護サービス給付費も増加をしてきている状況にあります。このため、本年度の予算総額を30億355万8,000円とし、前年度対比4,682万2,000円、1.6%増といたしました。

主には介護サービス給付費の伸びによるもので、引き続き介護予防事業、認知症対策、在宅家族介護者の支援、介護支援ボランティア制度、高齢者元気度アップポイント事業など、高齢者の社会参加を図りながら安心して暮らせる地域社会づくりに努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は2,200万円とし、前年度対比189万2,000円、7.9%の減となっております。介護予防対象者へのケアマネジメントにより、状態の改善や重度化予防等にかかる適切なサービス利用に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算であります。

本年度の予算総額は4,328万7,000円で、前年度の当初予算とほぼ同じような規模となっております。農業用水の水質保全や地域の生活改善には重要な事業でありますので、機械設備の適切な維持補修に努めてまいります。

次に企業会計の水道事業についてであります。

町民の皆様へ安全・安心な水道水を利用いただくために、施設の適切な維持管理や配水管の整備・改良などを計画的に行うとともに、公営企業としての健全な事業経営及び町民サービスの一層の向上に努めてまいります。

水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務予定量を給水戸数4,662件、総給水量105万5,500立方メートルを予定し、予算額を収益勘定で収入総額1億4,538万4,000円、支出総額1億3,398万9,000円と定めております。また、資本勘定においては、収入総額496万9,000円、支

出総額4,963万5,000円と定め、不足する額4,466万6,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしており、旭西新町線配水管改良工事の整備等を実施してまいります。

次に簡易水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務量を、給水戸数5,666件、総給水量124万1,352立方メートルを予定し、予算額を、収益勘定で収入総額2億4,179万7,000円、支出総額2億3,465万5,000円と定めております。

資本勘定においては、収入総額8,058万9,000円、支出総額1億9,112万4,000円と定め、不足する額1億1,053万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることとしており、鶴田中央浄水場ろ過池改修工事等を実施してまいります。

以上、平成25年度の町政運営と各会計の予算の概要を述べましたが、さつま町を取り巻く環境は、行財政全般にわたりさらに厳しくなっていくものと考えております。安定した町政の運営と質の高い住民サービス向上を図るため、私を初め、職員一丸となって努力してまいっている決意であります。「町民の皆様が夢と希望の持てる元気な町」の実現に向けてより一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ結びといたします。

続きまして、議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号から議案第19号まで一括して提案を申し上げたいと思います。

まず、「議案第5号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」であります。

これにつきましては、工場立地法で規制されております緑地面積率の緩和を図ることによりまして、企業が設備投資しやすい環境を整備しようとするため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」であります。これは、薩摩川内市との一般廃棄物処理に関する受委託が、平成24年度をもって終了することや、公共施設整備基金を設置したことなどから、同基金を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」であります。これも、先ほど述べましたとおり、これは、平成17年の4月から3人以上の児童を養育するものに対し、児童の健全育成と児童福祉の向上を図ることを目的に、子育て支援手当を支給してまいりましたが、国の子育て支援に関する施策の拡充がなされまして、同じような内容の取り扱いとなることから、これにかわる新たな子育て支援対策を次の段階で講じて、明確な区分けを行う必要から、今回同条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」であります。この協議会は、農業振興地域整備計画の適正並びにその事業を円滑に推進を図るため、町長の諮問に応じて計画の樹立、また変更に関する事項などについて調査、協議をいただいているところでありますが、法的な設置義務もございませんで、また、県内で同協議会を設置している自治体は本町のみでございますので、こういった状況から廃止をしたいということで考えております。

この廃止後においても、これまで同様に、関係機関、団体との十分な協議によりまして対応できるというふうに考えております。今回委員の任期満了にあわせまして、廃止するものであります。

次に、「議案第 9 号 さつま町課設置条例の一部改正について」であります。これは、川内川河川激甚災害対策特別緊急事業など、一連の災害復旧事業が終了したことによりまして、災害復興対策課を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第 10 号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」であります。これは、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 11 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」であります。これは、さつま町定住促進住宅団地のうち、求名、永野及び中津川住宅団地については、貸付期間の満了や借受者に対する譲渡の特例等により、貸付区画数が減少していくことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 12 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。これは、健康づくりコーディネーター及び農業振興地域整備促進協議会の廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 13 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。これは、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 14 号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について」であります。これは、川内川河川激甚災害対策特別緊急事業など、一連の災害復興事業が終了したことに伴い、同基金の名称及び目的を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 15 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」であります。これは、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 16 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。これは、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 17 号 さつま町平川郷条例の一部改正について」であります。これは、平川郷の定住促進センター平川温泉の休館日を変更することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 18 号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について」であります。これは、さつま町鶴田農産物加工センターの使用料と薩摩農産物加工センターの利用料を統一しようとするため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。これは、川内川河川激甚災害対策特別緊急事業の築堤工事により廃止となった公園の代替公園を新たに設置しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

先ほどの私の口述の中で議案第 5 号に関して、第 1 項の規定に基づく準則をと申し上げるところを基準と申し上げたようでございますので、準則でありますので、訂正をいたします。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね１０時４０分とします。

休憩 午前１０時３２分

再開 午前１０時４１分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの施政方針の中で、９ページのところでありますが、子ども手当の関係、いわゆる児童福祉の関係で、今回条例廃止の案を申し上げましたけれども、真ん中ほどのところのなお書きがございますけれども、なお書きの「なお」というのがございますが、その後段のほうの本年度末で廃止ということであってありますけれども、これについては２４年度末ということで訂正方をお願いしたいと思います。

それと、各会計の予算、第２０号から２７号につきましては、先ほどの施政方針の中で概要を申し述べましたとおりでございますので、提案理由の説明にかえさせていただきますようよろしくお願いします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

議案集の５ページをお開きください。

「議案第５号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、「議案第６号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（王子野建男君）

それでは、引き続きまして、「議案第７号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（平田 孝一君）

「議案第８号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

続きまして、「議案第９号 さつま町課設置条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

続きまして、「議案第１０号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

議案集の１１ページをお開きください。

「議案第１１号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

続きまして、「議案第１２号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

続きまして、議案第１３号でございます。「議案第１３号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○災害復興対策課長（松山 兼二君）

それでは、「議案第１４号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第１５号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（王子野建男君）

それでは、「議案第１６号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（平田 孝一君）

「議案第１７号 さつま町平川郷条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（平田 孝一君）

続きまして、「議案第１８号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○災害復興対策課長（松山 兼二君）

それでは、「議案第１９号 さつま町都市公園条例の一部改正について」内容の御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、議案第２０号、予算書のほうでございます。「議案第２０号 平成２５年度さつま町一般会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね１３時５分とします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 04 分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明を続けます。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

「議案第 21 号 平成 25 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について、説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第 22 号 平成 25 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、議案第 23 号につきまして、御説明を申し上げたいと思います。「議案第 23 号 平成 25 年度さつま町介護保険事業特別会計予算」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

次に、「議案第 24 号 平成 25 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（貴島 晃人君）

続きまして、「議案第 25 号 平成 25 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

「議案第 26 号 平成 25 年度さつま町水道事業会計予算」につきまして、内容説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

続きまして、「議案第 27 号 平成 25 年度さつま町簡易水道事業会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっています各議案に対する審議は、3 月 11 日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問の人数次第では、各議案に対する審議を 3 月 8 日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

△日程第 28 「議案第 28 号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第２８「議案第２８号 町道路線の廃止又は認定について」を議題します。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第２８号 町道路線の廃止又は認定について」であります。これは、道路改良及び道路台帳整備等に伴う路線の廃止又は認定をしようとするものであります。道路法第８条第１項及び第１０条第１項の規定により、町道路線の廃止及び認定をしようとするため、同法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明をさせますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第２８号 町道路線の廃止又は認定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

ちょっと関連してお伺いしたいんですが、先ほどの町長の施政方針の中でも触れられましたけれども、２４年度の国の補正で約１３兆円というふうなことで、暮らしの安心、まあ活性化等の３つの柱というようなことですが、今見てみますと、とにかく町道が、２４年３月までで７６８キロが７７３キロ、非常に長くて大変な量なんですけれども、今度のこれで、今町道は、いつも我々も言われて、建設課にもうでこぼこしている所とかいろいろ相談にいくんですけれども、今度も１億４、０００万円ぐらいですかね組んでありますけれども、今回の国の補正が、この暮らしの安全安心になるのとか、先ほどの財政課長の説明では、まだ２５年度の補正とか、まだはっきりしたことはわからないというふうなことだったんですが、その辺の情報が入っていれば、お知らせを願いたいというふうに思います。

○建設課長（三浦 広幸君）

今の御質問の補正の関係ですが、先ほど財政課長のほうから説明がありましたとおり、元氣臨時交付金を使わんと財政的に苦しいということで、その説明の中で、交付限度額がまだ示されていないということと、それから、もう一つが、建設公債対象となる事業にしか充当できないというふうなことがございまして、今わかっている状況では、例えば、防災・減災事業ということで、今から国土強靱化などで進めていくわけですが、交付金を活用した道路点検、例えば補助事業を使う場合は明確な基準が必要でございまして、そういうのは、今からの話ですけど、補正に計上する予定でございます。

なお、それらにつきましては、２５年度以降の事業対象になっていくものと思われます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思

います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第28号 町道路線の廃止又は認定について」は、これを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第28号 町道路線の廃止又は認定について」は、可決されました。

△日程第29「議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第29「議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。人権擁護委員のうち、山元伸一氏が、平成25年6月30日付をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民課長（前田 淳三君）

では、「議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

お諮りします。「議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案によるものを適任と決定されました。

△日程第30「報告第2号 町長の専決事項の指定に基づく 専決処分の報告について（専決第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第30「報告第2号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第2号）」について内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第2号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第2号）」であります。これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、町長の専決事項の指定第3号の規定により、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合が共同処理する事務に係る組合市町村の変更及び同組合規約の変更について専決処分を行ったものであります。

地方自治法第180条第2項に基づき報告するものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「報告第2号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第2号）」説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことはありませんか。

○麥田 博稔議員

ちょっと関連で遠くなるので、悪かったらとめてください。

今指宿地区消防組合の話があったんですが、私たちのまちも川内とのようなことで広域の消防があって、新聞記事等によりますと、非常に合併がうまくいかなくて、私たちのまちも職員の定数の削減とかいろんな話をするとき、やはり消防組合ができれば、一般職とやっぱそこが分かるとその定員管理も非常にやりやすくなると思うんです。町村会のさきの町長報告の中にありましたけれども、そういう中で、やっぱりいろんなところが実際は困っていると思うんですけれども、話が出なかったかどうか、その辺の状況等について、町長に大まかなことで結構ですけれどもお願いします。

○町長（日高 政勝君）

広域消防の関係につきましては、消防庁のほうでおおむね30万都市ですか、それぐらいの規模で統合という話が出ておったわけですが、これまでそれぞれのブロックごとに話し合いがされてきておりますけれども、県内におきましては、御承知のとおり、南薩もあのような結果になりましたし、我々のこの北薩管内におきましても、過去においてはちょっと話が出ましたけれども、具体的に話を進めるというところまで至っておりません。それぞれが今の現状を保持をしていくということが、よりベターじゃないかという考え方がありまして、なかなかこの辺のところは具体的な進展がないといったところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

ないようですので、報告第2号を終わります。

△日程第31「報告第3号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、日程第32「報告第4号 平成25年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第31「報告第3号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、及び日程第32、「報告第4号 平成25年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を一括して議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第3号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び「報告第4号 平成25年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

それでは、「報告第3号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

続きまして、「報告第4号 平成25年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告第3号及び報告第4号に対する質疑は、3月22日の本会議で行いますので、

当日まで審議を中止しておきます。

△日程第３３「学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第３３「学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

学校規模適正化対策調査特別委員会が、調査中でありました事項について、特別委員長の報告を求めます。

〔木下 賢治議員登壇〕

○学校規模適正化対策調査特別委員長（木下 賢治議員）

学校規模適正化対策調査特別委員会のこれまでの取り組みの経過等について御報告申し上げます。なお、我々議員は、本年４月２３日に任期満了を迎えることから、この報告をもって当特別委員会の最終報告とするものであります。

昨年９月定例議会において当特別委員会が行った中間報告では、さつま町立学校適正規模等検討委員会による答申の概要と「さつま町立小・中学校の適正化計画」基本計画（案）の概要、そして当特別委員会の設置に至った経緯を説明した上で、第１回特別委員会から第７回までの主な活動内容等について報告し、また、町教育委員会に対して、昨年８月２４日に行った町議会からの申し入れを真摯に検討され、実現に努めていただくよう求めたところであります。

この申し入れについては、一連の調査や町民からの意見聴取など当特別委員会の活動等によって得られた情報を整理した結果、さきの答申の中にある共通配慮事項の４項目、地域と連携した取り組み、児童生徒の環境変化への配慮、通学手段の確保、学校施設の利活用、これらに関する取り組みや説明が十分とは言えないと思われたことから、この共通配慮事項を尊重した町教育委員会の積極的な取り組みを促すために行ったものであります。

それでは、中間報告以降の当特別委員会の取り組み等について御報告申し上げます。

まず、平成２４年９月１１日開催の第８回特別委員会において、「請願第２号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書」について審査を行いました。この請願は、薩摩地区内にある小・中学校の各ＰＴＡ会長と同地区内の３区公民館長を合わせた計７名の連名で提出され、平成２４年９月６日の定例議会本会議において、当特別委員会に審査を付託されたものであり、その趣旨は、次の４点を町教育行政に反映させることを求めるものであります。

１、町民生活に大きな影響を与える学校適正化の基本計画を策定する場合、まずは、現在の検討過程において、合意のプロセスを大切にしながら、保護者や地域住民との協議を行い、それらの意見を踏まえ、当事者意識を持って慎重に進めるという姿勢を明確に示し、正確で十分な情報提供と説明を行うとともに、当事者の協議・判断を尊重して進めること。

２、薩摩地区など短期的に計画を具体化することが難しい地域については、段階的・中長期的視点に立ち、適正化の協議を重ねる仕組みづくり、その間の児童生徒に対しては、実状に応じて必要な教育支援に努めること。

３、通学距離や通学手段等の通学問題は、計画の検討段階で明確に示すこと。

４、当事者からの積極的な提案は、当事者意識を持って十分に配慮すること。

この審査の中で、町教育委員会に対して町議会からの４項目の申し入れを行っているが、本請願の願意は、この申し入れの趣旨と同じであり、賛同できるとの意見が出され、また一方では、申し入れは行っているが、本請願についての判断は、町教育委員会の今後の動向を見てから行ってもよいのではないかと意見も出されましたが、採決の結果、請願の趣旨を了として、採択すべきものと決定したところであります。

次に、11月には、地域が育む「かごしまの教育」県民週間として、本町内の小・中学校においても教育活動が公開され、自由に参観できるということで、各委員の自主活動として、複式学級における授業の様子など教育環境の現状を調査いたしました。

次に、平成24年11月29日開催の第9回特別委員会では、東教育長に出席を求め、さきの申し入れ事項に対する町教育委員会としての対応について調査いたしました。

申し入れを行ったあと、この件に対する町教育委員会の具体的な取り組みについて注視してきたところですが、申し入れ後3カ月が経過し、また9月定例議会では、それと同趣旨と判断される請願を採択していることから、町教育委員会において今後の取り組みに向けた検討が進行しているのではないかと考え、この特別委員会を開催したところであります。

教育長の答弁では、平成23年12月、町議会に特別委員会が設置され、それ以降、調査・研究を継続されている。そのような中で、並行して関係者への説明を行うと、町議会の意向と齟齬を来す恐れがあり、その整合性を問われることが予想されることから、同じ基本計画（案）についてのさらなる説明や意見交換は難しいと考えて、今のところ、それらの取り組みは行っていない。しかし、教育委員会内部では、当特別委員会において出された意見や以前の説明会時に聞いた町民からの意見などを整理しながら、次の段階をどうしたらいいか検討しているとのことであり、現基本計画（案）に掲げている平成26年度からの計画実施は、現時点では見送らざるを得ないと考えているとのことであります。

質疑の中で、今のところ地域への説明会を再度行う考えはないのかただしましたところ、答弁では、そうした取り組みを行う考えがないということではない。町教育委員会としては具体的に基本計画（案）を示しているが、この案について地域住民の代表である町議会がどのような意見なのか、ある程度認めてもらっているのかどうか不明であり、このような段階で再度説明を行って、それが議会の意向と異なるということになれば、地域住民の信頼を失うことになるというところを理解していただきたいとのことであります。

この教育長答弁を受け、本町の学校規模適正化に向けた今後の取り組みの方向はどうか、また町民の理解は広がっていくのか憂慮されたことから、平成25年1月22日開催の第10回特別委員会では、改めて東教育長に出席を求め、申し入れ事項への対応を含めた町教育委員会としての今後の取り組みについて調査を行ったところであります。

教育長の答弁では、まず、申し入れ事項に対する取り組みとしては、さつま町立学校適正規模等検討委員会の答申内容を踏まえ、①当特別委員会で議論された意見、②地域の実態・要望等を勘案しながら、その対応を検討している。具体的には、1、再編校の対象の変更、2、スケジュール、要望のあった学区の取り扱い、4、通学方法・経路、5、その他について検討している。

そして、今後の対応としては、前述の検討内容や当特別委員会の報告等を踏まえ、現基本計画（案）を修正したものを新年度の早い時期に策定し、町議会に諮ることができるように努力したいとのことであります。

質疑の中で、これまでは、再編校の対象の変更、要望のあった学区の扱いは基本的に認めないという答弁であったと思うが、今後は柔軟に対応するのかただしましたところ、さつま町立学校適正規模等検討委員会の答申の趣旨に沿った形の意見に対しては検討したいと考えている。また学区については、既成の事実として取り扱っているものに関しては検討を考えているが、そのような事実もなく、新たに意識的に学区を分けることには無理があるとの答弁であります。

また、町議会の申し入れに対して、町民への再説明など期待していた取り組みが今までなされていないことは残念に思う。当特別委員会の活動等を通して、現基本計画（案）について町民への説明が十分になされているとは言えないという印象を受けたことは事実であり、この点は理解

しておいていただきたいと指摘しましたところ、答弁では、今後の取り組みの方針として、修正した基本計画（案）は、新年度において、まず町議会に示し、ある程度認めていただいた上で再編対象校に係る住民への説明に重点を置きながら、全部の地域及び単位PTAに対して説明する予定であり、全てにおいて納得していただけるか判らないが、子供たちのためにどうすればいいかということを前提にして、理解が得られるまで何度でも足を運ぶという形で進めていく。当特別委員会から指摘のあったとおり、今後は対象地域と接触する機会をさらに多く持つという方向でやっていきたいと思っているとのことであります。

また、この日の特別委員会には日高町長にも出席を求め、適正化計画の策定に関して、これまでの進め方や今後の取り組みについてどのように考えているかただしたところであります。

町長の答弁では、当初、平成24年6月には基本計画を決定し、さらに地域に説明していく計画であったが、町議会では、地域の大きな課題として、また町の教育上の大きな課題として受けとめて、特別委員会を設置された。町教育委員会としても、私どもとしても、住民の意見を集約した町議会の特別委員会から出される意見を全く無視した形では進められず、その調査・研究の進捗状況を見て、またその意見を踏まえながら、見直すところは見直すという方向で取り組みをしてきたと思っている。

鹿児島県内の市町村において学校再編の取り組みがいくつか具体化してきているという時代の趨勢を考えたときに、このままの学校教育環境では将来を案じられるところもあり、時代に即応した環境整備をしていく必要があることから、町民の理解がどこまで得られるか判らないが、基本的な考え方はしっかりと町教育委員会で示して、そしてまた私どもも連携しながら、町議会にも十分理解してもらった上で、いろんな意見を聞きながら進めていきたいと思っているとのことであります。

学校規模適正化対策調査特別委員会としては、この日の答弁にあるとおり、今後は町民への説明や意見交換に積極的に取り組んでいただき、町民が抱く「学校への思い」に対して十分に配慮された「さつま町立小・中学校の適正化計画」の基本計画が策定されることを期待するところであります。

さて、昨年1月以降の町教育委員会の取り組み状況を振り返ってみると、当特別委員会の意向を尊重すべきという考えが先行した余り、PTA説明会などで出された意見・要望等を整理されたにもかかわらず、組織内部での検討・協議にとどまり、その検討内容はほとんど公表されませんでした。

そして、先ほど触れました教育長答弁のとおり、町教育委員会としては今後、修正された基本計画（案）を新年度の早い時期に示し、各地域で実施する説明会を通して、町民の理解を求めていくという考えのようであります。

一方、当特別委員会は、平成23年12月定例議会において、「さつま町立小・中学校の適正化計画」について調査・研究するために設置され、その後、平成24年1月から平成25年2月まで11回にわたる会議を重ね、また議員活動として地域住民や保護者代表等との意見交換を行い、情報の収集に努めてきたところであります。その過程で、平成23年6月に公表され、町教育委員会が説明して回った現基本計画（案）について、地域住民や保護者が理解し判断するに足りる説明がなされていないとの結論に達し、この点の善処を町教育委員会に申し入れました。

この申し入れを行ったあと、薩摩地区から同趣旨の請願もあったところですが、それらに応じることなく修正案が作成されようとしております。そのような修正案をもとに学校規模適正化に向けた次の取り組みを進めていこうとする町教育委員会の姿勢は理解しがたく、どこまで町民の理解が得られるのか不安を感じたところであります。

これまで聞いた意見の中には、適正化の動きに慎重な意見がある反面、早期実施を望む意見もありましたが、来年度に示される修正案には、これらの意見や要望等がどのように反映されるのか、現時点では明らかにされておりません。

今後、各地域においては、児童生徒の保護者に限らず、できるだけ多くの住民がこの学校規模適正化の問題に関心を持ち、町教育委員会等と積極的に意見交換を行うなど議論を尽くし、地域が一丸となって、さつま町を担う子供たちの将来を考えていただきたいと切望するところであります。

最後に、町教育委員会及び町当局におかれましては、さらに連携を深め、さつま町の学校教育の活性化がなお一層図られるよう、引き続き努力されることを要請しまして、学校規模適正化対策調査特別委員会の最終報告といたします。

〔木下 賢治議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの学校規模適正化対策調査特別委員会の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件を終わります。ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△追加日程第1「議案第30号 訴訟上の和解について」

○議長（中尾 正男議員）

ただいま町長から「議案第30号 訴訟上の和解について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1「議案第30号 訴訟上の和解について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第30号 訴訟上の和解について」、追加議案としまして、提案の理由を説明申し上げます。

川内簡易裁判所平成23年（ハ）第28号工作物撤去土地明渡等請求事件及び川内簡易裁判所平成23年（ハ）第158号当事者参加申立事件については、これまで裁判所の提案に沿った和解内容で調整してきたところであります。この和解内容については、合理的かつ妥当なもので町

の主張をおおむね認めるものであること、町が譲歩する境界の範囲はわずかであること、和解によって被告の生活圏が著しく阻害されるものではないこと、訴訟の長期化は、原告、被告及び町にとって弊害が大きいことなどを勘案し、和解しようとするものであります。

地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（松尾 英行君）

「議案第30号 訴訟上の和解について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

簡単に説明していただきたい。今このA3の説明資料の中で、青の部分ですか、青の部分が参加人、いわゆる町の里道であったということでこれだけを認めると。そして、赤の部分が原告の土地であると。そして、赤の部分の14から62の1に工作物があるのについては原告が取り除くと、そういう判断でよろしいんですか。

○税務課長（松尾 英行君）

この1990番の土地は原告所有の土地でありまして、以前は1段低い田んぼでございました。それで、この色を塗った部分と1990番は地籍調査以前に、県道改良工事によりまして、残土で埋め立てられてほぼ同じ高さになっておったわけでございます。そこで、被告は自宅が里道の奥にあって、ここがのり面も里道であるというふうに認識していたことから、コンクリート舗装をしております。その後、原告のほうで、1990番のところの土地にさらに嵩上げをしたために、土砂や雨水が流れ込んできたということで、14から62のところに、被告がブロックを積んだということでございます。

今回、町のほうとしましては、この紫とピンクの部分は、全部今まで里道部分であったと、里道ののり面であったというふうに主張しておりましたが、今回ピンクの部分だけは原告のものとなるということでございまして、14から62までのブロックについては被告が撤去をします。その後、原告のほうは、1990番のほうから、土砂等が流れないように、それなりの処置をするということで和解が成立するというところでございます。

以上です。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○桑園 憲一議員

1点だけ、訴訟費用が各自の負担ということで出ているわけですが、町としては何らかの負担があるのか、そこあたりを質問します。

○税務課長（松尾 英行君）

顧問弁護士のほうをお願いしておりまして、23年度におきまして弁護士の着手費用が31万5,000円でございます。24年度につきましては、予算が41万5,000円ございますが、これは、成功報酬が31万5,000円と、あと日当等でございます。

以上です。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第30号 訴訟上の和解について」は、これを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第30号 訴訟上の和解について」は、可決されました。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。3月7日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時52分

平成25年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

平成25年3月7日

平成 25 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 25 年 3 月 7 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(10) 総 務 常 任 委 員 会 代 表 岩 元 涼 一	1 原子力災害対策について (1) 昨年、国が原子力災害対策重点地域を目安を 30 キロ圏としたことを受けて、鹿児島県も概ね 30 キロ圏までを重点区域に設定し、地域防災計画の見直しを進めるとのことである。本町もその対象地域となるが避難路や避難所などの防災計画をいつ頃までに策定する考えか 2 再生可能エネルギーの活用策について (1) 旧宮之城中学校跡に太陽光発電施設が建設予定であるが、他の遊休町有地も同様の活用策を講じる考えはないか、町に対する問い合わせ状況なども含めて伺う 風力や水力、バイオマスなども含めた再生可能エネルギーは活用すべきであるが、採算性など検討を必要とする課題がある。今後の施策の進め方について伺う 3 定住対策について (1) 本町の人口は合併後も減り続けている。有効な対策を模索しながら進めなければならないと考える。次の点について伺う ① 町外からの転入者（新築・購入）への助成策 ② 空き家バンクと町内不動産業者が連携した情報提供（民間情報も町のホームページへ掲載） ③ 地元産材活用への助成制度の創設

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
2	(5) 建設経済常 任委員会代 表 川口 憲男	1 農業における今後の振興策について (1) 本町の基幹産業である農業においては、従事者の高齢化、後継者不足等により経営はもとより農地の荒廃化も進むなど厳しい環境にある。このような中において、町でも各種施策の取り組みがなされているが、次の4項目を積極的に推進することで、農業基盤の安定及び農業従事意欲と農家所得の向上も図られるものとする。それらの対策について伺う ① 重点品目の推進と産地化について ② 有害鳥獣対策の充実について ③ J A北さつまとの更なる連携について ④ 6次産業化の推進について 2 交流目標人口200万人に向けた取り組みについて (1) 定住人口が確実に減少していく中で、交流人口を増やし、観光振興を図ることが、町の活性化につながると考える。本町における交流人口の拡大を図る手段として、次の3項目が挙げられるが、その推進策について伺う ① スポーツコンベンションの推進について ② グリーン・ツーリズムの拡大策について ③ 観光資源等の活用に関する効果的な情報発信について
3	(1) 森山 大	1 日高町政4年間の実績について (1) 4年間を総括してどのように評価しているか伺う (2) マニフェストに掲げられた事業の達成率をどのくらいと考えているか伺う (3) 4年間で課題として残ったものは何か伺う
4	(14) 内田 芳博	1 環境整備について (1) 年々、廃屋の増加が進んでいるが、その解体撤去作業の実施に苦慮される方々のことを考えて、瓦、ブロック、束石等の捨て場が必要と考えられるが、捨て場確保について伺う 2 町内の幼児交流について (1) 少子化の進行を重視し、町内の就学前の幼児が交流を深める取り組みの必要性を感じるが、その施策について伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
5	(11) 内之倉 成功	1 学校適正化計画について (1) さつま町でも、「適正化基本計画」(案)が示され、賛否両論いろんな意見、提案があった。これらを踏まえ、今後教育委員会で更なる検討がなされるとのことであるが、次の点について、どのような進め方で取り組まれる考えか伺いたい ① 統合後に空いた校舎の利活用策(高齢者用の福祉施設、企業誘致など、地域住民の声を取り入れた利活用) 2 耕作放棄地対策について (1) 近年、水田等の耕作放棄地が多く見かけられる。いろんな対策が講じられているが、効果がいま一つと感じている。今後、町は更なる施策を講じるべきと考えるが、町長は4年間の仕事として、このことをいかに取り組まれたか伺いたい。また、今後さつま町がいかにあるべきか、次世代への提言が必要ではないかと考える。町長の考えを伺いたい

平成25年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成25年3月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 萩原康正君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	学校教育課長 藤崎毅君
福祉課長 王子野建男君	商工観光課長 赤崎敬一郎君
環境課長 貴島晃人君	農政課長 平田孝一君
総務課長 紺屋一幸君	耕地林業課長 山口良一君
財政課長 下市真義君	農委事務局長 村山茂樹君
安全安心対策課長 崎野裕二君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成25年さつま町議会第1回定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

なお、代表質問にあつては、質問回数は3回までとなっておりますので申し添えます。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、総務常任委員会を代表して、10番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

総務常任委員会を代表いたしまして、通告しておきました3つの項目について質問いたします。

まず初めに、昨年国が示した原子力災害対策重点区域を受けて、鹿児島県が紆余曲折を経ながらも設定した重点区域への対応についてであります。

福島第一原発で発生した原発事故を受けて、原子力規制委員会は昨年10月原子力災害対策重点区域の目安を10キロ圏から30キロ圏に拡大する原子力災害対策指針を決めたところであります。

本町も重点区域が30キロ圏まで拡大されると、その対象地域となることから、避難経路や避難所の確保など県の地域防災計画に沿った具体的な防災計画を策定するとのことであつたかと思いますが。

伊藤知事が2月1日の定例会見で川内原子力発電所の過酷事故に備える災害対策重点地域については、原発から20キロ圏とし、県の暫定計画から拡大しない方向で検討していると明らかにされ、その根拠として科学的知見で判断すると20キロ圏で十分との認識であり、20キロ以遠についてはスキームぐらいは考えたほうがいいが、緩やかにならざるを得ない。対応は今後詰めるとの見解を示されておりました。

また、万が一事故が発生し、20キロ以遠で避難基準の放射線量が測定された場合については、適切なスキームを考えるという対応でありましたが、その方針に納得できない周辺自治体からの強固な申し入れにより、30キロ圏まで拡大した重点区域を設定し、地域防災計画の見直しをすると方針転換されたところであります。

福島第一原発事故でも30キロ圏内外で多くの住民が避難を余儀なくされた経緯があり、国の拡散予測についても、その精度自体を疑問視する専門家の指摘もあることから、鹿児島県が国と同様の原子力災害対策重点区域を30キロ圏まで拡大されたことは賢明な判断であると評価するところであります。と同時に重点区域が30キロ圏までとなると、本町はこれを受けて、避難路や避難所を示した具体的な防災計画を策定しなければなりません。

本町としては、国や県の対応を参考にした防災計画を策定せざるを得ない立場にあります。その対策を示すべき県が策定期間を示していない今の状況で明確にすることは難しいとは思いますが、国レベルにおいては原発の再稼働に前向きな姿勢が感じられます。それらのことを踏まえた上で、町長としてはいつごろまでに防災計画を策定し、町民に示すことができるのか見通しにつ

いて伺います。

次に、再生可能エネルギーの活用策についてであります。

国は太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した発電を奨励するため、昨年7月から再生エネルギーにより生み出された電力を固定価格で全て電力会社買い取らせる制度を開始したところであります。

太陽光発電については、その買い取り価格が高めに設定されたことから順調に導入が進み、本町でもメガソーラーと言われる太陽光発電施設が建設される計画となっているところであります。しかし、この固定価格で買い取られた料金は、そのまま一般家庭の電気料金へ上乗せされることから、再生エネルギーによる発電量が大きくなるにつれ、電気料金が高くなるという皮肉な結果も生み出しています。

政府は1キロワット時42円に設定された太陽光発電による買い取り価格を37円から38円前後に設定する方向で検討しているとの報道でありましたが、価格が引き下げられることにより新規参入が減速するのではないかとの見方もされているところであります。

現在の買い取り価格は、ことし3月までに申請があったもので、その買い取り期間は20年間となっていることから、参入を計画されている事業者は具体的な作業を進めておられると思いますが、既に立地が決定している事業者以外で、本町にそのような申し出をされている事業者はないか、現状について伺います。

また、農村工業団地として造成されたものの現在塩漬け状態にある薩摩工業団地やある程度面積を有する町有地は、太陽光発電施設の建設用地として活用できるのではないかと考えます。可能性について検討される考えはないか伺います。

小水力発電については、鹿児島県小水力発電推進協議会に加入して、その可能性を調査・研究していくとの方向性を示しておられますが、風力発電や木質ペレットを活用したバイオマス発電なども民間事業者と連携しながら採算性などを含めて、今後の可能性について調査・研究をする必要があるのではないかと考えますが、この点について町長の考えを伺います。

3項目目に、定住対策についてお伺いします。

この定住対策については、一般質問でも幾度となく取り上げられ、町当局におかれてもさまざまな対策を講じてこられたところでありますが、依然として人口の減少が続いており、大きな課題となっているところであります。特に周辺部にとっては、その傾向が顕著に表れており、これまで行われてきた数々の公民館活動に支障を来す状況も見受けられるようになっていきます。

この定住対策については本町だけの問題ではなく、全国の自治体にとって共通の課題となっており、それぞれ対策を講じながらも、これと言った打開策が見出せず、課題解決に至っていないのが実情であります。出産祝い金の支給や子供たちの医療費無料化など、本町でも町長がマニフェストに掲げられ実現された政策と同様の施策を行っている自治体もありますが、町外からの転入者は思うように増えていないようであります。

しかし、現在取り組まれている施策だけでは、さらに過疎化が進む方向にあることから、将来に向けて考えられる方策を模索しながら、人口減少の進行を少しでも緩やかにする努力を続けていかなければなりません。

今回総務常任委員会において、これまでに調査した定住対策を参考に具体的な内容で通告しましたが、これらの施策を具現化する方向で、次の3点について前向きに検討される考えはないかお伺いいたします。

1点目に、町外から本町に転入される方が家を新築及び購入する場合の助成策。

2点目に、町の空き家バンク情報とあわせて町内不動産業者の売買物件、賃貸物件を町のホー

ムページに掲載して情報提供。

3点目に、地元産材を使用して新築及び改築された家屋への助成制度の創設。

以上の3点について、町長の考えをお伺いいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。まず、代表質問ということで質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、原子力防災対策についてでございます。

国に合わせまして鹿児島県におきましても、災害対策の重点区域の目安を30キロ圏まで拡大をされたところでございますが、本庁の防災計画はいつごろまでに策定する考えであるかという御質問でございます。

御指摘のとおり国におきましては昨年、原子力防災対策指針の見直しの一環といたしまして、原子力防災対策重点区域の目安を国際基準のUPZを導入する形で従来の原発の半径10キロ圏から半径30キロ圏に拡大する旨決定をいたしました。

知事におかれましても、当初科学的な知見から20キロ圏で十分だという説明をされておったところでございますが、最終的には国で定めたおおむね30キロで決定をされたところでございます。

この決定に当たりましては、周辺自治体の声を聞き入れていただいたということと、国の財政支援がUPZの範囲が対象になっていることなども影響したというふうに考えているところでございます。私どものほうにおきましても、以前からこの問題については県関係の部局にも要請を行ってきた経緯がございます。

今回の決定を受けまして、防災計画の策定を本格的に進めておるところでございますが、原子力災害対策編につきましては、多くの自治体が初めての取り組みということでございまして、国のいわゆる原子力規制委員会が市町村向けの具体的な防災計画のマニュアルを示すということでございましたけれども、先ごろ、このマニュアルについては作成をしないということで発表されたところでございます。

国の原子力災害対策指針の見直しの遅れとか、あるいは見本となるべきマニュアルが示されないということもございましたので、現在まで関係の説明会等も開催されていないところでございます。このようなことから、非常に手探りの状態だということでございます。取り組みが遅れたことは否めない事実でございます。現在主管課のほうで作業を進めているところでございますが、主管課に限らず多課にわたっておりますので課長会等で、お互いに十分な横の横断的な連携をとって策定に努めていただきたいということで指示をいたしているところでございます。

ところで、この防災計画につきましては、大綱となる基本部分と避難計画などの個別計画あるいは資料編、こういったことから編成をされているところでございます。鹿児島県の防災計画の見直しにおきましても、年度末いっぱいまでかかりそうな説明を受けております。国の指針が示された部分の改定を先に進めまして、以後この見直しがなされるのを受けまして、段階的に整理をしていく予定のようでございます。

町の計画にいたしましても、県に準じた形で、また周辺市町と足並みをそろえる形で、まず基本であります大綱部分の策定を進めまして、その後個別計画等を整理をしていきたいと、このように考えております。

具体的な策定の時期ということになりますと、県の防災計画が示されたあとになるということ

になるかと思えます。年度内の策定は困難であります。4月以降での策定にならざるを得ないというふうに考えております。

なお、避難計画につきましては、県の協力なしには策定が困難であると考えておりますが、県も関係の9市町の調整を進めながら作業をするということでございますので、避難の相手先の自治体との調整ということも必要でございまして、これらの調整というのが非常に簡単に進まないというところもございます。

個別計画、特に避難計画の部分につきましては、今ここで具体的な時期を示す段階にはないということでございます。しかし、最低限必要と思われる部分につきましては、原発の再稼働申請の時期などにも注意しながら、段階的であります。できるだけ早く整備をするように努めてまいりたいし、県にも協力を依頼をしていきたいと思っております。

なお、一部マスコミでは3月18日が策定期限というような報道もされておりますけれども、国についてはこれはあくまでもめどであって、できるだけ早く策定をしてほしいというようなことでございまして、具体的な時期というのは示していないというのが説明としてはございます。

いずれにいたしましても大切な計画でありますので、拙速的に進めるのではなくて慎重に進めてまいりたいし、実効性のあるものにまとめていきたいというふうに考えております。なかなか期限先ありきで、なかなか説明もないという段階で非常に策定の事務というのが困難を極めているのも事実でございます。

それから、2番目の再生可能エネルギーの活用策でございますが、平成24年の7月から始まりました固定価格の買い取り制度、これによりまして再生可能エネルギーに対する注目度というのは、より一層高まってきているところでございます。

太陽光発電につきましては、平成24年度より住宅用の太陽光発電システム設置事業を導入をいたしまして、町民の皆様方への再生可能エネルギーに対する普及啓発にも努めているところでございます。

また、町有地におきましては、旧宮之城中学校跡地、いわゆる屋地グラウンドにメガソーラー施設を建設する事業者を公募いたしまして決定をいたしたところでございますが、25年の新年度から着工に入りまして、9月にはこの発電開始ができるんじゃないかと、そういった準備で進められるとお伺いしております。

庁舎内におきましても関係課を集めまして、再生可能エネルギーの検討会を開催をいたしました。情報の整理とか共有化を図りまして、太陽光発電、風力発電、小水力発電等について、町の設置可能性についての協議をいたしたところでございますし、小水力の関係につきましては、関係の協議会にも加入をいたしたところでございます。

この旧宮之城中跡屋地グラウンドに太陽光発電施設を建設予定であります。ほかのところからの問い合わせというんですか、そういう照会はないかということでございますけど、これはもういろんなところから照会がございます。そういう希望が出ておるところでございます。

ただ、先ほどもございましたとおり、1キロ当たり42円というのがやはり買い取り制度でありますので、だんだんと太陽光については単価を三十七、八円ですかね、そういうところまでやりたいという方向もあるようでございます。まだはつきりとしたところは言えませんが、非常に需要が多いというようなことになっておるようでございます。ほかの電力については、そのままの単価であるようですけれども、そのような動きとなっております。

昨年から、いろいろ協議もいたしておりますが、ほかの遊休の町有地についても同様の活用策を講じる考えはないかとの御質問でございますけれども、昨年から土地開発公社が保有をしております薩摩工業団地への大規模太陽光の発電施設の立地希望が多数ございます。先日も開催いた

しました土地開発公社の理事会、この席上でも再度この工業団地の取り扱いについて協議を行ったところでございます。

当工業団地につきましては、平成6年2月に農村地域工業等導入実施計画書を策定いたしまして、平成9年分譲開始以来、操業休止中の1社を除きまして、いまだ企業の立地に至っていない厳しい状況にございます。今でも一生懸命取り組みをいたしておりますけれども、今このような状況の中で、新たな立地というのは非常に厳しい環境にございます。

このような保有期間が長期化していることもございます。利便性の高い倉内工業団地においても、まだ分譲可能な土地がございまして、こういったことから薩摩の工業団地に限っては、太陽光発電施設についても用地を買い取ってくれる企業へは販売ができるように理事会で協議をいたしまして確認をしていただいたところでございます。

用地を借地じゃなくて、やはり全てを買い取っていただく、そういう企業が出てくれば販売をしてもいいんじゃないかと、そういう方向での検討もいただいたところでございます。

なお、現状におきましては、農村地域工業等導入実施計画書に基づいた農村工業導入の団地がありますので、当工業団地に立地できる業種というのが、I C産業・金型加工業、その他の製造業に限られているところでございます。

今後におきましては、こういった太陽光発電施設の立地を含め業種の幅を広げた企業の立地を推進していくこととしまして、導入対象業種以外のこの業種が立地する場合におきましては、土地の売買等により立地が確定した時点で、この農村地域工業等導入実施計画書の変更というのが生じてまいりますので、この辺の手続が必要かと思っておりますのでございます。

風力発電につきましては、環境省が調査・作成をいたしました平成22年度の再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ、これを利用いたしまして、本町内に候補地があるか確認をいたしましたところ、紫尾山系においては秒速6.5から7.5メートルの風が吹いていることがわかりましたが、環境省が示しておる事業性のレベルにおいては中程度ということでございました。

しかしながら、鹿児島県が設けました風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインというのがございまして、非常に眺望景観を阻害しないということが条件になっております。地域固有の景観をやっぱり阻害しない、周囲の景観との調和と、こういったことが図られるということが一つの基準になっておりますので、これらをクリアすることが条件となっております。今のところ非常に今の紫尾山にそういうものを設置することについては厳しいところがございます、今実現には至っておりません。我が町のシンボリックな存在であります紫尾山については、良好な景観を後世に引き継いでいくという必要がございますので、町内で事業性のレベルの高い紫尾山系においても風力発電の導入・建設には慎重な立場をとらざるを得ないというふうに考えております。

次に、小水力発電につきましては、平成24年度より県の小水力発電利用推進協議会に加入をいたしましたところでございます。これによりまして、協議会を通じた民間事業者とのスムーズな連携を期待をいたしているところでございまして、現在導入に当たりましては可能性調査としまして、3年間程度かけまして、流量の調査を実施することになっておるところでございます。

発電量を算出をしまして経済性を考慮した上で、事業化が可能か否かというのを判断をしていくことになるかと思っております。町単独で可能性調査を実施するよりは、こういった協議会を通じてノウハウのある民間事業者との連携を図りながら実施をしていく方向がよりベターな方向ではないかと考えておるところでございます。今後におきましても、町の豊かな水資源が小水力発電として活用できるかどうかというのは、調査研究を進めてまいりたいと思っております。

バイオマスの発電の関係もございまして、畜産系とか木質系などのさまざまなものが利用され

ているところでございます。本町におきましては畜産系におきましては、自社の農場から出る畜産の排泄物を利用して発電をされている事業所もでございます。木質系におきましては間伐材のまきで湯を沸かして、ハウス内に循環をさせて農業用の暖房として利用されている事業所もあるところでございます。

本町におきましては、こういった豊富な森林資源がありますことから、間伐材などを利用したバイオマス発電につきましても現在調査研究を進めているところでございます。まだ発表できるところには至っておりませんが、いろんな動きがあるということだけはお答えを申し上げたいと思います。

次に、3番目の定住対策の関係についてでございます。

有効な対策を模索しながら進めることが必要ではないかということでございます。人口につきましては、我が国全体がもう平成20年から人口の減少社会に入っているところでございまして、本町だけなかなか増えるという段階になってきておりません。非常に難しい状況にございます。本町におきましても人口は年々減少傾向にございます。

最近の人口の動態の要因というのは、町外への転出とかあるいは町外からの転入、こういう社会の増減についてはほとんど変わらない状況にございますが、ただ自然減というのがございます。出生数に対して死亡者数が非常に多いと、月によっては2倍から3倍というような状況になっておりますので、こういった自然減が著しいところで人口が減少している状況にございます。

こういったことに歯どめをかけたいということでいろんな取り組みをいたしております。産業とか福祉、医療、教育、インフラ、こういった各分野にわたる施策の展開とあわせて雇用の場の確保を含めました定住促進対策が重要であるというふうに認識をしております。これまでもいろんな手だてを講じてきておるところでございますが、なかなか実効のある目に見える形では上がってきてないというところでございます。

そこで町外からの転入者への助成策ということでございます。町外からの転入者及び周辺部への転入、転居等に対する支援策については、昨年から関係課で協議、検討を進めるように指示をいたしておるところでありまして、検討も最終段階に入っているところでございます。

検討を進めております中身につきましては、定住促進対策を基本にいたしまして、町外から転入者及び中心部から周辺部へ転居者を対象にいたしまして、住宅の新築購入、これに係ります助成制度とか、それでまたこの前もいろいろとございましたとおり、新しい施策としまして、やはり住宅のリフォーム制度、こういったことも新たに考えていく必要もあるかと思っております。

それから、地域が主体となりまして進める宅地造成、こういった支援策あるいはまた少子化対策としての住宅の新築購入助成等に加算する形で子育て加算とかあるいはまた地元施工業者の加算とか、いろいろな方法があるかと思っておりますので、よりまたこれからも検討を詰めてまいりたいと思っているところでございます。当然財政的な問題もございますので、そういったことも視野に入れながら政策を今後提案をしていきたいと思っているところでございます。

次に、空き家情報のバンク制度につきましては、町の空き家情報のバンク制度の要綱を策定をいたしております。町内6社の不動産業者等の皆さん方に協力事業者ということで登録をしていただきました。町内の空き家物件の持ち主と居住を希望される方とのマッチングを行う事業としまして、23年度から実施をしてきております。現在まで賃貸11件、売買8件を登録していただきまして、賃貸は7件、売買が5件の契約が成立をしております。

本町在住者あるいは町外居住者に対しまして、本町への定住促進を図っているところでございますが、なかなか空き家は増えておりますけれども、やはり家財道具等はずっと依然として入っておるというようなこともありますし、やはり町外出郷者は盆正月はお帰りになるというような

こと等もあって、なかなか他人の方にお貸しをするというようなところまで至ってない。なかなか持ち主からの登録が余り増えないといった実情にございます。

なお、御質問にありましたとおり、空き家情報バンクとあわせまして町内不動産業者の売買物件、賃貸物件を町のホームページに掲載し、情報提供を行う考えはないかということでございます。現在この情報バンクの協力事業者となっている6事業者のうち1事業者につきましては、本町のホームページの有料バナー広告枠のところを、1カ月当たり8,000円で購入をさせていただきまして、平成21年3月より本町のホームページと事業者のホームページのリンクができるように行っているところでございます。

また、町内6事業者のうちの事業者でホームページを開設しているのは3事業者のみでございまして、現時点では事業者による物件情報の提供量には違いがあるというところでございます。

このようなことから、空き家情報バンクに町内不動産業者の物件を掲載する場合においては、今後バナー広告の取り扱いとか物件掲載の方法について協議を行いまして、多くの物件を掲載できるように検討をいたしてまいりますとともに、空き家情報バンク制度の再周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、地元材活用の助成制度の御質問でございます。この助成制度を創設するに当たりまして、まず森林に関する法律に照らしまして、木材生産に関する一連の手続が適正になされた合法材でなければならないと考えております。

このことから町内産であることを証明するためには、やはり素材生産者とか木材の共販者、木材加工業者、いわゆる製材所、プレカット工場とか、さらにまた流通業者を経て大工・工務店へと流れていく、それぞれの段階で証明が必要となってまいりますので、木材流通センターにおきましては現在町内産の大半が町外へと出荷をされておる現状がでございます。町外産との混入も考えられますので、これをいちいち追跡することは非常に難しい現状にございます。

この助成制度を導入をしている多くの市町村におきましては、やはり県産材という証明がある製品を地元の大工・工務店さんによって建築をされる住宅に助成を行っている実情がでございます。このようなことから助成制度を設けるに当たりましては、町内産に限定せずにやっぱり県内産ということで活用される場合は助成する方向で検討をいたしているところでございます。

現在でも鹿児島県においては鹿児島材、これの使用した家については新築とか、例えば増築とかありますと、最大で14万円の助成を受けられるというかごしま木の家づくり推進事業というのがございますので、こういったことも町民の皆様へ周知を図っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

原子力の件につきましては、規制庁のナンバー3という方が更迭されたというような報道がございました。理由は何かと言うと、敦賀原発直下を走っていると予測されている活断層についての内容を事業者である日本原電からの問い合わせに対し、このナンバー3が報告書案を事前に漏らしたということのようではありますが、規制すべき立場の規制庁が規制される側に内部情報を漏らすなどというのは、これはそれこそ規制庁があるべき姿なのかどうかと、非常に不信感が募るところでもございます。

あつてはならないことでありますが、原発事故の可能性は全くゼロではないわけでありまして。東日本大震災で発生したような原発の過酷事故というのはいつ起こるか、これは誰にも予測がつか

かないところでございます。

県が当初示していた方向性は、これ全く逆行したものではないかなと感じたところでありますが、伊藤知事いわく、いわば福島原発の事故は例外的なものであって、その後の対策は安全基準に則したものであり、科学的知見に立って改善されたものであるから安全性は確保されている。つまり放射能など生命を危険にさらすような有害物質は20キロ以遠まで拡散するようなことはないから、これまでの重点区域を見直し、その範囲を拡大する必要はないと言われているように感じたところでございます。

福島原発の事故では30キロ以遠まで放射能の拡散が確認されている事例がありました。想定外の事案は、東日本大震災で日本が体験したところでありますので、鹿児島県の防災計画の見直しが年度末いっぱいまでかかりそうというような説明でありましたが、町の防災計画の策定は、その後にならざるを得ないところでありますが、県の防災計画が策定されましたら、速やかに実効性のあるものにまとめて、国と県が目安とした災害対策重点区域の対象となる地域の皆さんはもちろん、町民の皆さん全体に明確な防災計画を示されるように要請をいたしておきたいと思えます。

太陽光発電についてでございますが、政府が買い取り価格を引き下げる方向で検討しているのは、当初民間事業者が参入しやすいよう最初の価格が高めに設定されていたこと、発電パネルなどの価格が安くなり初期投資が抑えられるようになってきたため、1割程度買い取り価格を下げても採算ベースを維持できるという判断があったということでございます。

再生可能エネルギー政策は、政権奪回に成功した自民党においても比率を高めていくと、安倍総理も名言されているところでございます。

薩摩工業団地につきましては、これまで目的外への変更は難しいとの見解であったかと思いますが、企業からの打診がない今の状況では、更地のまま置かざるを得ないところであります。所管される国や県の関係部局と協議をして実現に向けて努力されるよう要請いたします。

この薩摩工業団地以外の町有地についてであります。ある程度の面積があれば参入する意欲を持った太陽光発電事業者が実際あるというような情報もあります。先ほど町長のほうでもそういう問い合わせが多数あるというようなことでございましたが。送電線の関係で適地かどうかというのは、これは事業者が判断されることでございます。町内のそういう町有地、遊休地について、そういう可能性があるのかないのかどうか、そういうところについて調査されているような事例はないかを伺います。

小水力発電についてであります。先般土地改良事業団の講師による小水力発電の取り組みについて話を伺う機会がありましたが、小水力とはいえ相当量の流量や落差がないと発電が難しいというような説明でございました。私ども総務常任委員会ですら事務調査を行った山梨県都留市においても同様の状況であったことから、小水力発電については設置条件がかなり厳しいのではないかと思われたところでございます。

小水力発電のよさは、24時間連続した発電が可能であり、エネルギー効果比率が高いことにありますけれども、初期投資額が大きい、売電価格が太陽光発電と比較して低く抑えられていることなどが、新規事業者の参入が伸びない要因ではないかと推察するところであります。

風力発電については、年間を通じて風力や風速が得られることなど最低限の立地条件が課されることから、おのずと対象地域が制限されるわけですが、これまでそのような調査研究は進められていませんでしたので、可能性を探るという観点から関係機関と情報交換、情報収集を重ねながら検討すべき課題ではないかと考えるところであります。

町内においては、紫尾山系が環境省の示す事業レベルの中程度にあるとのことですが、

町長の答弁にあったように自然の眺望や景観を阻害しないような場所の選定など、慎重に進められるようにこれも要請をいたしておきたいと思います。

木質バイオマスを活用した発電についてであります。近年の木材価格の低迷などから手入れが行き届かず荒れた状態の山林が多数見受けられています。また間伐材として採算面の面から搬出せずに切り倒されたまま放置されている間伐材も多いと聞いているところであります。この間伐材などを原料とした木質ペレットによるバイオマス発電が他の発電と異なるところは、原料を購入する必要があることから、その購入代金が原料提供者に還元される点にあるかと思います。そのことが森林事業者の育成につながり、さらに雇用が促進される可能性につながるのではないかと考えるところであります。

この木質ペレットについては、バイオマス発電に限らず農業施設暖房用の熱源として活用されている事例もあるようでございますが、再生可能エネルギーの活用という観点から町内企業の中で、そのような意欲を持って実践されている事業所あるいは新たに事業参入を検討されているような企業があるか、情報の提供、調査研究などの支援策を進めるべきではないかと考えるところであります。現時点で町内のそのような業者の状況、新規参入を考えておられる企業、その点についてはどうか町長の考えと伺いますか、お知らせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

再生可能エネルギーの活用の関係で、特に木質バイオマスの関係でございますが、町内の企業さんが直接こういった事業に参入というのはないと思います。かなり大がかりな事業ということになりますので、ただ動きとしまして県内の企業あるいは県外の企業、そういった動きが鹿児島県内に、今あちこち出てきておりまして、本町にも関係するところもございます。まだ具体的にどこと言えるところではございませんけど、そういった動きがあるということは申し上げたいと思います。町内企業はございません。

○岩元 涼一議員

先ほど言いました他の町有地の点についての答弁は。

○町長（日高 政勝君）

町有地の中で遊休土地となっている広大な土地があればですけど、今のところ遊休化してそういったメガソーラーとかそういうものをつくれる場所というのは、ちょっとないと思いますが。一部動きとしましては、山崎の駅の跡地というのがございます。あの辺がちょっと法面も広いし、一部線路跡ですかね、あの辺があります。一応紹介はしております。あそこもいい場所ですねということでおっしゃっていただいておりますので、場合によっては地元の皆さん方が御理解をいただければ、そういうことも可能があるかというふうに考えております。

あと、民有地のところも非常に広大なところもあるようですが、そこはまた別途動きもあります。

○岩元 涼一議員

今町長のほうからもございましたように、民間レベルで町有地を外れた民間レベルで、この太陽光発電を取り組んでみたいという話も幾つかあるようにも聞いておりますので、町としても支援策が講じられるようであれば、そういう事業者を育てるためにも支援をしていただきたいと思いますところでもあります。

先ほど地元産材については非常に特定が難しいというようなお話もございましたが、私どもが調査した自治体においては、県の認証制度とあわせて今度は町内産というようなところを調査されて、上乘せというかそういうのをされている自治体もございましたので、関係課等と協議をしながらそういう事例を参考にして、また前向きに取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

います。

町外からの転入者が定住を目的に住宅を新築あるいは購入した場合の助成策についてですが、先ほど申し上げましたように、委員会で調査した自治体においてはこのような施策を講じることによって成果を上げている自治体もございました。

町長の答弁によりますと、本町でも定住対策を基本に関係課による具体的な内容の検討を進められているということですので、実効性のあるものとなるよう努力をしていただきたいと思います。

定住化対策につきましては、先ほど町長からもありましたように、財政出動を伴う面もあるかと思いますが、政策として決断していくことも必要かと思しますので、今後の施策に期待をいたしております。

町の公共通信網を使って民間の不動産業者とコラボレートすることは、個別の業者を利するのではないかというような意見もあるかと思いますが、いかに町内居住者を増やすかという観点から見ますと、必要な施策ではないかと考えるところであります。

我が町をアピールするために、町のホームページで検索できる掲載物件を多様化して興味を示していただく方の選択肢を広げるという意味からも必要であると考えます。そのことによって我が町に興味を示されまして、さつま町に住んでみたいという方が現れれば、それにこしたことはありませんし、それが定住化につながるのではないかなと考えます。

今後バナー広告の取り扱いや物件掲載の方法について協議を行い、多くの物件を掲載できるよう検討を進め、空き家情報バンク制度の周知に努めたいとの答弁でありましたので、多様な情報が発信できるような体制を構築され、町内に移り住んでいただく方が少しでも増えるような方向で取り組んでいただきたいと思います。

木質バイオマスの活用制度についてでございますが、今後国レベルでも取り組んでいくのではないかと感じております。製材工場等の残材や建設作業などで発生する木材については約90%程度が利用されているとのことでございますが、間伐材につきましては、そのほとんどが未利用のまま放置されており、林野庁の資料によりますとその量は年間2,000万立方メートルあると推測されているということでもあります。

私が申し上げるまでもなく、森林は国の保全や水源の涵養などのさまざまな機能を持っています。森林がこれらの機能を十分に発揮するには、間伐や伐期を迎えた樹木を伐採するなどの適切な整備が必要です。これらの森林整備により、これまで未利用であった間伐材が新たな資源として価値を持つことができれば、林業経営にも寄与し、森林整備の推進にもつながることが期待されます。

間伐材を木質バイオマスとして利用できれば、樹木の伐採や収集運搬、木質ペレットの製造施設の管理運営など新たな環境ビジネスが雇用の創出を生み、地域の活性化に貢献する可能性も秘めています。

間伐材の活用については、京都議定書の第1約束期間の終期である平成24年度までの集中的な間伐材の実施の促進を図るため、地方債の特例交付金の交付等の措置を講じた森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法も交付施行されていますが、今年度までの特別措置ということでもあります。

しかし、限りある化石燃料を原料とする発電施設や最終処分方法が確立されないまま高濃度放射性廃棄物を出し続ける原子力発電に依存するエネルギー政策からの転換を進めるためにも、このような特別措置法を制定して、事業者の下支えを行い、国内で確保できる資源を活用する手法の確立が望まれるところであります。

資源小国の日本にとって、利用可能な再生可能エネルギーを有効資源として活用していく政策は、これからの日本が取り組んでいく大きな柱になるであろうと、安倍総理大臣も施政方針で述べられているようです。今後の国の施策などの情報収集を図りながら、再生可能な循環型社会を構築していくことは町内産業を育成することにも通じるところがあるかと思います。担当課を中心に関係各課一丸となって取り組んでいただきますように要請をいたしまして、総務常任委員会の代表質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで、岩元議員の質問を終わります。

次は、建設経済常任委員会を代表して、5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

建設経済常任委員会を代表して質問をいたします。

さきに通告した2項目について質問をいたします。

まず、1番目に、農業における今後の振興策は。

本町の基幹産業である農業は、従事者の高齢化、後継者不足等で経営はもとより農地の荒廃化も進むなど厳しい環境にある。このような中において、町でも各種施策の取り組みがなされているが、次の4項目を積極的に推進することで、農業基盤の安定並びに農業従事者の意欲向上及び農家所得の向上が図られると考える。それらについて対策をお伺いいたします。

1点目、重点品目の推進と産地化対策は。重点品目16品目は、さつま町の特産品として生産拡大、産地化、収益拡大につながったと考えられるかお伺いいたします。

2点目、有害鳥獣対策の充実は。これまでも研修の視察の結果として提言をしてきた、国庫補助金を活用し、105キロメートルの町の鹿、イノシシ柵を設置した箇所、ネット柵を現物支給したまちなど、猿についても発信機をつけ群れの情報を住民に知らせ早急の対策等を、町としてもこれ以上の対策を考えるべきでは。

3点目、JA北さつまとの更なる連携について。栽培指導、管理、販売等にJAとの連携は農家の意欲向上、農家の収益増にもつながるし、経済効果ひいては商工業への交流にもなるのではないかと考える。

4点目、6次産業化の推進について。重点品目の生産拡大、産地化が定着すれば、6次産業化の推進は所得向上に大きな仕事となる。6次産業化は時間もかかるが重要な施策と考えるが、地域の経済効果・振興には重要な推進策が必要です。その考えがあるか伺いたい。

2問目に、交流目標人口200万人に向けた取り組みは。

定住人口が確実に減少していく中で交流人口を増やし、観光振興を図ることが町の活性化につながるものとする。本町における交流人口の拡大を図る手段として、次の3項目が上げられるが、その推進策について伺いたい。

1、スポーツコンベンションの推進について。かぐや姫グラウンドの芝生整備も充実している。今後はいかにして導入策を講じるか、関係諸団体との連携、協力、それに係る物資両面の助成は、関係諸団体との連携とさらなる推進策の考えを伺います。

2番目、グリーン・ツーリズムの拡大策について。高校の修学旅行も増えると聞くが、まちとしてさらに伸ばす考えは。また、グリーン・ツーリズムの推進拡大策はどのようなのか。

3番目、観光資源等の活用に関する効果的な情報発信について。町内の観光地、温泉地を含みますが、観光農園、文化施設など町が誇れる自然景観施設のPRなど、広く町外に発信し、経済効果にもつなげる考えがあるのかお伺いいたします。

1 回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

建設経済常任委員会の代表質問にお答えをさせていただきます。

まず、農業における今後の振興策の重点品目の推進と産地化対策ということでございますが、さつま町の農業振興計画におきまして、合併時点では旧町の重点品目を引き継ぐ計画としまして 15 の品目を指定をし、推進を図ってまいりました。平成 18 年にさつま町農林業いきいきプランを策定をいたしまして、重点品目の 15 品目に新たに温州みかんを 1 品目加えまして 16 品目を選定し、推進を図ってきたところでございます。

平成 23 年度には、さつま町総合振興計画後期基本計画の農林業の具体化計画としまして、さつま町農林業いきいきプランの見直しを行い、地域農業の発展と農家所得向上に向けまして推進を図ってまいりました。この農林業いきいきプランにおきましては、重点品目を 15 品目から 12 品目に見直しをしまして、重点推進品目をさといも、かぼちゃ、温州みかん、ぶどう、梨、マンゴー、柿の 7 品目、そして拡大推進品目としまして、トマト、いちご、ごぼう、ハウスきんかん、梅の 5 品目、計 12 品目といたしました。新たにジャンボいんげん、白ねぎの 2 品目を振興品目に加えてまして推進をしてきております。

これまでも総括いたしまして重点品目の栽培の推移を見てみますと、施設園芸の野菜部門のいちご栽培におきましては面積の減少が見られ、トマト栽培におきましては廃作はあるものの新規及び後継者が就農をいたしてございまして、栽培規模は横ばいの状態でございます。ハウスきんかん、それからマンゴー、トマト、これも同様に増減はありますけれども横ばいといったところとっております。

また、露地品目の野菜部門におきましては、ごぼう、かぼちゃ、さといも、ジャンボいんげん、白ねぎを推進をしてまいりましたが、中でもかぼちゃにつきましては、水田での栽培面積の伸びとともに畑地での栽培も近年伸びてきております。新規に取り入れたジャンボいんげんも拡大傾向にあります。

果樹の部門におきましては、梨、ぶどうの栽培者に高齢化等が進みまして、栽培面積の減少が見られます。梅につきましては栽培面積の減少はありますけれども、振興会の組織を法人化されまして、増収技術の改善とか、あるいは販売体系の見直しが進められているところでございます。

産地拡大推進につきましては、品目別に課題を整理をいたしまして、面積推進座談会の開催とかあるいは講習会を開催いたしまして、栽培農家によります推進活動に取り組んでいるところでございます。

特に栽培を開始する際の生産資材費に費用がかかりますことと、さらに安定生産を目指していただくために、町といたしましては生産資材とか優良種苗等の経費の一部助成を実施いたしまして、生産の安定と産地づくりということで取り組みを進めてきたところであります。

また、栽培技術の支援につきましても、町内にあります青果物を取り扱う農協、青果市場、青果物取り扱い業者へ出荷を行う農家等へ技連会におきまして栽培指導を実施していくよう、これまでも調整を行ってきているところであります。さつま町の目玉となります作物の産地づくりを進めまして、安定生産と農家の所得向上に今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策の充実についてでございます。

御指摘のとおり有害鳥獣による被害というのは町内至るところで発生をしております、対策に苦慮している現状がございます。この有害鳥獣というのはもう全国的な、一つの大きな課題に

なっているところでございますけれども、非常に深刻な状況と受けとめております。

平成23年度の有害鳥獣によります農作物の被害状況を見てみますと、6獣類、5鳥類により被害の面積が708ヘクタール、被害量も958.9トン、被害額が4,621万2,000円という数字が報告をされております。22年度と比較したときに、面積、量、額ともに若干でありますけれども、減少はしてきているところでございます。

しかしながら、なかなか数字的な面では言えない、やはり獣害というのは非常に大きなものがございます。いろんな農家とか猟友会とかいろんなところから聞き取り調査をして算出したものでありますけど、なかなか実態とこういった数字との整合性というのがあるのかというのが非常に難しいところもあると思っております。

農作物の被害額を見てみますとき、シカの1,776万5,000円とイノシシの1,389万8,000円と、これらが2獣の被害というのが群を抜いておりまして、ついでタヌキ、ヒヨドリ、これらが続いているというところでございます。特にシカにつきましては、年々活動範囲が広がってきておりまして、農家の皆さん方も大変対策に苦慮されている実態がございます。

町といたしましてもこのようなことから、何とか被害軽減を図るべく町の被害防止対策協議会を中心に、防止、捕獲の両面から取り組んできているところでございます。農政サイドの関係におきましては、防止の面から町の単独事業による電気柵の設置を推進し、毎年要望のありました箇所を整備をしております。あわせまして国の鳥獣被害対策実践事業を活用いたしまして、広範囲の電気柵の設置の整備も進めてきております。

耕地林業のサイドにおきましても、捕獲の面から猟友会、さつま地区の連絡協議会と委託契約を締結をいたしまして、猟期中を除く有害鳥獣の通年捕獲を実施しまして、有害鳥獣の生息の頭数と被害の減少に努めてきております。また、狩猟者の支援とか育成のため、鳥獣捕獲機器等の箱わなとか括りわな、こういったこと等についても新たな購入費の助成をしたり、猟友会に対する費用等の一部助成も行っているところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、なかなか鳥獣の活動範囲も年々広がってきているというようなことで、電気柵を設置していない圃場への侵入があとを絶たない状況にございます。また、設置した場所においても管理不足というようなことで、被害が出ている現状がございます。

今後におきましては、中山間地域の総合整備事業で導入し効果を上げておりますもの、ワイヤーメッシュを使った防護柵、これを中心に推進をいたしまして、地区全体の農地を囲むような対策が必要であると考えております。来年度におきましては国の補助事業を活用した金網柵の設置を4地区要望をいたしているところでございます。

なお、鳥獣被害防止施設を農家あるいは地域住民の皆さんが参加型の直営施工によって実施する場合は、メーター当たりの上限単価内であれば全額国庫補助になります。金網柵の場合、年齢構成とか工期とか地形等を考えたときに厳しいのではと思われそうですが、このような場合はネットの柵につきましては対応が可能ではないかと思われておりますので、いろんな事例等も参考にしながら対策を検討してまいりたいと思っております。

とにかく農産物への被害を最小限に食い止めるというようなことで、これからも対策協議会を中心に一体となって取り組みを進めてまいりたいと思っているところでございます。

次に、JA北さつまとのさらなる連携についてということでございます。本町の農業振興を進めて、農業者の所得向上を高め、地域の活性化を目指す、そういうためにはどうしても北さつま農協との連携というのはもう欠かせないものであると考えております。農家への栽培技術指導につきまして、町の農林技術協会の各部会において計画的な講習会とか研修会を行っているところ

でございます。特に技術の課題に対しましては、県の指導機関とも一体的な取り組みを進める、鹿児島県の園芸振興協議会とともに課題解決とか技術指導に当たっております。

この技術指導に携わっております技術者の人員も県の振興局の広域化とか農協の合併などによって、昔のように個別、濃密的に巡回というのはやはり限界があるというふうに認識をしております。農家が高齢化している状況下におきましては、限られた人員での満足のいく指導までは行き届かないところかも知れませんが、効率的にきめ細かな指導ができるように各機関の連携を図って要望に応えていきたいと思っております。

現在北さつま農協におきまして、いちご、トマト、きんかん、たけのこ等の販売につきまして、特色のある一部のランクの農産物をさつまの薩摩ブランドということで付加価値をつけて販売をいたしているところでございます。町といたしましてもトップセールスを初めとしまして販売促進へＪＡと一体となって販売対策に取り組んでいるところでございます。

今後もそういった形で農協あるいは成果市場、情報交換もつくりまして、有利な販売に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと思っております。

次に、６次産業化の推進のことですが、私もこの問題についてはマニフェストにも掲げまして取り組みに対しまして一定の御報告をいたしましたような成果も出てきていると思っております。本町の農産物は非常に良質なものが多く生産されます。さらに農家所得を上げるあるいは付加価値をつけて販売をするという意味では６次産業化というのは非常に必要かと思っております。

これまでさつま町の雇用創造推進協議会、これにおきましてメニューの中で農産物の加工グループの育成セミナーというものがございましたので、こういったセミナーに積極的に参加をしていただく。そしてまた全国の地域活性化プランナーとか、地域ブランドアドバイザーという、こういった活躍をされている方々をお招きしておりますので、こういった講演会にあるいはセミナーに積極的に出て技術を高めていただきたいということでも計画をいたして取り組んできたところでございます。

また、開発されました特産品を出店する機会をつくることと、販売会の出店料の支援、こういう面も取り組んできたところです。例えば大阪の京セラドームで開催されます関西かごしまファンデー、この場合の出店料とか鹿児島中央駅でのさつま町の特産品祭り、こういった会場借り上げ料については町で負担をしまして、多くの販売者が参加できるような手だてを講じたところでございます。

さらに積極的な６次産業化を進めるために、町内の農産物を活用し、加工を目指す方々、そしてまた既に農産加工を行っている個人とかグループ、またその農産加工品の流通販売にかかわる方々、これらを対象にいたしましたさつま町農産物加工技術研究会、そういうものを設けまして情報交換や試作検討等を行って、町内農林業者の総合的な所得向上を目指していきたいと思っております。

また、本町におきましても昨年度から農産物加工施設の整備に係る補助事業を創設いたしまして、農林産物の６次産業化に向けた取り組みに対して助成事業を実施してきているところでございます。２４年度の助成実績といたしましては、県の単独事業により一法人が食品の検査機器等の整備と町の単独事業では３農産加工グループが厨房の備品等の整備を図っていただいたところです。こういった取り組みを重ねていくことによりまして、６次産業化のさらなる推進を図って、町の新しい特産品の開発が進んでいくように願っているところでございます。

次に、スポーツコンベンションの推進についてでございます。さつま町におきましては、充実した各施設がございます。特に天然芝３面のグラウンドというのは県内でもないわけでございます。

して、非常に全国的にも珍しいということで多くの方が利用していただいております。

バレーコートの4面の総合体育館とか多目的なグラウンド、温水プール等々いろいろ施設がたくさんございますので、こういったものをうまく利用した大会とか合宿等を誘致をいたしまして、入り込み客や交流人口の増を図る。また社会体育、文化の振興、商工業や観光産業等の活性化を図る。こういったことで旅館組合や弁当部会、あるいは商工会、観光協会、皆さんとの連携でコンベンションタウンのまちづくりを一層活性化していきたいと思っていますところでございます。

非常に温泉も良質なところがあるというところでございまして、こういったことからスポーツ活動も非常に大いに利用されているというところでございます。今年度はさつま町の合宿のガイドブックも新たに作成をいたしましたので、これからさらにこういったことを利用しながら、多くの合宿・大会ができるように誘致を進めていきたいと思っております。また、25年度におきましも新たな大会も計画をしているところでございます。

次に、コンベンションの課題でございしますが、やはり何と言いましても宿泊施設の価格調整と日程の割り振りの関係があります。ここ数年8月の合宿につきましては、ラグビーとバレーボールの日程が重複をしまして、本町の宿泊施設ではもう足りずに隣接の薩摩川内市の宿泊施設にお願いをしている状況が続いております。さきのコンベンション協議会で検討しまして、ことしから北薩広域公園のバンガローもコンベンションの宿泊施設として加えていただくことに御理解をいただきました。今後できるだけ町内の他の施設に対応できるように調整しながら、できるだけ町内で消化できるような取り組みをしていきたいと思っていますところでございます。

次のグリーン・ツーリズムの拡大策についてでございます。本町のグリーン・ツーリズムの事業につきましては御承知のとおり、さつま町グリーン・ツーリズム研究会が中心となって、いろんな体験学習を行っております。沢登りとか森林・農林業の体験学習あるいは農家民宿、修学旅行の受け入れなどでございます。県内におきましても、本町のグリーン・ツーリズムというのは先進的な活動を展開しているということで評価をされております。

22年度におきましても、かごしまグリーン・ツーリズムフォーラム、23年度におきましては九州地区のグリーン・ツーリズムシンポジウム、こういったことを本町で開催をしていただきまして、県内外から多くの方の参加をいただきまして、交流がなされたところでございます。

また、研究会発足時に4件でありました農家の民宿におきましては、現在では14件ということになりまして、昨年度は240名ほどの受け入れを行っております。加えて、昨年度から取り組んでおります修学旅行の皆さん方の受け入れ、23年度は2中学校で64名、24年度では3中学校と1高校で131名を受け入れております。来年度におきましても8学校で約280名の受け入れの計画がございまして、

現在受け入れ体制につきましては、14の農家民宿と12の修学旅行受け入れ農家の御協力をいただきまして対応をいたしているところでございます。今後やはり修学旅行生の受け入れはまだまだ増加する傾向にありますことから、新たな受け入れ農家の掘り起こしというのが今後は大きな課題でございます。そしてまた新たな体験メニューを、やはり満足していただけるようなメニューを検討していく、開発をする、このことが大事かと思っておりますし、本町の特色でありますホテル舟を初めとする観光関係団体との連携ということも必要でありますので、こういったことを通じて交流人口の増加に努めてまいりたいと思っております。

観光関係の情報発信の関係でございしますが、非常に本町は恵まれた自然の町でございまして、こういったことを季節のイベントもいろんなところで催されておりますので、こういったことをやっぱり町内外へ広く情報発信をしていく、このことが必要かと思っております。さつま町のホームページ、あるいは観光協会のブログ、フェイスブック版で、リアルタイムに紹介をしてお

ります。ごらんになる方、だんだん増えておるようございまして、やはり時代に相応した取り組みを行っていく必要があるかと思っております。

中でも誘客を図る上で最も肝要なことというのは、やはり町民一人一人の方がさつま町のよさということを十分よく知っていただく。自分のまちに誇りと自信を持っていただく、このことが大事かと思います。やはり町外からおみえになった方をもてなしをしていく、そういった心が一番やはり観光のいろんな交流についてもですが、一番大事なことでございます。その一環として、ことしはさつま町を知るツアーを計画をいたしまして、大変好評をいただいたところでございます。来年度も引き続き実施をして、とにかく町民の皆さん、自らがさつま町を誇りにしながらPRをしていく、そういう姿勢に立っていただきたいと願っているところでございます。

さらにまた、新年度におきましては、新たに「さつまるちゃん」の着ぐるみ1体を製作しまして、多くのイベントなどに対応してまいりたいと考えております。あわせてシールとかグッズ、こういったことも作成をしながら、さつま町の宣伝に役立ててまいりたいと考えているところでございます。非常に十六茶の宣伝とかテレビ宣伝とか今あちこちで、「さつまるちゃん」も人気が出てきておるようでありますので、さらに努力をしてまいりたいと思っております。

それから、観光PRの一環として、北薩振興局管内の4市2町が一体となりました観光ポスターの作成、新幹線各駅で掲示をする計画をしております。そのほかにもマスコミを活用したキャンペーンあるいは特産品販売等のイベント、こういったことにも力を入れながら経済効果と交流人口増につながる、こういう情報発信に努めてまいる考えでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

今町長のほうに津々お答えをいただきました。1点ずつ、ちょっといつてみたいと思います。

重点品目の推進と産地対策については、御答弁にありますように、温州ミカン等を加えたりして、いろんな政策がなされております。しかしながら、その項目の中でも、いちごとかゴボウ、里芋、こういう種類については農家が減少しているような状況にあつて、さらなる推進が必要じゃないかと考えております。

それから、有害鳥獣については、あとでまた大きな項目で申し上げたいと思いますので、ちょっとここでは据え置きたいと思います。

それから、JA北さつまとのさらなる連携ですが、これは重点品目の推進と産地対策との関連があります。非常に今はいろんなところで推進といいますか、農家の指導等も行われておるわけですが、これがこの重点品目と推進が一体となった活動に結びついているのかと申せば、ややもすればそういうところがないんじゃないかと思えます。そしてまた農政関係、特にワンフロア化されて農協も入ってきてるし、振興局も入ってきているというような中で農業に対する施策も進んでいるんですけれども、やっぱりこのあたりのところでもう少しの配慮が必要だと思いますので、ここも置きたいと思います。

6次産業化については答弁のとおりですけれども、これもあともって2問目の質問といたしたいと思います。

それから、交流目標人口の200万人に向けた取り組みですけれども、全面的にわたって質問いたします。

それで2問目といたしまして、先ほど申し上げました重点品目の推進と産地対策、それから農協との連携について、まず1問目として質問いたします。

町長の答弁の中にもありましたように、作物の産地づくりを進め、安定生産と農家の所得向上を進めるとのことです。重点品目をさつまのブランドとして生産、販売していく。そして

その重点品目の作物から2次加工あるいは3次加工につなげることが、ひいては6次産業化につながる道筋ではないかと私は考えます。現況を見ますと、重点品目の産地化形成、推進策が6次産業化に結びつけられると考えるんですが、加工施設の充実、それから先ほど申し上げました、JA北さつまとの連携、技術の指導のあり方はいま一度じゃないかと考えております。その点で、やはりさつまのブランドとしての作物開発といいますか、そこらにもう少しメスを注ぐべきで、このことは先ほど町長の答弁にありましたさつま町農林業いきいきプランの、これは24年度版ですけれども、その以前からの分も同じようなことをうたっているわけです。

しかし現状的に見ますと、なかなか進んでいない。高齢化の関係もあるだろうし、農業に関するところがいまいちかと思っておりますが、そのことについて再度お伺いいたします。

それから2問目については有害鳥獣対策の充実ですけれども、町長のお答えの中に地区全体を囲む対策が必要とのこととということがありました。私も一番これがいい策ではないかと考えるし、我々建設経済常任委員会でも県外視察をしたときには、このことで地域全体を覆うというようなフェンスの研修もいたしました。そしてまた、お答えの中に4地区のフェンス事業を国とか県に要望しているということは聞いております。

一番地域によって、このフェンスで地域を囲むという中では、資金的あるいは高齢者が多く設置にそこまで私たちはしないという方が多くて、若者に、若年者に負担が増えてきているような状況にあります。そういう中で先ほど国、県への要望もしていられるということがありましたけれども、さらなる要望活動をしていかなければ、どうしても地域がシカ、サルあるいはアナグマですかタヌキ等の被害に遭ってしまうと。

これから先夏場になれば、農家の方々、菜園のところでスイカをつくられますけれども、半分は有害鳥獣のえさだというように苦難の声も聞きます。その中でやっぱし、先ほど申し上げました金網柵フェンス、これはどうしても国、県あるいは既に町が助成していかなければできない状況にあります。

それから、また単に1戸ごとといいますか、各1家族1戸なりでフェンス事業をすれば、町単独のネット柵の事業を進めるべきと考えます。つい最近、県内のある町でもフェンス柵に全面補助するという話も出ておりましたけれど、やっぱしそういうことが助成策が必要になってきているんじゃないかと思いますが、それを含めて4地区のフェンス事業がどのように動いていくのか、それがまた町に活性策をもたらすような兆候になるのか。ちょっとそこあたりをお聞きしたいと思います。

それから、3番目としまして、交流人口200万人に向けた取り組みですけれども、町全体で取り組まなければならないということは町長もおっしゃってございましたけど、単なる掛け声で終わるのか、それとも町民が、先ほど町民にも町内のいいところを見て回ってもらって、それを自覚していただくと。そして町外なり、友人なりにそれを情報伝達あるいは発信をしていただくということだということをおっしゃいましたけど、まさしくそのとおりだとは思いますが。

いろんな各種団体、各種団体と言っておきます。それから観光施設等町全体で取り組む姿勢が、やはりこれは行政がちょっと音頭をとる、あるいは担当課がしていけないことには前に進まないんじゃないかと思います。例えばボランティア的に観光ガイドになられた方々もいらっしゃいますけれども、そういう方々にどのような方向性で、どういうことがあるということはやっぱし行政等が発信せんとできていかないんじゃないかと私も感じております。

そのボランティアの方々も、いろいろしておりますけれども、まだまだちょっと手が届かないと、端から端まで行かんにやいかんという方もいらっしゃいますけれども、それが町全体の人たちがそういうボランティアにならなくてもいいですけれども、そういう意識を持っていけたら

いろんなところでそういう活動もできるんじゃないかと思います。どこが窓口になり情報発信、それから受け入れ窓口は何になるのか、私たちが建設経済常任委員会で視察しましたところのまちは観光協会が窓口になり、スポーツコンベンションあるいはお客さんたちの宿泊施設、そういうところまであつせんをし、情報を出しておったと。そういうところの体制がまた県とかいろんなところのバス会社とか、いろんなところとつながっておって、いい結果になってきているけれども、ややもすれば先ほどの答弁にありましたけれども、いろんな団体ですか、そことの流れがうまくいってないと、そういうところがこれから先のネックだということもありました。

そのところで町長、再度質問いたしますけれども、やはり今いい施設、グラウンド、例えば3面芝生のグラウンドがあり、体育館もバレーコートが4面ですかね、十分大会をするには可能なのもあります。そこらをいかにまた町内外、それから県外に発信するところをどのような形でしていかれたほうがいいのかとお考えなのか、再度お伺いいたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中尾 正男議員）

休憩をしてよろしいですか。町長、休憩しますか。一応答弁をもらいましょうか、町長の。

○町長（日高 政勝君）

農業の関係の振興策について、先ほど重点推進品目とか拡大推進品目のことについてお答えを申し上げました。やはり本町は農業を基幹としたまちということで、古来から農業が盛んなところでございます。そういう中で水稻とか一つの歴史がございますけど、やはり時代の流れによって米の問題もいろいろ変わってきております。そういう中でやはり、重点的にその中で町が推進あるいはJAさんとも当然一体化した中で取り組む必要がありますが、やはり農家の皆さん方が経営の中で、何をつくって所得を上げていくかということが一番重要なことでありますので、やっぱり行政としましても、こういった作物を重点的に進めて農家所得を上げていただきたいということで推進をいたしてきておるわけで、その中で、重点推進品目あるいは拡大推進品目として取り上げてきているわけでございます。

そのためにはやはり町としましても面積の拡大とかそういうことを図るために、いわゆる産地化を図るための一つの手立てとして、支援策もいろいろ助成もいたしてきております。かぼちゃ等につきましては本当に今面積も増えてきておるわけでありましたが、そういった形で何らかの方向を示して、やはり関係機関が一体となって取り組まないといけないということで、こういう取り組みを進めてきております。

町の行政に限らず農業にかかわるいろんな関係機関、町の農林業技術協会もございます。そういう中で、各専門部会でそれぞれの作物について具体的な取り組みの進め方、農家の指導とか、そういったことまで話し合いをして、実際そういう農家の集団の皆さん方にもお願いしてきているわけでございます。

今後におきましてもやはり高齢化の中で、一挙にはなかなか難しい面がありますが、そういった重点品目等を定めながらやっぱり推進していく必要が今後においても必要だと思っておりますので、そういった支援策は引き続き取り組みをしていきたいと思っております。

有害鳥獣の関係につきましても、本当に先ほどございましたとおり、いろんな電気柵等もやるわけでありましたが、シカの被害が絶えないということがあります。やはり電気柵を飛び越えてきたりということで、どうしてもこれを被害を最小限に食いとめるためには先ほど申し上げました金網の柵が一番効果があるのかなと、今の段階では。そういうことで補助事業を取り入れて、4地区やるように計画をいたしております。

今後補助事業が、こういったものがずっと継続されるということが一番大事なことであります

が、これがあるとすれば全地区、広げてまいりたいと思っておりますけれども、この見通しがどういう状況になるか、今のところははっきりしません。

中山間地域総合整備事業については、一時相当厳しくなった時代がありますので、今後におきましてもこういった中で有害鳥獣対策の事業が適採として認められていくかというのが、非常にまだ課題でございます。我々としましては今後も引き続き適当な事業として採択ができるようにお願いは申し上げていきたいと思っております。

この金網柵につきましては非常に労力的に大変なところもありますので、できればネットにかえていくほうが高齢化の時代でも容易に設置ができるのかなとは思っております。ただ、金網柵と違って耐用年数の問題がありますので、その辺は地元のそういった意向も聞きながらする必要はあるかと思っております。

スポコンはやはり交流人口を増大をしていく一つの有効な手だてとして取り組みを進めております。今、スポーツコンベンション協議会もございまして、その中で宿泊部門、弁当部会、いろいろ協議をしながら連携をとって、誘致に努めているわけですが、さらに受け入れ体制が十分整うような横の連携というのが非常に大事なことでございますので、この辺はしっかりとまた対応をしてまいりたいと思っております。

先ほども申し上げましたとおり合宿のガイドブックも新たに作成をして、関係のところにも大いにPRして誘致を図っていききたいということもございまして、今後もそういった努力はやってまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

続けます。3回目ですから。

○川口 憲男議員

町長、種々お答えいただきました。さつまのブランド化、やはり農業政策に関しましては、農協あるいは振興局、それ等の関係部局でいち早くそれをしていただきたい。

それから、重点品目を設けたわけですから、その中が少しでも向上するように、高齢化が続く中で多少そこら辺に変化が出てくると思うんですけど、先ほど町長の答えにありましたように、農家が農家経営の目標を定めること、そういうことがまた産地化政策に引き続いていくんだというのを聞きました。

先ほどちょっと、私がこの質問の中に入れてなかったんですけど、町長ちょっとお答えになりましたので、それに引き継ぎまして、JA北さつまとの連携が十分とられるようなことをお願いしたいのは、さつま町も稲作が重要な問題となっているわけですね。

答は要りませんが、このさつま町内において1等比率米が35.2%、これは12月26日現在ですけれども、その中において何が落ち込んでいるかというのは今まで推進をしてきましたヒノヒカリなんですよね。あっ、済みません、あきほなみのほうが30%弱、ヒノヒカリのほうは78%というようなところで、農家の意欲もこういうところでも減退しているんじゃないかと思っております。ぜひ伊佐と比べたときに全然違いがある、同じ北さつま農協内で何でこういう差があるのか。その栽培技術あるいは種子、いろんなところの問題があると思うんですけど、やっぱりそのところはこっちの町でも同等に1等米比率が少しでも上がるような北さつまの話し合いというのは重々されていかれて、それが農業の技術者協議会ですか、そこらで生かされてさつまのほうにも伸びてくるべきだと思っております。

それと同じように、全く重点品目のところも一緒じゃないかなと思っております。伊佐で奨励されましたインゲンですか、これをこっちにも取り入れて、次第にこっちでもインゲンが増えてきておりますけど、同じようにそういう作物の農家が取り組む意欲はもちろん大事ですけれども、

そこに栽培技術あるいは栽培暦とかいろんな指導はやっぱり、その担当の技術者がやるべきではないかと思っております。

私は、さつまは米と畜産が主要作物、それにこういう重点作物を取り込んだ政策が農家の所得向上ひいては商工業あるいは商店の皆さんへの販売力というか、商売の収入もアップしていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひこの点は肝に銘じて活動といいますか、今から先のあれに取り組んでいただきたいと要望いたします。

それと、有害鳥獣対策なんですけれども、おっしゃったように、答えをもらったように、全地区が望ましいんだが補助政策、いろんなのがあってできないと、重々わかります。この4地区のフェンス事業が今年度あるいは後年度、国、県に要請してあると。そして要望活動も進めていくと。ちょこっと聞いた話によりますと、その話がすごくもうあとずれになっているということを知りまして、地域の方々が相当しょげていらっしゃるちゅうか、当初の目的と大分違ってきたねということも知りましたので、これはこれから先の国、県への要望等もあると思いますから、そこらも鋭意努力されて、やっぱり有害鳥獣対策には町でも大事な要素として取り組まれるべきだと思っております。

町長のお答えの中に全地区が望ましいということを述べられました。ぜひそこあたりも今後の施策の中で生かされていかれるように要望しまして、私の建設経済常任委員会の代表質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

4地区の実施の割合については、そのままでいいですか。何かそっちで補足の説明がありますか。4事業について4地区の。補助割合等について。

○町長（日高 政勝君）

この重点品目の動況としましては薩摩のさつまブランドで、作物の中でもブランド化して推進をしたいというものについては、そういう認定をしながら進めておるわけでありまして、これについてはもう行政も一体となって、流通の促進が図られるように努力をしております。

水稻の話もされましたが、同じ川内川流域の中で北さつまの中で非常に水稻の品種のあきほなみが等級がさつまの場合は悪いというようなことで、この辺はどこに原因があるのか。やっぱり原因調査をして分析をする、そしていろんな対策を講じる。こういうことは必要かと思っておりますので、今後また稲作部会というものがありますので、その中で議題としながら、土壌の問題なのか、栽培技術の問題なのかあるいは消毒の時期の問題なのかわかりませんが、とにかくいろいろその辺のところは調査をして、今後の等級が上がるような手だてをしてやっぱり農家所得の向上につなげていくことが大事かと思っております。

品種の問題もあって、例えばできればもう種もみも、自家の分をずっと毎年と使うんじゃないくて、やっぱり原種穂というのが本町にあるわけですから、そういうものを二、三年に1回はかえていくというぐらいのことをするような手だてもやはり考えておったわけですけど、そこまではやりませんでした。今後はそういうことも必要なかと思っております。

それから、鳥獣対策の問題ですけれども、とにかくこの問題は深刻な状況があります。農家の皆さんの生産意欲が低下するということまでなっているようですので、何とかこれについては今も数千万円お金を入れて、年々力を入れてきておりますけれども、なかなか実態としては被害が減らないということがございます。そういうことでこういった防護柵の手だてしかないのかなと思っております。確かそれ以前に里にえさ場をつくらないということも集落として取り組む必要がありますけれども、捕獲をする、こういう面、それから一つはまた防御をする、いろんな手だてを講じてきておりますけれども、防護柵としましては有効な手段としてはもうこういった金網

の柵が必要かなと思っております。

ただ、県の動きが、この辺が特に県の補助金もうカットをされるというところも最近ありますので、これは何とか復活していただきたいというのは関係のところにも申し出をこれからもしていきたいと思っておりますけれども、現場のこういったいろんな御苦労とか心配なところを、やっぱり必要な施策として今後取り上げていただくようなことを声を上げていく必要があるかと思っておりますので、いろんな機会にまた、これは申し入れをしていきたいと思っております。

今のところ25年度は4地区を計画しておるところでございます。この辺の見通しも、なかなか今やりとりをしているところでございますけれども、できるだけこういったことが実現できるように努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

これで、5番、川口憲男議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね11時20分とします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

通告に従いまして、質問をいたします。

月日の経つというのは本当に早いもので、私もさつま町議会議員に初当選してから、この4年で1期4年間の過ぎようとしております。この4年間の振り返ってみても、あっという間の4年間であったような気がいたします。日高町長におかれましても、1期4年間というのは、激務の中でもあっという間ではなかったのかと推察いたします。

4年前の町長選挙において日高町長は、マニフェストを掲げて戦われ、見事当選されました。私は21年の9月議会では、町長公約マニフェストについてはどのように進めていくのか。町民にどのように周知をしていくのかということを、22年3月議会では施政方針の中でもマニフェストの関連事務事業等々について一般質問をいたしました。前にも先輩議員が町長のマニフェストについて質問もありましたけれども、いよいよ町長1期を終えるに当たって、日高町政4年間の実績について、次の3点をお伺いいたします。

1点目は、この4年間、マニフェストを掲げて一生懸命町政に取り組まれてきたと思われすが、その中で4年間の総括して町長自身は、この4年間のどのように評価されるのかお伺いをいたします。

2点目は、政策推進係に確認をしましたら、4年間の町長のマニフェストの掲げられた事業数としては125件あるというふうに聞いておりますが、その事業のうちにどれだけの事業が着手できて、もう既に終わったもの、まだ事業半ばのもの、全く着手されていないものがあるとすれば、それらの件数はどのような件数になっているのか。また、掲げられたマニフェストの達成率を、お伺いいたします。

3点目は、マニフェストについても一生懸命取り組まれてきているわけですが、そのマニフェ

ストに掲げてない部分でもいろんな問題もあったし、マニフェストの中にもいろんな大きな課題というのもあったと思います。そういう意味で、4年間の中で今後の課題として残っているものはどのようなものがあるのか。町長は認識をされているのは、どのような事業があるのかどうかについて、伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

森山大議員からの御質問に対しましてお答えをさせていただきます。私の町政4年間の実績についての質問でございます。3点の御質問をいただきましたので、お答えをそれぞれいたします。

まず、1点目の4年間の総括して、どのように評価をされているかを伺うと。

そして2点目のマニフェストに掲げられた事業の達成率についてであります。これまでの1期4年間の主な取り組みにつきましては、本年3月議会定例会1日目において私の施政方針の中で、これまでの町政運営と予算概要について申し上げたところでございます。

国内の政治経済が混迷する中、町政を預かる責任者として、生活、産業経済、教育、健康、福祉、地域振興と各分野、各方面に常に緊張感を持ち将来を展望する中で取り組みを進めてまいりました。

また、国と県の施策動向を見据え、時には地域の実情に沿った施策となるよう、町議会及び県内市町村との共通理解を図りながら懸命に訴え続け、施策実現へと取り組んできたところでございます。

このような取り組みの根幹となりますのは、町総合振興計画であり、それに基づく私の政治姿勢でもある町民の皆様とお約束したマニフェストの実現でありました。このマニフェストにつきましては、まだ現在進行中の取り組みもありますが、計画的かつ効率的にさらにはスピード感を持って各種施策を講じることで、おおむね一定の道筋を立てることができたと考えており、私のマニフェスト1期4年間の総括も現在最終的なとりまとめの段階に入っているところであります。

以前にも申し上げましたとおり、4年間の取り組みの評価につきましては、町民の皆様、そして議会議員の皆様の御判断に委ねるところもございしますが、私の掲げましたマニフェストについては、全ての項目について取り組みを進め、厳しい地方財政を念頭におきながらも計画的に事業推進が図られ、おおむね順調に町政運営が図られたものと理解をいたしているところであります。

また、掲げました事業につきましては、新規事業72事業、採択要件の緩和や予算枠の拡大など事業内容を充実させたものが延べ76事業、事業完了したものが13事業となっており、事業計画及び年度計画を組みながら取り組みを進めた結果、年度別ではある程度目標を達成いたしております。

しかし、町政発展のための取り組みは、未来へ向かう永遠のテーマでもありますので、事業全体としては進捗率ともに9割程度と自らを律して評価をいたしております。

次に、4年間で課題として残ったものは何かについてであります。国内外の情勢は日々刻々と変化・変動をいたしております。これに関連する新たな行政課題も生じている中で、町政を預かる者として本町の未来を見据えるときに、現状認識及び課題意識として捉えておりますことは、一つは人口減少に対する定住化対策、特に地域における振興対策。

2つは、グローバル化が一層強まる中での産業振興対策。

3つは、まちづくりは人づくりと言われます人材育成、教育の充実。

4つは、高齢化に伴います医療、介護、福祉対策。

5つは、自治体レベルでのエネルギー及び環境問題に対する対策。

6つは、分権社会に対応し得る人材の確保を含めた体制の整備などについて、これまでも課題認識を踏まえながら取り組んでまいりましたが、今後の町政運営でも一層の大きな課題として捉えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○森山 大議員

2回目の質問に入る前に、町長もこの4月に選挙を控えられていらっしゃいますので、今のこの時点で予算も骨格ですので、今後こうするという事はなかなか言いにくい点があると思いますが、反省を含めて現時点で答弁できる範囲で結構ですので、答弁をいただきたいと思います。

ただいま町長から答弁をいただきました。4年間の総括としてはおおむね順調な町政運営ができたということ。それからマニフェストについては、ほぼ9割の進捗率であるということについては一応理解をいたします。そうして3点目に、4年間の課題として残ったことはということで6項目と課題を上げられておりますが、これについても理解をしますが、私なりに感じていることについて幾つか質問をさせていただきます。

財政もマニフェストの中にも「大胆改革さつま」ということを掲げて取り組まれ、借金である地方債も大幅に減少し、貯金である基金も増額できたとのことですが、それはそれで非常に素晴らしいことだというふうに理解をいたします。

実は2月20日の行革の特別委員会の中で、財政課長が、本町の財政の中で普通交付税が今後合併が終わって10年後から5年かけて交付税が12億円減るとの話がありました。12億円減るということは大変なことで、そう簡単にできる話ではないと考えるわけですが、これまで以上に大胆な行財政改革をしないといけないと思いますが、現時点ではどのように整理をされ、今後どのように取り組みをしようと考えておられるのか。また、これまでに取り組まれたものはどういったものがあつたのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

御意見にございますとおり交付税の関係につきましては、もう合併算定というのがちょうど10年の間にあるわけでございますけれども、これが済みますと11年目から結局5年間で全てゼロになるというようなことでございます。漸減の方向になるということでございますので。

本町におきましても、平成27年度から向こう5年間、約12億円ですか減額ということになりますので、これについては非常に大きな財源ということがなくなるということでもありますので、このことは本当に将来の財政運営のためには、しっかりと認識をしながら、今のうちからいろんな対策を講じる必要があるかと思っております。

これまでも起債の現在高の減少とかあるいは人件費の減少とか、そういったことを中心に行政改革を進めてまいりまして、それなりの経常収支比率につきましても、あるいは公債費負担比率につきましても、国が定めるそういう方向以内に納まってきてはおりますけど、ただ構造的にはまだまだ健全であるというところまでは至ってないと思っております。したがって、これからこういう交付税が少なくなる、一本算定になるということを視野に入れながら、引き続き行政改革は取り組んでいく必要があるかと思っております。

特に公共施設のあり方の問題についても今部内で協議をいたしておりますけれども、この辺の取り組み、そしてまた人件費はもちろんでございます。特に人件費については国家公務員との比較の問題とかありますし、そしてまた職員数の定員管理の適正な管理、そういうことでの平成26年度まで325人まで減らすという計画もありますので、そこまで確実にやっぱりやる手だてを講じなければならないと思っております。そしてまた、地方債についても引き続き適正な起

債管理を行っていく必要があるかと思っていますところでございます。

そのほかのいろんな物件費とかいろいろあるかと思いますが、一方では歳出のこういう見直しとともに歳入の関係につきましては、いろいろ自主財源の確保というのはありますので、当然やはり自主財源である町税等の徴収率の向上をやっぱり行う、あるいは使用料手数料の適正な確保とかそういうことまでを見直しも場合によっては必要かと思っています。

そういうことを考えながらですが、一方ではやはり全体的に地域経済が疲弊をしてはどうしようもないわけでありますから、商業とか農業、こういった産業の振興については当然力を入れていく、このことも必要かと思っていますので、やはりメリハリのある財政運営を今後もやっていきたいと、そういう気持ちを持っているところでございます。

○森山 大議員

次に、公共施設の指定管理制度のことについて質問をいたします。

これまで指定管理制度ができて日高町長のときにも、4年間の中で指定をし直したりされているようであります。現在の指定管理料の中で一番管理料としてお金を払っているのは、あび〜る館と滝の宿です。どちらも年額相当なお金を払っているわけです。そういう大きいのを払っている温泉施設、ほかにも平川郷、紫陽館とかありますけれども、温泉施設があつて、そこに収益を生むような事業についてのあり方、平川郷であっても収益、採算をとっていかないといけない。だから、その部分はどうか考えておられるのか。

町が持っている温泉施設というのは、この前も2月の補正で観音滝のポンプが壊れて大変な予算、補正を組んでポンプの修繕等をしているわけですが、この温泉施設についての指定管理のあり方というのをどう考えておられるのかお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

公共施設につきましては、合併をいたしまして非常に数多くのものがございまして、その維持管理の経費というのはもう莫大なものがございまして、そしてまた施設というのは経年劣化をしていきますので、やはりその維持管理の経費というのも年々と増加の傾向にあるわけでございます。

そういうことで、一方では長寿命化のための整備も必要でございますが、今ありましたとおり今後のそういった温泉施設のあり方というのは、根本的にやっぱりいろいろ検討をする時期に来ていると思っています。この前もいろいろ御答弁申し上げましたとおり、民間でできることは民間にお任せをするという方向ができるとすれば、そういう方向も視野に入れながら検討をしていきたいと思っていますところでございます。

もちろん起債の償還年限とか、あるいは補助金の適正化法の問題もありますので、そういったことも十分クリアできるところでの時期というものを踏まえて、検討していきたいと思っていますところでございます。

ただ、施設ができたいろんな歴史、背景というのがございまして、地域の皆さん方の御理解ということも踏まえた上でことでもありますけど、やはり一面収益性だけを捉えてのものでもないわけでございます。やはりそういうことがあることによって、町の活性化とかあるいはイメージ的にもいい面というのがあったわけでございますので、今度もそれがどういう形であろうにしても、地域の振興のためには、やっぱり直営でなかったにしても維持ができるようないろんな用途のあり方というのはあるかと思っていますので、その辺も踏まえた上で総合的に検討を進めてまいりたいと思っていますところでございます。

○森山 大議員

指定管理制度の中でもう一つ聞きたいのは、現在まだ直営をしている施設の中にも指定管理ができるものがあるのではないかとというふうに私は考えています。例えば図書館、図書室なんかも

町長はこども図書館を設置して読書活動を進められておられますが、近隣の市町村を見ますと、もう民間とかNPO法人に指定管理をしてもらって、非常にすばらしい図書運営をされているところもありますが、そういう新たな指定管理施設の拡大についてはどのような見解をお持ちですか。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり直営で、まだ直営でしたほうが町民サービスが非常にいいものと、場合によっては民間のそういったノウハウを活用して、さらに住民サービスの質の向上を図るという面でもいろいろあるかと思いますので、施設のそれぞれの内容を点検をしながら、今例として挙げられました図書館の運営についても、私はもう既に担当課長にはもうこういうことも考えてくれということは指示をいたしております。近いうちに、何らかの検討の結果もあるかと思いますが、やはり利用される皆さん方がやっぱり直営よりも、こちらのほうが住民サービス上いいなというものがあれば、できるだけそういう民でできるものは民にお任せする、そのほうがいいかと思っておりますので、いろんな施設もありますが、今後はやはり行政がある程度身軽になることも必要でありますし、より一層のサービスを高める、質を高める、そういう意味でもできるものは検討をしていきたいと思っております。

○森山 大議員

先ほど建設経済常任委員長の川口議員から、6次産業化のことについての代表質問がございまして、町長がいろいろ答弁をされました。重複するかもしれませんが、6次産業化について2点ほど質問をいたします。

日高町長は、マニフェストに6次産業化の推進を掲げられ、これまでもいろいろな事業推進をされてきておりまして、特に加工施設の整備に対する補助金も創設されております。農政課に確認しましたら、23年度、24年度で町単独の補助金が6件で約230万円、県の補助金が3件で361万円を助成されたと聞いております。これはこれで評価をしますが、ただ現在は国も6次産業化法なども制定して、農業の6次産業化を推進しており、日本全国で6次産業化の取り組みがなされているというように思っております。

そうなりますと、今は6次産業化も競争の時代にあると考えております。この競争を勝ち抜くためには、いかにさつま町の特徴を出すか、個性ある製品をつくり出すかが鍵になってきていると思います。そこでお尋ねしますが、今後の6次産業化で重要になってくる点や方向性についてお尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

6次産業化はやはり、本町については非常に四季を通じて豊富な農産物が生産をされます。一時的に市場に出荷をする、農協さんを通じて流通に乗せるという方法もありますが、それだけではなかなかまだたくさんの量の品物があるということでもありますので、それをもっと有効活用して付加価値をつけて農家所得を高めていく、このことも必要じゃないかということで、6次産業化を進めようということで、いろいろ取り組みをしてきたわけでございます。

そういう中で、今ようやくそういった企業グループもできておりますけれども、もっともっと底辺が拡大できないかということも推進をいたしておりますし、またいろんな農家だけでなく、いろんな商業の方ですね。あるいはいろんな関係の皆さん方も一緒になってこういう、先ほど申し上げましたとおり、研究会を組織しながら新たな特産品を開発をしていくという取り組みをしていきたいと思っております。

この中でも、やっぱり実際そういう人たちが取り組んでみたときに、やっぱり設備、いろんな野菜とかそういうものを使ったときに殺菌・保存をする、そういった設備が欲しいというのが声

が上がっております。

これは非常に900、800万円とか大きな経費がかかるものですから、やはり町の加工施設でそういうものを設置をして、いろんな方々が利用して、いろんな特産を製品化して売り出していく、そういうことができたかなと思って、それについては国の補助事業がないかなということでも今探しておりますけれども、そういうことがあれば非常に皆さん方が弾みがついて、もっともっといろいろできるんだということもありますので、そういう設備の問題が一つは課題と思っております。

あとは今、雇用創造推進協議会の中で、先ほど申し上げましたとおり、全国のいろんな講師、立派な先生方をお招きして、そういう皆さん方にノウハウを取得をしてほしいということでやっておりますけれども、もっと底辺拡大をいかに図っていくかというのは、農家の地域の公民館においても、できたら地域の公民館の調理室でも改造をして、公民会の女性グループがそういう加工に取り組んでいただくとか、そういうことができれば調理の設備の改善とか、あるいは設備の助成とか、そういうこともさらに取り組んでもいいのかなとは思っておりますけれども、なかなかまだその辺の取り組みに対するグループ育成というのが、まだまだ必要かなと思っているところでございます。

あと、とにかく直売所もこうして5カ所もありますし、身近にそういう売る場所もありますし、場合によっては、私どもは物産展とか観光展と一緒に今加工グループの皆さんとやっておりますが、そういう機会にやっぱりバイヤーをつかむようなそういう機会もありますので、積極的にそういう機会も今後も設けていきたいと思っているところでございます。

○森山 大議員

2点目は、薩摩西郷梅の生産組合の皆さんも法人化をして、「薩摩西郷梅」という商標登録をされて、梅農家の皆さんも一致団結して頑張っていられると。この4年間の中で、そういう動きがされてきました。この生産組合の皆さんも、今後6次産業化ということで、自分たちで生産加工して販売していくとなると、相当大変なことが出てくることが予想されます。

町としても、九州一の梅の産地を守り、育てていくためには、まだまだいろんな支援をしないといけないのではないのかというふうに考えるのですが、町長は梅の生産、6次産業化についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

薩摩西郷梅につきましては、本町の本当に特色ある特産品になっていると思っております、これまでも旧町時代から、いろいろ育成については行政も力を入れてきた経緯もありますし、新しい町になりましてもそういう位置づけのもとで推進をいたしてきております。

高齢化によって面積が若干減ったりでございますが、法人組織を立ち上げられて、新たな園の整備等も始まっておりまして、そしてまた流通問題についても、もう自前でやっていこうという意気込みも持っていらっしゃるし、そういうことを考えますと、これからやっぱり行政として、新たにやっぱり製品開発をしていく。そのためにはいろんな設備という施設も大事かなと思っておりますので、今後加工施設、そういうことについては町でもできるところはやっぱり考えていく必要があるかなと思っておりますので、そういう希望も生産組合のほうからも出されておりますので、そういう意欲をさらに伸ばしながら、本当に特色のある特産振興として進めていければいいなというふうに考えているところであります。

○森山 大議員

最後に畜産の課題についてお尋ねをいたします。農政課に聞きまして、日高町長になってから優良雌牛の保留導入や肥育素牛導入促進、多頭飼育農家への飼料生産基盤や畜舎等への整備促進、

薩摩中央家畜市場の子牛購買者への宿泊助成等など新たな政策も始められて、これも一生懸命取り組まれているというふうに思います。その結果、いい種牛もいることもあって、子牛の市場価格は2012年全国第3位でというようにいい成績なのですが、やはり畜産振興で一番の課題は増頭策だと思います。新たな事業を創設されてきましたけれども、増頭策がうまく増頭につながってというふうに考えているのかお伺いをいたします。町長の答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

この畜産の振興については、特に我が農業算出額の半分以上、いわゆる60%ぐらいのシェアになっておるわけでございます。その中でも和牛の生産につきましては、今ございましたとおり全国的にも競り価格については、もう3位とか1月の競りにおいては雌は全国一とか、あるいは雌雄合わせますと全国でも2位の状況になってきておりますけれども、非常に優良な種牛がいるからということもあるかと思っております、全国から購買者が来ていただいております。非常に伊佐市も一緒になっておりますが、活況のある市場になってきたなと思っております。

そういう中で、いろんな手だてを講じてきておりますが、一つは増頭ですね、JA管内全て目標を立てて頑張っておりますけど、なかなか高齢化の少数飼いというのがやっぱり少なくなっていくということでございますので、この辺の対策としましてやはり増頭に対しては、こういった今までの助成と新たに牛舎に対するやっぱり簡易牛舎ですね。そういったことについて新たな設置に対する支援をまた過去においてもやりましたけども、そういうこととか、あるいは集落のそういった堆肥施設の関係、共同での、そういうことについても今後支援をしていくことが、やはり畜産振興につながっていくのかなと思っております。そしてまた、やはり有機農業との関係もありますので、堆肥施設を活用して、地域でサイクル的にこういった農業が盛んになるような、園芸振興につながるような、そういうことも必要かなと思っておりますので、新たな考えかたとしてまとめていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、1番、森山大議員の質問を終わります。

時間が少しありますけれども、質問の途中になりますので、ここで休憩いたします。再開は、おおむね13時5分とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員米丸文武議員から午後の会議に欠席する旨、届け出がありましたので、会議録署名議員に6番、新改秀作議員を追加いたします。

一般質問を続けます。

次は、14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。環境整備についてでございます。年々増加

が進む廃屋の景観に心を痛め、地域の大きな問題になりつつあります。今年も町も状況を重視し、環境形成を図るために撤去作業の補助事業等の枠等を定め、期間３年間事業としての枠で進められております。現在１６件から１７件の撤去済みと継続が進められ、事業にはプラスとマイナスの面があります。この事業の内容は裕福者にはプラスの面を感じます。

政治は弱者をどのように救済するかであります。親子の生活が窮状の方々は、状況によっては親が亡くなれば廃屋として、負の財産として残る場合があります。撤去は所有者、家族の責任ですが、できなければできるだけ待つということになりますと、景観はますます厳しさを増してきます。撤去の厳しい方々の救済対策をどのように進めるかではないでしょうか。見かねて親族、公民会等の協力により撤去されるところもあり、話も聞いております。協力体制を築き事業の推進を図るには、撤去に困ることは瓦、ブロック、束石等の捨て場のないことに困ると一般の方が言われております。

産業廃棄物の捨て場には制度もあり、業者をお願いできる方々はよいですが、できない方々のために一般の方が捨て場として確保の解決ができれば、この事業の推進は図られるとこのように考えます。

国も廃屋は田舎だけではなく都会でも進んでいるので、議員立法で何とか処置を考えたいと新聞等でも見ております。瓦、ブロック、束石等の産業廃棄物の捨て場の確保は人体と環境には問題ないと考えますので、この対応についてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、町内の幼児交流についてであります。時代が大きく変貌するときに、幼児教育から大きな器、小さな器に育てるのは保護者の取り組み、地域性もありますが、今、幼児は近所隣に友達もない公民会も多々あります。大きな出会いの場をつくることの重要性を感じます。

我が町でも重要なことと考え、町内全体の保育園、幼稚園の合同的運動会、遊戯会等を開催し、保護者にも他の園の発達の部分、我が園の発達の部分に理解と認識をいただき、広範囲に取り組みに目を向けていただき、これからの幼児子育ては国内だけでなく世界を目指す方々です。このことを理解していただき、町全体、広範囲を含めた幼児教育を目指すべきと考えますが、この点について伺います。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

内田芳博議員からの２点にわたりましての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、環境整備の関係の廃屋の増加に伴う瓦等の捨て場の確保ということでございます。今非常に高齢化とか核家族化が進展をいたしまして、過去の隠居等がかなりあった時代からしますと非常に空き家というのが増えておりますし、そしてまた進んで廃屋の状態が増加の傾向にあります。そのようなことで、景観とかあるいは防災、防犯、そういう意味からも非常に問題になっているというのが一つの地域社会の大きな問題ではないかと思っておりますのでございます。

そういうことで、この廃屋の対策につきましては、全国でもいろいろ取り上げられておまして、自治体によりましては独自の条例を定めて、この辺の管理をしっかりとやっていただきたいと、そういうところもあります。しかしながら、なかなか実態としては先に進んでいないというのがありますが、この辺も先ほど議員が仰せのとおり、一つは私有財産という関係がございますので、その辺の管理については公的な立場で、これをどうするかということについては非常に難しい分野がございます。新たに議員立法等でその辺のところの対策を講じたいという動きもあるやに聞

いてはおりますけれども、非常に私有財産という立場から、いろんな制限がありますので、公的な立場で、行政の立場で強制的にということまで踏み込んでやれないということがございます。

そのようなことから、私もいろんな御意見等もいただきながら、昨年から廃屋の程度に応じて防災上あるいは防犯あるいは景観とか、そういう意味合いから、その所有者のほうで意向があれば解体をする、していただく、幾らかの支援をするという制度をつくってきたわけでございます。

おっしゃるとおり、弱者救済という意味合いもございまして、やはり解体になりましても今は非常に分別をして、それなりの処理をしなければならなくなると非常に多額になるということがございますので、なかなか進まないということがございます。そういうことで、支援の制度をつくったわけでありまして。こういう支援制度までつくっているところは県内でも余りないと思いますけれども、一步踏み込んだ形での取り組みをいたしておるところでございます。

ただ、廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございますので、やはり一般家庭から出ます一般廃棄物については、当然市町村の責務ということで定められておりますけれども、この産業活動の事業活動、こういったところから生じる廃棄物については産業廃棄物ということでございますので、これについては都道府県の処理業務というのがあ

るわけでございます。鹿児島県も過去こういった県独自の産廃処理施設がないということで、宮崎県とか隣県のほうまで持ち込みをされておったようでもあります。こういった課題を解消するために、鹿児島県とされましても、今、薩摩川内市のほうにつくるということで工事が進められているというようなどころになっているところでございます。

この廃屋の解体作業時に出ます瓦とかブロック、束石等の工作物の除去に伴う瓦れき等については、現在のところそれぞれの資格を持った業者の皆さん方が解体をしてやっただいておりますけれども、産業廃棄物ということになりますので、やはり受け入れについてはそれなりの処理ができる施設のほうに持ち込んでいただくということになっております。

町で持っておりますクリーンセンターにつきましては、やはり一般廃棄物の処理をするという場所でございますので、そういうことにつきましては区別をさせていただいているところでございます。

おっしゃるとおり高齢者等で、なかなか解体が進まないという実態もありますけれども、今のところは町としましてはこういった助成制度を活用していただいて、利用できるところは利用していただきたいと思うところでございます。新たに町としてそういった施設をつくるということまでは、民間がそういう施設を持っておりますので、そういうところを利用していただくことがよりベターではないかなと思っております。

それから、少子化の幼児の交流の関係でございます。確かに今少子化が進行しておりまして、将来的には本当この社会がどうなっていくのかなと危惧の念を抱かざるを得ません。年金、医療、こういった社会保障の関係、そしてまたいろんな社会生活全てにわたって、これから本当大変な時代が来るなと思っております。そういうことで私は一つの施策の大きな柱として、子供を育てやすい環境づくりをしましょうということで、柱を立てて進めてきておったわけでございますが、これは単に1町でできることではございません。やはり今ようやく国としましても、大きな柱としていろんな少子化対策が講じられるようになってまいりましたけれども、もっと早くあるべきだったなと思っております。

これだけ本町も高齢化が進んで、どんどん人口が減っていくのは、やはり生まれる方よりも死なれる方が多いという減少が出ており、支える人がいわゆる胴上げ式からだんだんと今は肩車方式まで、もう本当支える人が少なくなって、大変な時代になっているというふうに考えておりま

す。ということで、本当に子供たちが健やかに生まれて育つ環境というのは、社会全体を上げて取り組む大きな課題であるというふうに考えておるところでございます。

ということで、いろんな少ない幼児の皆さん方が交流をして、さらに生き生きとした社会を構築をしていく、このことは非常に大事なことでございますが、今ちょうどこの交流の機会については、今保育園のほうでも、それぞれいろんな交流の機会もあるようでございます。町内8保育園がございまして、世代間によります交流を初めとしまして、異年齢児の交流とかございまして、小学校の低学年の児童等の交流等もそれぞれあるわけでございますが、町全体としての機会というのは、町内2年に1回の町民体育祭がありますが、そういう機会とか、あるいは各地区の運動会とかそういう機会しか今のところはないわけでございます。

今は町内の保育園の園児数というのが802名でございます。こういう方々を一堂に会しての機会というのは、なかなかいろんな園の計画がそれぞれありますので、それらの園の計画の整合がうまくとれれば、そういう機会もあるかと思いますが、なかなか今実態としては、今申し上げたような機会しかないわけでございます。おっしゃるとおり、いろんな機会を通じて、さらに生き生きとした健やかな成長を望むところが望ましいと思うんですけれども、今の段階では具体的なところまでは、こういうことをしたいということまでは踏み込んでないところでございます。年に1回の先ほど申し上げましたようなこと、町民体育祭とか、そういう機会にはお互いに触れ合う機会があるところでございます。

あとまた、幼稚園の関係については教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

町立の幼稚園につきましては、御案内のとおり鶴田幼稚園と薩摩幼稚園の2つの園がございまして、この園児数等の減少によりまして、薩摩幼稚園のほうは休園措置をとっております。現在鶴田幼稚園のみを開園しております。ちなみに園児数は26名でございます。

少子化が進む中、交流を深める取り組みというのは今議員から御指摘がございましたように、集団生活を営む能力を養成する上から非常に重要なことと考えておりまして、これまで多様な交流活動を幼稚園におきまして少ないながら実施しているところでございます。

具体的には平成20年度から未就園児を対象とした「おひさまくらぶ」こういう名称で月に1回程度開催しまして、0歳から3歳までの親子20組ほどに園に来ていただき、園児との交流を図る中で、園の活動状況を知っていただきますとともに、園児には後輩への思いやりや優しさを育む指導をしております。また、小学校との交流でございますが、併設する鶴田小学校とは運動会や学習発表会等の行事を通しまして、園児と児童、職員同士も密な連携を図ったり、授業参観を積極的に実施したりしております。また本年度は、近隣の中津川小学校とも交流し、小学校へのスムーズな移行が図られる努力をしているところでございます。

さらに年に1回、3日程度、鶴田中学校の生徒が職場体験学習の一環として鶴田幼稚園を訪れ、園児との触れ合い体験活動を実施したり、絵本の読み聞かせをしたりして、交流を深める中で、園児にも大きなお兄さんやお姉さんの接し方を理解したり、読書の楽しみを味わったりしております。また、近隣にあります鶴田同朋保育園とも年に6回ほど合同交通教室を実施したり、園に招いて交流給食を実施したりして親睦を深めたりしております。

地域との交流にいたしましても、老人会の方々と芋掘りをしたり、餅つきをしたりしております。また、今町長からございましたとおり、毎年本町の夏祭りのパレードに参加するなどして、郷土を愛する心を育て、集団生活の力を養っているところでございます。

今後とも園児は地域の宝として、そしてその教育は一人一人の生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでありますことから、健やかな成長に資する取り組みを推進してまいりますとともに、育成の取り組みにつきましても福祉課等、町長部局とも連携をとりながら、交流をはじめ活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○内田 芳博議員

ただいま町長、教育長から答弁をいただいたわけですが、2回目の質問をさせていただきます。

私も、解体作業は地域改善対策事業、個人の新築、建てかえ等の撤去作業で数多くを経験しています。木造の家の場合には瓦を全部おろせば撤去作業の85%は済みです。100万円前後をかけて撤去のできる方々はよいですが、問題はできない方々の撤去をどうするかということではないでしょうか。台風のと看道路等に倒れる危険性のある家、放置し、自然的に崩壊し棟の落ちた家、危険性と景観形成、住んでみたいまちづくり対策からも大きな問題です。

この事業の推進を図るには方策いろいろあると考えますが、所有者が壊すのが責任である。強く言いますと、この問題の解決に非常に混乱を起こすのではないかと、このように考えます。親族身近な方々、公民会の皆さんの協力ができるうちに結局的な方策を立てて取り組みができる体制が今後は必要ではなかろうかと、このように考えます。廃屋と空家が進む集落に住む方々の心境は厳しさを感じますが、今後この問題は高齢化率と人口減少の進む地域の大きな課題と問題を引き起こすことになると思います。

個人的一般の方々がスムーズに取り組める撤去作業の立案を立てて、1軒を壊すのに3カ月かかってよいです。そういう体制をつくり上げるべきです。木材、ガラス、そして陶器類、トタン、鉄くず等の捨て場は町にあります。瓦、ブロック、束石等の捨て場の確保、これはやっぱり国、県に強く要望し、廃屋の撤去作業の対策がスムーズにできるようにしていかなければいかげなもんかと、このように考えますが、この点について再度町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり、あくまでも私有財産でありますので、行政のかかわる限度というのがおのずとあるかと思っております。事情的には本当いろんな問題がはらんでいるかと思ひます。先ほど言ひましたとおり防災的な問題、近所にとっては景観の問題あるいは犯罪の場所になるとか、いろんなことはらんでおりますので、できましたら所有・地権者の御理解をいただければ、強制的にできるものであればできないこともないんですけど、今の法律の中ではそういうことが、私有財産である限りはやっぱり限界があるというふうに考えております。

いろんな所得制限とかいろいろありまして、できないところも十分わかりますが、その辺は今の法律の中では、今支援をするという体制のところを抜けないのかなと思ひているところでございます。先ほどありましたとおり、新たな法律ができまして、そういう行政の立場から見て、いろんな問題から強制的にできるというところが出てくればあるでしょうけれども、今の段階では非常に難しいことかなと思ひているところであります。

○内田 芳博議員

確かに町長、この問題は町のこれから10年後ぐらいまでの間、廃屋という家がどのぐらいやはりなるかということは調査をされておるかもしれません。しかし国のほうでも議員立法をやはり何とか考えて、田舎だけではなくして都会も進んでいるんだと、これはこのままで置いておきやどうにもできない状態も出てくるということになるわけですよ。だから今町が支援ができるのは、やはり壊すことができる方々、自分たちがそういう経費を出せる方々が壊していけることであつて、これは非常にこの事業の進んでいくことですから、これはありがたいことです。しかし

そのことができずにやはりそこに棟が落ちてその姿を見ている、そして今現状でもありますが、壊れてもう竹やぶになって、その中にあるいろんな姿、これはやはり政治としてどうするかと言うこと。これは我がまちが裕福な町であって、それだけ財政がいいまちならば何とかできるかもしれませんが、町長が言われるように私有財産でありますから、これはどうもできないところです。これをやはり国会でも何とかこの対策をしなければ大変だということは言われているのは事実でございます。

ですから、私はこの家を壊すのに一番の先のことは、瓦をおろすのがということです。今廃屋という家を壊さなければならぬという家は大体戦前戦後に建てられた家が主体です。ですから、今の家とすると壊すのにもやはり簡単に壊れます。そういうことを考えたときに高齢化率が進まない、何とか結いの心を持ち合わせた方々がいるときに壊すと。そして今業者に頼まずに壊せる方々は、そこに大きな穴を掘ってそして瓦、ブロック、石等々あそこに埋めて壊すというような実態もあります。こういうことができる方はいいかもしれませんが、これからは非常にやはり難しくなることだと。

だから35%も高齢化率が進んで、田舎のほうを見れば非常にそういう廃屋の家の多い地帯もありますので、何とかこれは国、県に言うてそうして陥没したところ等にやはり捨てて、サンドイッチで埋めていくというようなことをして、これは人体には影響もないし、環境にも影響はないと、害はしないと思いますが、こういうことをやはり国にも呼びかけてお願いをして、そうしてこのことは、少しずつでも早く解決をする方策をとらなければいけないのではないかと。町としては、方策は支援はしておられます。だが、そのことを受けられない方々をどうするかというのが、これから大きな問題になってくると思うわけです。

この点をやはり町長どうでしょうか、国、県にやっぱり厳しく要望して、何とか各市、町ぐらいい一つずつぐらいいはそういう、やはり産業廃棄物の捨て場といいますか、人体に、環境に影響のないものはそういうようにできるような配慮をしていかなければ、やはりこういう高齢化が進み、廃屋が進むところは大変な事態を私は引き起こすのではなかろうかとこのように考えますが、この点についてはどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今のこの問題は、もう全国的な課題になっておりますので、今でも先ほど申し上げましたとおり、自治体によっては条例までつくって、もうしっかりと管理をしていただきたいと、いわゆる勧告までできるような条例をつくっているところもございます。しかし、おっしゃるとおりいろんな事情がありまして、財政的なそういう問題もあって、なかなか進んでいないところもあるようですし、この問題については全国の町村会の中でも一つの課題として取り上げられてきておりますので、法的な整備ということもそういう環境整備も必要なこととございます。そういうことをやっぱりあちこちから声を上げて、何らかの対策が講じられるような努力は今後も続けてまいりたいと思っております。

産廃の捨て場所の確保については、やはり業としてやってらっしゃる民間の方もいらっしゃるわけですので、そこをまた侵害するようなこともいかないし、そこはまた十分生かす形での取り組みというのは必要かと思っているところであります。

○内田 芳博議員

町長、私たちは旧宮之城町の時代は椎込に、やはりちり焼き場がありました。露天の焼き方だったから何を持っていっても捨てられるという、そういう自由性を見てもおります。だから考えることは、行政で私有のものは壊しはならぬわけですから、やはりそういう捨て場をつくって、やはり環境をつくって、そしてこの廃屋の撤去がスムーズに行く体制だけはつくらんと、やはり

「あそこは屋根がおてちょらよ」と、親族も見かね、公民会も見かね、そして隣りはあげんなくて、やつけなこっじゃということになってくると思うんですよ。そうなった場合にはやはり公民会でもやはりいろいろ気まずい思いもせにゃならんし、皆さんがやはり壊してやろう、協力をしよう、結いの心があるときにやはりしやすいと。

だから今のところではそれをそういう捨てる、やはり許可というのは民間が持っているわけですけど、民間に持っていくにはそれなりのやっぱりただではとってこないわけですから、お金はかかるわけですから、それができる人はいいいですけど、さっきから言うけど。できない人の対策を今後やはり国、県に強く言うて、そうして取り組んでいただきたいと。

これは私は必ず最後は大きな問題になってくるだろうと思います。これからこういう廃屋が進めば、やっぱり町長も頭の痛いところだと。きれいな町に住ませたい、きれいな地域に住ませたい、きれいな公民会に住ませたいというのは、やはりあなたの私は政治のあり方だと思います。だからそれに向かって進んで支援はしておられるわけだけれども、こういうことは必ずまた進んでくるし、一方プラスの面があれば、一方はマイナスの面もあるわけですから、マイナスの面をどういうふうにやはり取り組んでいくかということを考えていただきたいと。このことを要望もいけませんし、要請をして、次の項目に入っていきたいと考えます。

町内の幼児の交流についてでございますが、やはり人間として事業をするときに、軌道に乗れば乗るほど人を知る重要性を知ります。知らないことは自分の周りの狭さに反省をさせられます。子育ては子供が知らない人を知る場でもあり、子供も親孝行をしているところでもあります。幼児のときから物事を広く考える人づくり、広く人を知る人づくり、言葉は簡単ですが非常に難しいことではありますが、時期的には取り組みやすい時期ではないかと考えます。

策はいろいろあると思いますが、町全体の広範囲的な取り組みとして、これを実現していただきたいと私はこのように考えます。段階はいろいろあろうと思います。それにはやっぱり何度か0歳児から6歳児まで幼稚園であり保育園を考えた場合あるわけですが、その中で段階的でもいいですが何とか取り組めるような体制をつくって、広く知っていただくということ、そしてそういうことに保護者がやっぱり認識をしていただくというのが私は大事なことでないかと思います。

このあとに学校教育の問題も出てきますが、それにも大きく影響するのではなかろうかと、プラスになるのではなかろうかと、広くやはり出会うと。そして今子供さん方も少ないし点々というわけですから、遊びに行くちゅうても広範囲にかけなければ遊ぶ友達もいないというのが現実になってくるわけですから、そういうことを考えてやはり少子化の時にはいかに広く人と知り合って、そうして世間を知ると、人を知っていくということも大事であり、またそれにちなんで、子供さんたちも大きく育てると、大きな器で大きな心の持ち主に育てていくというのが大事じゃなかろうかと。

そういうことを考えて、やはり町の全体的、段階的な方策を考えて取り組んで、そしてやはり我々が1町、そして1学校で、これほど人がおるかという中で育った時期ではないし、わずかな方々で育つ時代ですから、そういうことはやはり小さいときから私はつくりあげて、そしてそういうものを体験していただくということが大事なことでないかと思えますが、この点についていかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、やっぱり社会生活を営む上においては、お互いの人と人とのつながりというのは非常に大事なことだと思っております。そういう意味合いで、やはり小さいうちからいろんな人とつき合いを広めていく、いろんな感受性を高めていく、いろんな人との交わりの中で自

分を磨いていく、そういうことにとっては非常におっしゃるとおり大変大事なことだと思っております。

その上で、これまでも先ほど申し上げました、いろんな運動会とかあるいは文化祭の場合も今は文化協会のほうで子供文化祭というのを2年に1回ですけど、そういう機会も本町の場合は設けておって、つき合いの機会もあるようでございますが。町全体が一つにまとまってという機会は、今のところ保育園の8施設、12施設の中で8施設はやっておりますけれども、幼稚園まで含めたというのはそういうところはないわけでありましてけれども。

今後そういういろんな集う機会が、いろんな関係の幼稚園とかあるいは保育園の先生方とも話をする中で、実現可能であればまた検討もしていきたいと思っておりますが。なかなか今多々ある行事の中で、どのように消化をしていくかということも一つまた課題もありますので、その辺は十分今後詰めをさせていただきたいと思っております。

○内田 芳博議員

質問の題から枠を若干外れますが、町長、私は盈進小の校区を考えた場合に、船木、時吉、そして虎居、一ツ木、我が区ひいてはやはり戦後船木の広段の開拓団のところまでが区域が盈進校校区でございました。私は先輩の方々は、これだけ大きな学区の規模をつくってくださったということは、紆余曲折あったけど非常に心の大きなスケールの中で、指導者もおったかもしれません。このように考えるわけですが。やはりその中で2,000名の方々が、この小学校には一番おるときにはおったと。町で2,000名のマンモス校ちゅうのはやはり盈進校が県下で一番ではなかったらどうかと、このように考えますが、先生方も盈進校に行ってみないと、このスケールはどんなもんだらうかと、私は考えられたのではなかろうかと思えます。

そういう先人方が、やはりこのようにつくり上げたことを考えたときに、私たちはやはり幼児の方々が小さいときからみんなが会って、やはり一緒に何かして取り組んでいけるということ。私は若い保護者の方々は、そういうことを我々がつくってやって、そしてこれからのこの幼児の方々は、国内だけじゃなくてさっき言いましたとおり、世界を目指して進んでいかなければならない、成長していただかなければならない方々です。そういうことを考えたときには、やはり町内全体の方々が一緒に会って、何かの運動会的なみたいな、ああいう行事を何かをつくり上げて臨んでいただきたいと。

そして人を知る、そしてそれが大きな自分の繁栄の枠にもなるということ考えた場合には、やはりこういうのをつくるのに、3人ばかりがおりゃ私はできると思うんですよ。やはり厳しい、厳しいじゃなくして、厳しい、厳しいというのを先輩たちはつくり上げた事実も残っているわけですから、そういうことはできないものかこのように考えますが、再度町長の見解をお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

多くの人が出会って、仲間づくりを意識を高める、そしてまたいろんな人格と触れ合いながら人格を高めていく、そういう意味合いではおっしゃるとおり非常に意義の深いことだと思いますが、ただ現実として、今のそれぞれの保育園とか幼稚園の計画のそれぞれやっている中で、一堂にまた会する、そういう新たなものを組み立てていくということになると、行政の一方的な考え方ではまたいけない部分がありますので、その辺はやっぱりお互いに協議をした中で、できるとすれば、それはまたつくり上げていくことも不可能ではないことではありますので、その辺はまた、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの御意見も拝聴しながら検討はしていきたいと思えます。

○内田 芳博議員

そこで町長、最後にお尋ねしますが、これを今言うたから今せえということではないし、やはり対策会でも設置して検討していくと。そうすることが幼児に対する我々先輩の方々からの考え、そして若い父兄に対してもこのことを理解していただくと。そうして大きな姿で、やはり地域も見てもらい、自分も大きな姿で見れるのではなかろうかと思います。

この後で学校問題で質問が出ておりますから、そこまでは私も入りませんが、やはり今の我が町を考えた場合には、私は非常にこのことは大事じゃなかったかと思います。できるものならば、まだまだ前からこのことは論議して取り組んでおくべきではなかったかと思います。そうすることが今日問題になっていることの解決の一つの策になったのではなかろうかということも考えます。考え方にはいろいろあろうと思いますが、そういう前向きに先を見込んでそして進んで行こうではないでしょうか。

町長、やはり苦労は人間がせねばならんことです。そのことにあと下がりしてはだめですから、前に向かって進まなければならないし、私はこのことに対する対策検討委員会ぐらいは設置してもらって、そうして、今後この地域のことを十分こういう流れの中で検討していただきたいと思いますが、この点についてはどうでしょうか。このことを聞いて、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

御意見として拝聴はさせていただきます。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、内田議員の質問を終わります。

次は、11番、内之倉成功議員の発言を許します。

〔内之倉成功議員登壇〕

○内之倉成功議員

私は、町議として最後の質問となると思いますが、施政方針で日高町長は6項目の提案をなされています。また、総務委員会の岩元委員長、建設経済委員会の川口委員長から、また森山議員、それから内田議員から質問があつて、それぞれ回答がなされたわけですが、私は一議員として2項目について質問いたします。

まず、1点目に学校適正化問題について教育長及び町長にお尋ねいたします。

さつま町でも、適正化基本計画案が示され、賛否両論いろんな意見、提案があつた。これらを踏まえ、今後教育委員会でさらなる検討がなされると。次の点について、どのような進め方で取り組まれる考えなのか伺いたい。また、統合後にあいた校舎の利活用、地域住民の声を取り入れる施策は、高齢者用の福祉施設、企業誘致などの考えはあるのか、お伺いしたいと思います。

2点目に、耕作放棄地対策はどのように考えているか、町長に伺いたいと思います。

近年、水田等の耕作放棄地が多く見受けられる。いろんな対策が講じられているが、効果がいま一つと感じている。今後、町はさらなる施策を講じるべきと考えるが、町長は4年間の仕事として、このことをいかに実務に取り組まれたか。また、今後さつま町がいかにあるべきか、次世代への提言が必要ではないかと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

1回目の質問をこれで終わります。

〔内之倉成功議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

内之倉成功議員のほうから2点ほど質問をいただきました。まず、教育の問題もございしますが、教育長のほうから後ほど答弁があるかと思いますが、また私に対する御質問がありましたら、お答えさせていただきます。

耕作放棄地の関係でございます。先に回答をさせていただきます。

御承知のとおり耕作放棄地は、農業者の高齢化や担い手不足、農林産物の価格低迷、鳥獣被害等によりまして、全国的に増加傾向にあります。本町においてもその抑止あるいは解消に苦慮している状況にあります。農業委員会では毎年、農地パトロールとあわせまして、耕作放棄地の全体調査を実施しております。

町全体では耕作放棄地面積が273ヘクタールでございます。うち約48.5ヘクタールが農用地区域内ということでございます。一昨年改正されました改正農地法におきましては、これらの耕作放棄地の解消のため農業委員会において、毎年1回の利用状況調査と所有者に対する指導が義務化されたところであります。

このため農業委員会では対象者と対象農地を整理いたしまして、農地利用状況調査カードを作成し、現在の耕作者、耕作放棄地の状況、今後の農地に対する意向、近隣農地への影響等について担当地区の農業委員が1筆ごとの調査を行っているところであります。

また、農政課におきましても、平成21年1月にさつま町耕作放棄地対策協議会を立ち上げたところでございます。それと同時に農業委員の御協力をいただきまして、町内の耕作放棄地マップを作成をいたしました。状況把握に努めてきたところであります。

次に、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業、これを導入をいたしまして、21年度は農政座談会等で事業内容の周知を図り、永野地区のところで茶畑であります、20アールの再生事業を実施をいたしました。あわせて協議会の実証圃としまして、じゃがいもであります、130アールを鶴田地区に設置をいたしました。そしてまた22年度におきましては、実証圃の看板設置と船木地区の61アール、これは茶畑であります。これの再生事業を行っております。そして本年度は中津川地区の29アール、これについてはそばの植えつけであります。これらの再生事業を実施したところでございます。

この事業は平成22年度までは所有者による再生作業というのは支援対象外でございましたが、農業体験施設以外は農用地の区域内でないと対象になりませんでしたけれども、23年度見直しによりまして戦略作物、いわゆる麦とか大豆、そば、菜種、飼料作物、新規需要米、加工用米、これらの栽培する場合においては土地所有者による再生作業及び農用地区域外も可能になったところでございます。

あわせて、中山間地域等においては、農業生産活動の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度の十分な活用、また24年度からスタートしました人・農地プランによりまして担い手への農地の集積、農地・水保全管理交付金事業の活用等によりまして、耕作放棄地の増加防止に努めてまいったところでございます。

今後におきましても、農家の高齢化とか後継者不足が進行する中にありますので、農地の保全に努めるためには、引き続き国のこうした耕作放棄地の再生利用緊急対策事業というのがありますので、これらを導入いたしまして、さらにまた担い手支援室で対応しております県の耕作放棄地解消推進事業と連携を図りながら、解消に努めてまいりたいと思っております。

とにかくこれまでの中山間地域等直接支払制度とかあるいは農地・水保全のこういう事業を積極的に取り入れを行って、こういったできるだけ共同作業等によって耕作放棄地が拡大しないようにということで努めをいたしてきております。

御承知のとおり中山間地域等直接支払制度については、県内でもやっぱり取り組みの面積とか交付金というのが一番大きいわけですので、それなりの努力というのは各地域でやっていただいているということでございます。

一昨日も、本省から中山間地域等直接支払制度の直接の担当の課長さんあたりがみえて、今後

の問題をどうするかということで、それぞれ現場での調査にいらっしゃって、そのときも申し上げましたけれども、非常にいい制度だからこういう制度をもっともっと拡充して、地域の皆さん方が本当に耕作放棄地がない、そしてまた共同作業を通じて農村、農業の環境がさらに整備されるようにということでお願いをいたしたところでございます。

ちょっと先ほど茶畑で「20ヘクタール」と申しましたが、「20アール」の間違いでございます。訂正をさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

学校適正化に係る統合後のあいた校舎の利活用策の方策についてでございますけれども、本町小中学校の適正化計画の基本計画案につきましては、御承知のとおり平成23年6月に策定し、その内容を各地域へ説明に伺う中で、再編後の学校施設の活用についてもいろいろ質問があったところでございます。

跡地の利用につきましては、地域の振興に関係する問題でもあり、重要なことであると認識しておりまして、学校の活性化と地域の振興とを何とか両立できないか、その方策を探ることが大事であるという視点で説明を進めてまいりました。

学校の再編は、御案内のとおり県内や全国でも進められており、再編後の校舎の活用等につきましては、御指摘のような利活用策を含め、先進の事例がいろいろとあるところでございます。文部科学省の廃校プロジェクトでも、先ほどありましたような高齢者の福祉施設や企業施設、それから社会教育施設や農林業施設などの転用の例も多数紹介されておりますので、本町におきましてもこのような有効な活用策を見出すことができればと考えております。

今後とも、平成21年6月に出されました学校適正規模等委員会の答申を尊重することとし、公共施設もしくは公共性の高い施設として活用が図られるよう提言をされておりますので、そのことをベースに地域の皆様の意見も十分お聞きしながら、活用策を検討していきたいと考えております。

なお、検討に当たりましては教育委員会だけではなく町長部局とも連携し、仮称でございますけれども跡地活用検討委員会なるものをつくって、検討することと考えており、この中には当然地域住民の皆様の代表にも入っていただいて、有効な活用策の方向性を出していきたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○内之倉成功議員

ただいま町長及び教育長のほうから答弁がありましたわけですが、次の関係について再度質問申し上げます。

ただいま町長から説明があったわけですが、私たちのこのさつま町においては本当に耕作放棄地が増えていくという中で、なかなかあとの耕作者がいけないというのが現状かと思えます。そういう中で、この施政方針の中にも出てきているようですが、具体的にこの農村部、山間部については、特に耕作放棄地が進んでいるわけですが、この対策として町としてどのような助成措置がなされるのか。

今地域によっては、本当に耕作者がいなくなっていくという状況の中で耕作放棄がなされているわけですが、残された若い人たち、または地域の人たち、その耕作地を引き継ぐ人がなかなかいないわけですが、今現在佐志の中においては仮屋原、穴川地区でそれぞれ引き受けて努力されているわけですが、それぞれの地域においてはそのような耕作放棄地を我々がやろうと

いう対策ちゅうのが、なかなかないわけですけども、この問題について町長は今後どういう具体策を持っていくのか、もう一度お示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

非常に農業の従事者というのが高齢化が進んでおりますし、これについてはやはり担い手の確保をいかに図っていくかということで、今県とＪＡ、町一体となつての担い手支援室も設置をして、それなりの成果というのは出てきておるわけであります。

全ての２０の公民館に、今回の人・農地プランの策定をお願いしてありますので、それについてはやはり地域の皆さん方がもう膝をつき合わせて話し合いをして、自分たちの地域をどうして守っていくかと、その耕作放棄地も含めまして、やっぱり担い手に農地を集積していく、そういうプランをつくり上げていくということでありますから、それを基本にしながらやっぱりできるだけ耕作放棄地にならないように、そういう担い手を中心とした耕作が拡大していくように、今も話し合いをしているわけでありますので。

今後はやはり国としましても、そういう新しい政策に力を入れていくということでありますから、それについてはまたいろんな支援策が新しく出てくると思っておりますので、それについては積極的に導入を図りながら支援をしていきたいと思つておるところであります。

○内之倉成功議員

今町長から回答があつたわけですけども、私は本当に農村部においてやりたいと思つても人がいない、そういう中、その上に耕地の進入路または排水路、そういう問題がなかなか高齢者ばかりで解決できないという点があるわけですけども、行政のほうに相談すると全員の同意がとれているとか、そういうような点でどうしても行き当たる場合があるわけですけども。今後の町政として、この水田、または畑についてもそれぞれつくる人はいるわけですけども、進入路がないとか、農道が完備されていないとか、いろいろあつてなかなかここでそれを解決するというのが本当に難しいわけですけども、今後の農政の中で町としてはどういうふうに取り組みをされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

全体的にやっぱり地域の問題については、お互いに話し合いをして、どこに問題があるのかというのをやっぱりお互いに共通理解をして、みんなでそれならこの問題、農道が例えばこういうところが必要だと思えば、やっぱりそういう計画をつくり上げて町のほうに上げていただく。そういうことがやっぱり必要であるかと思っております。

やはり個人的に、そういうところがあるところについても、当然いろんな機会を通じて申し出をしていただければ結構ですけども、そういう農道とか進入路等については、共同の公衆的な利用としての場合が多いわけですので、やはりそういうものについては地権者の皆さん方の理解を深めて、どうしても必要なんだということで申し入れをしていただければ、町としましても計画を立てて、いろんな事業を入れながら整備をしていくということになるわけですので。そこはまた地域の皆さん方がしっかりと話し合いをしていく。そこが最も基本的なことだと思っておりますので。それは先ほど申し上げました人・農地プランを策定の段階でも、いろいろと御意見を集約をしていただければありがたいと思っております。

○内之倉成功議員

今町長からそれぞれお答えいただいたわけですけども、私としては確かに一議員として地域の問題を取り組みをしてきたわけですけども、これは最後となりますので、この問題については新町政に向けて継続されるか、または日高町政が再度続けられると思うんですが、そこいらは２５年度の選挙の中でまた、ぴしゃつとした立案がなされると思っておりますので、この問題について

はとにかく責任を持って解決していただきたいと思います。

次に、思うんですが、教育長のほうから先ほど学校統廃合の問題について答えがあったわけですが、この統廃合の問題についてはそれぞれ地域では今までこの学校の所在が本当に地域住民のよりどころとしてあったわけですが、もしこれが統廃合されると、その跡地の地域住民はどのようなふうな気持ちで過ごしているかと聞いてみると、本当に寂しくなると。この学校を中心にした地域の活性化というのを、また町政としてもこの問題については真剣に取り組んでいただきたいと思うんですが、先ほど教育長のほうからも話があったわけですが、本当に学校がなくなるというのは寂しいものであります。

私たちも佐志に住んでいたわけですが、学校が中学校がなくなって宮中のほうに統合されたわけですが、本当にそのときの寂しさというのは、もう誰にも言えないというような状況であります。ただ、小学校が残っている関係できょうまでそれぞれ地域の運動会と学校と一緒にあって、地域が一体になってやってきているわけですが、この学校が廃校されるということによって、地域住民はどこを頼りにしてまとまっていくかというのが大きな課題だと思うんですが、教育長にまずその問題についてをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（東 修一君）

学校の統廃合の関係につきまして、地域住民の皆様の心の痛みというのも十分わかるわけですが、先ほどの質問にもございましたように、やはりいろんな多くの方々と接触をしながら子供たちは育っていくのが理想であろうというようなことで、いわゆる学校の活性化、これを何とか図れないかという側面も大事であろうと。今からの将来を背負っていく子供たちが、そういういろんな価値観と出会いながら社会性を培い大きく育っていく必要があるというふうに考えております。

そこでお話を申し上げましたように、地域の振興、それも図られるような、できればこういう右肩下りの時代でございますので、どっちか一つというんじゃなくて、両方が両立できるような方策ができないものかということを考えながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○内之倉成功議員

これについて町長の考えをもう一度伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

非常に学校というのは地域の皆さんにとってシンボリックで、いろんな役割を果たしていたところだと思っております。今おっしゃったとおり、非常にそういうものがなくなることに対する寂しさというんですか、そういうものも感慨的なものもあるかと思っておりますけれども、やはり現状が今の学校教育の環境というのが非常に昔と変わってきているんだという事実だけはしっかりと認識をしなければならないと思っております。

先ほどからいろいろと論議がありますとおり、これからやっぱり世の中を支えていく、本当に担い手となって、しっかりと世の中を築いていく、そういう世代の方がどう生きていくかということは、やっぱり学校の教育環境というのは極めて重要な役割を果たしていくわけですので、そのことはやっぱり地域の問題も然りありますけれども、そのこともまずは考えていく必要はあるかと思っております。

そういうことで、跡地の問題については、行政もこれはいろんなケースがありますので、先ほどから教育長が申し上げておりますとおりいろんな利用の仕方があります。地域が寂れないような地域の振興があるような形での利用ということについては、教育委員会、私ども行政の側にとっても最大の課題として受けとめながら、地域の皆さん方とじっくりと話をして本当に使い勝手

のいいような、地域の振興につながるようなことにやっぱりしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

一方的に行政が先に決めて、これじゃいけないということよりも、やはり地域は地域の問題として受けとめながら、そういう意見をお互いに出し合いながら、いい方向を見出していく。このことが必要かと思っております。

○内之倉成功議員

ただいま教育長及び町長のほうからそれぞれ学校問題についてはお答えがあつて、私もこのように努力されなければならないというようなことは十分承知しておりますので、今後の課題として本当に地域住民が、学校が統廃合されてもやっぱり地域が盛り上がっていけるという、そういう対策をぜひ考えていっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、私は町長にもう一度伺いたいと思うんですが、本当にこの施政方針のようなことを確実に実行していくということが望まれるわけですが、この新しい町政の中で検討されることだと思うんですが、それがぜひ全うできるような形で努力していただきたいと思います。

私は、とにかく誰が町長になろうとも、この考えは町民にとっては大変な問題、農政の問題については特に大変な問題だと思います。また、先ほどからもいろいろ質問があるようですけれども、この町の寂しさというのは、誰にもいいようがないような感じがいたします。先ほど答えの中で、屋地の下町のアーケードを取り外すという考えもあったようですけれども、私たちは今までそういう中で取り組みがなされてきて、ああ、これはいいアーケードができたなと思ってたんですけれども、これほど町が店が閉じていくとなると、どうしてもそれだけでは維持ができないという形の中で虎居も外されたと思います。

ですから、今後の大きな町の発展のためにも、そこいらをお聞かせ願えればと思いますけれども。とにかく一生懸命努力されているということは私も理解いたします。今後の大きな課題だと思いますので、商店街の閉鎖的な問題、また農村の本当に耕作放棄地、高齢化になって農業をやるとうとする人が少なくなっていくちゅう中で、この取り組みは生半可にはできないと思います。

ですから、そこいらを踏まえて、教育委員会にしても、また町長にしても、とにかく努力していただきたいと思います。私は陰ながら皆さんの活躍を祈って、この質問を終わりたいと思いますが、とにかく努力されることを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、内之倉議員の質問を終わります。

これで、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後2時15分

平成25年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

平成25年3月8日

平成25年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成25年3月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森 山 大 議員	2番 東 哲 雄 議員
3番 麥 田 博 稔 議員	4番 米 丸 文 武 議員
5番 川 口 憲 男 議員	6番 新 改 秀 作 議員
7番 平八重 光 輝 議員	8番 平 田 昇 議員
9番 舟 倉 武 則 議員	10番 岩 元 涼 一 議員
11番 内之倉 成 功 議員	12番 柏 木 幸 平 議員
13番 楠木園 洋 一 議員	14番 内 田 芳 博 議員
15番 桑 園 憲 一 議員	16番 市 來 修 議員
17番 新 改 幸 一 議員	18番 木 下 敬 子 議員
19番 木 下 賢 治 議員	20番 中 尾 正 男 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩 原 康 正 君	議事係 長 中 間 博 巳 君
議事係 主幹 松 山 明 浩 君	議事係 主任 神 園 大 士 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	教 育 長 東 修 一 君
副 町 長 和 気 純 治 君	教委総務課長 山 口 正 展 君
企画課 長 湯 下 吉 郎 君	社会教育課長 岩 元 義 治 君
健康増進課長 小椎八重 廣樹 君	農 政 課 長 平 田 孝 一 君
介護保険課長 中 村 慎 一 君	耕地林業課長 山 口 良 一 君
環 境 課 長 貴 島 晃 人 君	水 道 課 長 脇黒丸 猛 君
総 務 課 長 紺 屋 一 幸 君	商工観光課長 赤 崎 敬一郎 君
財 政 課 長 下 市 真 義 君	災害復興対策課長 松 山 兼 二 君
安全安心対策課長 崎 野 裕 二 君	
消 防 長 高 木 卓 朗 君	
福 祉 課 長 王子野 建 男 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第 2 議案第 6 号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について
- 第 3 議案第 7 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について
- 第 4 議案第 8 号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について
- 第 5 議案第 9 号 さつま町課設置条例の一部改正について
- 第 6 議案第 10 号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 7 議案第 11 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 12 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 13 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 14 号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について
- 第 11 議案第 15 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 12 議案第 16 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 17 号 さつま町平川郷条例の一部改正について
- 第 14 議案第 18 号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について
- 第 15 議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 16 議案第 20 号 平成 25 年度さつま町一般会計予算
- 第 17 議案第 21 号 平成 25 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 18 議案第 22 号 平成 25 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 19 議案第 23 号 平成 25 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 20 議案第 24 号 平成 25 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 21 議案第 25 号 平成 25 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 22 議案第 26 号 平成 25 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 23 議案第 27 号 平成 25 年度さつま町簡易水道事業会計予算

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 (第2委 員会室)	5	さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
	9	さつま町課設置条例の一部改正について
	10	さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について
	11	さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
	12	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	13	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
	20	平成25年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳 入
		1款 町税
		2款 地方譲与税
		3款 利子割交付金
		4款 配当割交付金
		5款 株式等譲渡所得割交付金
		6款 地方消費税交付金
		7款 ゴルフ場利用税交付金
		8款 自動車取得税交付金
		9款 地方特例交付金
		10款 地方交付税
		11款 交通安全対策特別交付金
		13款 使用料及び手数料（関係分）
		14款 国庫支出金（関係分）
		15款 県支出金（関係分）
		16款 財産収入（関係分）
		17款 寄附金
		18款 繰入金（関係分）
		19款 繰越金
		20款 諸収入（関係分）
		21款 町債
		歳 出
		1款 議会費
		2款 総務費（関係分）
		3款 民生費（関係分）
		7款 商工費（関係分）

委員会	議案番号	件名
		8 款 土木費（関係分） 9 款 消防費 1 2 款 公債費 1 4 款 予備費 人件費全部 第 2 条 債務負担行為（関係分） 第 3 条 地方債 第 4 条 一時借入金 第 5 条 歳出予算の流用
文教厚生 （第 1 委 員会室）	6 7 1 5 1 6 2 0	さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について 平成 2 5 年度さつま町一般会計予算（関係分） 第 1 条 歳入歳出予算 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金（関係分） 1 3 款 使用料及び手数料（関係分） 1 4 款 国庫支出金（関係分） 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 1 8 款 繰入金（関係分） 2 0 款 諸収入（関係分） 歳 出 2 款 総務費（関係分） 3 款 民生費（関係分） 4 款 衛生費 1 0 款 教育費 2 1 平成 2 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 2 2 平成 2 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 2 3 平成 2 5 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 2 4 平成 2 5 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算 2 5 平成 2 5 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
建設経済 （議 場）	8 1 4 1 7 1 8 1 9	さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について さつま町災害復興基金条例の一部改正について さつま町平川郷条例の一部改正について さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工セ ンター条例の一部改正について さつま町都市公園条例の一部改正について

委員会	議案番号	件名
	20	平成25年度さつま町一般会計予算（関係分） 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金（関係分） 13款 使用料及び手数料（関係分） 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 16款 財産収入（関係分） 20款 諸収入（関係分） 歳出 2款 総務費（関係分） 6款 農林水産業費 7款 商工費（関係分） 8款 土木費（関係分） 11款 災害復旧費 第2条 債務負担行為（関係分）
	26	平成25年度さつま町水道事業会計予算
	27	平成25年度さつま町簡易水道事業会計予算

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成25年さつま町議会第1回定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、3月1日提案がありました議案第5号から議案第27号までの議案23件について総括質疑を行います。なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第5号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」

○議長（中尾 正男議員）

まず、日程第1「議案第5号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案第5号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議題5号については、総務常任委員会に審査を付託します。

△日程第2「議案第6号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」、日程第3「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」、日程第4「議案第8号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第2「議案第6号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」から日程第4「議案第8号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」までの議案3件を一括して議題とします。提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案第6号から議案第8号までの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第9号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第6「議案第10号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正につ

いて」、日程第7「議案第11号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第12号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第13号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第5「議案第9号 さつま町課設置条例の一部改正について」から日程第9「議案第13号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」までの議案5件を一括して議題とします。提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案第9号から議案第13号までの議案5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

さつま町の職員の給与等の条例の一部改正に関連してお伺いしますが、今回の補正予算の中でも、いろいろと職員の給与については出てきております。

関連になりますからちょっとお許しをいただきたいんですけども、昇給等につきましても、4号一律に上がるというようなことでなっていますけれども、今回、国がいろんなことで職員の給与等を改正せよというようなことで、今年度の当初予算につきましても、交付税が1億ぐらい減額になってますけれども、この条例に規定してあるところの職員給与の条例等を見てみますと、やはり勤勉でまともな頑張った人は4号上がるというふうになってますけれども、一律に4号ということになりますと、非常にこれから、職員給与を削減するとか、いろんなことが出てきたときに、職員のやる気というか、その辺がそがれてくる可能性があるんじゃないかと思うんですが、その辺のことについて、町長はどのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

職員の給与につきましては、条例で定めるところによるところでございまして、これにつきましては、昇給につきましては年に一回ということで、それぞれの級に応じて行っているわけでありまして。

これは、それぞれ通常の業務の進め方等を判断をいたしまして、良好な状態で仕事ができるといような評価のもとにやっているわけでありまして。中には、やっぱりちょっといろいろとどうかなという場合があったときは、それなりの分限条項というのがありますので、それに従って処分をいたして、いわゆる昇給延伸とか、そういうことはやりますけれども、特段そういった事例がない限りには、通常、良好な状態で業務を行ったというふうにみなして、この昇給を行っているところでございます。

その中でも、やはり優秀な職員、特に業績を高めたようなそういう実績がある場合には、その所管の課長を通じて上がってくれば、いわゆる特別昇給の機会がありますけれども、そういうときには15%の範囲内で昇給、さらに昇給短縮とか、あるいは場合によっては、1号アップとか、それぞれの措置ができるようになっておりますので、それは可能であります、現在のところ、一般的に通常の姿で、みんないい成績のもとに頑張っているといような評価のもとで昇給をいたしているというのが事実でございます。

○麥田 博稔議員

今、町長が言われましたように、結局、7条の中の4項なんかに書いてあるんですよ。職員の昇給は、規則で定める日に同日前一年間においてその勤務成績に応じて行くと。そして、第5項

によりますと、昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数によっては、さっき町長が言われたように、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とする。で、ほかに、結局、6級以上であるものについては3号給とする。

それから、この6項には、55歳以上は3号給の人は2号給にするとかとなってるわけですがけれども、やはり、さっき言ったように、私は4号給がどうのこうのというちゅうんじゃないで、これから、職員給与を削減して行って、さっき言ったように約1億円ぐらいなんでしょう、減るということは。

だから、総体で1億円削っていくけれども、その中で、やはり、非常にこの公務員というか役場職員の方の場合は、何をもって成績優秀とするのかとか、いろんなそのあれがあると思うんですけども。きのうも町長も一般質問の中で答えておられましたように、やはり、これからの財政を考えると収納率とかなんだかんだとあるから、やはり、500円は特殊勤務手当で、収納のあそこはもらってますけれども、月にですね。

だけど、やはり、そこの収納率のために頑張ったとか、例えば、建設課なんかも裁判までして取り立てるとちゅうとはあれですけども、やるとかですね。それから、町民課もあります。それから、福祉のほうもありますね。やっぱり、子ども手当てとか、それから相談をしてとったとか、やっぱりそういう人たち。主だってみれば、その辺がやはり成績優秀頑張ったかなと、目に見えるのは。収納率向上に貢献したとか。

だから、ここの4号給上げるのを、ぱっと見たらやはり一律に4号であるけれども、その中で、やはり、1号上がる人もいるし、3号もいる、4号もいる、この条例を改正しなきゃできないわけですけども。やはり、そういう職員の能力が反映されるというか、その辺を、KKBのあれなんかで入選したとか、やっぱり、ああいうのも、町のこういう宣伝とか、いろんなことのためになっていると思いますので、今後の昇給のあり方についても、その辺は一考していただきたいというふうに思いますけれども、町長のお考えをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

確かに、民間の場合と公共の場合というのは、なかなかその辺の評価の仕方というのは、非常に難しいところがあるかと思っております。民間の場合ですね、それだけの業績を上げて、利潤を上げると。会社に貢献をして、非常に会社の発展になったというのは、いわゆる目に見える形で現れてくるわけですけども、我々の仕事というのは公共サービスでありますから、なかなかそれを評価するとなりますといろいろと難しい面がございます。

そういうことで、通常の、この業務の中で誠実に、やっぱり親切丁寧に業務をこなしていく。住民の皆さん方にとって、本当によかったなあと、しんから思えるような気持ちになってもらえれば、それが職員にとってのやりがいというんですかね、そういうことになるかと思うんですけども。

やはり、その辺の評価の仕方というのは非常に難しい面がございます。そういうことで、一般的には、いろんな支障なく誠実に業務を履行してもらっていると、よっぽど不正とか、そういうことがない限り、良好な状態でやってもらったという評価をしておるわけでございます。その中でも、さっき申し上げましたとおり、何らかの顕著な評価に値するようなことができれば、特別昇給という形の取り扱いもできるわけでございます。

そういうことで、以前から申し上げておりますとおり、やはり、勤務評定というのは、当然必要になってくるかと思っております。これは再々、担当課には指示をいたしておりますけども、やはり、公平な目で、評価をする側も公平な目で同じような目線でやっていかないと、人によって評価が違うと、角度によって違うということになりますと、矛盾が出てまいりますので、そう

ということがないようにそういった評価の勉強も当然に必要でございます。

そういうことで、今、非常に公務員に対する見方というのが、民間と比べて、今回の場合も国のほうで、東日本大震災の関係等もありまして7.8%ですかね、国家公務員がそういうふうになりましたので、地方公務員においても同じような取り扱いをしていただきたいというようなことで国の要請をいただいておりますので、この取り扱いについては、話し合いをしながら御理解をいただいたもとに、今後対処をしなければならないというふうに考えております。

とにかく、職員の皆さん方が、こういう非常に厳しい環境にある中で、いろんな業務が増えてきておりますので、その中で、意欲を持って、どうしてやっぱり取り組んでいくかというのが大きな課題になっておりますので、その辺はお互いに、こういう厳しい社会情勢ということを職員として、まず、公共の福祉に携わる身として、その辺は十分理解を深めながら対処をしていく必要があるかと思っておりますのでございます。

通常、今までの、高度成長のころは、非常に右肩上がりです。毎年ベースアップがあったと。定期昇給のほかにそういう形であったわけですから、それは当然のごとくで流れてきたんですけど、時代が変わりまして、今は右肩下がりだということになっておりますので、非常にこういう中で、一方では、職員数が減り、あるいは仕事は増える。そういう中で、職員のやる気をいかに高めていくかは難しい課題でございます。

ただ、これについては、本町に限らず、全国統一的な考え方に立っておりますので、こういう厳しい時代に立っているんだということをお互いに認識をしながら、さらに、住民が求めるサービスについては努力をしていく必要があるかと思っておりますのであります。

職員の給与というのは、当然、生計とか、あるいは国とかあるいは他の公共団体、そしてまた民間のそういった給与水準ををにらみ合わせて適正な水準でやるべきだということになっておりますので、基本的なことについては、十分職員も理解をしていただいているものと考えておるところでございます。

○麦田 博稔議員

町長が言われましたように、職員の方は、全体の奉仕者として宣誓されて職員になられてますから、今言われたように、とにかく国とか、近隣の市町村、それから民間ということもありますけれども、やはり、その中で、町独自で職員のやる気をそがないような政策をとっていかんと。やはりその辺があるからといって、振休とかいろんな制度を我々も宮之城のころからそれでいいと賛成してきましたけれども、振休も消化ができないとかですね、いろんな問題がありますので、やっぱり、こういう次の6月議会に出てくるんでしょうけれども、そういうときに根本から職員の給与のあり方というのを考えて、そして、職員組合とも協力して、さつま町をこうせないかんという気持ちが出るような給与体系にさせていただくように要望しておきたいというふうに思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

の一部改正について」、日程第 11「議案第 15 号 さつ
ま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日
程第 12「議案第 16 号 さつま町ひとり親家庭等医療
費助成に関する条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第 10「議案第 14 号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について」から日程第
12「議案第 16 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正」までの議案
3 件を一括して議題とします。提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案第 14 号から議案第 16 号までの議案 3 件に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

議案第 15 号のさつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正についてですが、説明を受けました
ときに、訪問介護等を加えるということで、保健師新規 2 名、それから一般職 1 名増ということ
で 4 名体制でいくと。そしてまた、健康増進課の中の体制を充実していくというお話でありまし
た。

町長にちょっとお伺いしたいと思いますが、この乳幼児医療のところでは自己負担率のいろん
なところの制度の助成事業もあるんですけども、これをまた、訪問介護を増やされて、その乳幼
児医療に対応されるというところだと、私は思っておりますが。きのうの町長のいろんな一般質
問の答弁を聞いておりまして、人口減に対するいろんなところの対策を考えていかなきゃなら
ないということでありましたんですが。やっぱり町長、この今の 4 名体制で十分可能に動いてい
くとお考えなのか、それとも、私とすればもう少し充実させたほうが。一般職員は 1 名ですから、
この辺のところはどういうふうになるのか、そこのところをもう少し詳しく説明願いたいと思
います。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

ただいまの御指摘でございますが、今ありました保健師の関係、それから課の体制とは、誠に
申しわけありませんが、別個の説明とふくそうしてらっしゃるのではないかというふうに思っ
ております。

この乳幼児医療費助成の条例につきましては、県のほうの要綱等に基づいて文言整理がなされ
た部分でありまして、今申されました家庭訪問看護療養等ももともとその対象経費だったん
ですが、上位の県の要綱等にそれが入っていなかったために、県のほうが改正したために、それに準
則に基づいて本条例も改正をするものでございます。

○議長（中尾 正男議員）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案 3 件については、お手元に配付しました議案付託表のと
おりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第 13「議案第 17 号 さつま町平川郷条例の一部
改正について」、日程第 14「議案第 18 号 さつま町
鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加

**エセンター条例の一部改正について」、日程第 15「議
案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正につい
て」**

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第 13「議案第 17 号 さつま町平川郷条例の一部改正について」から日程第 15「議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案 3 件を一括して議題とします。提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案第 17 号から議案第 19 号までの議案 3 件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

議案第 17 号の平川郷のことについてお伺いしますけれども、前から、これは言われてるんですが、火曜日が休みですよ。火曜日を休みにして、隔週にすると客は入らないと、前からいろいろあって、毎週するということなことでありましたように、重油代が減るからということなことですけれども、実際、経営が非常に苦しいというような話も聞いております。

私たちが議会で報告会で回ったときにも、非常に油もこうして高騰してきますし、上げてくれというような話があって、私はそのときには、地元が陳情をしてつくったんだからもうちょっと努力してくれというような話もしたんですけれども。

そしたら、いろいろ意見が出て、まあ帰るときには、おまんさあが言うごっじゃんなちゅう高齢者の方も何人かいらっしゃいましたが、いろいろ自助努力はされてますけれども、なかなか周りがいろいろできてきて新しいのが、厳しい状況にあると思うんですが。

今後ですね、今はまあ指定管理にしますけれども、向こうの希望としては分けてくれとかです、上と下と、そういう話も出てるんですけれども。町としては、やはり、ずっと一体でいかないといけないちゅう気持ちがあるのか、それとも、もう分けてそこまでしても残さないかんのか、下の平川屋のほうも、高齢化で品物が集まらないとか、ちくりん館との競合とかですね。それと出水のほうにも、きれいな物産館ができて、いろんな競合で大変だという話も聞くんですが、基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

平川郷のできたいきさつ等については長い歴史があるわけでありましてけれども、北部地域の活性化という意味合いでこの施設ができておりますが、一つはどうしても温泉が必要だということなことでございましたけれども、なかなか温度が上がらないということなことで沸かし湯をしなければならない。その経費が年間、油が上がる前でも 200 万円ぐらいですかね、非常に赤字の状態が続いていると。

下の直売所と、それから食堂が、食堂は委託をしておりますけれども、あその関係で、トータル的に、平川郷管理組合の中で経営という形をとっておりますけれども、ほとんど直売所のほうから穴埋めをしているという状況がございます。

直売所も、今ありましたとおり、なかなか高齢化で、売り上げというのがひところのピークとしますと、二、三百万円ぐらいでずっと下回ってきておりまして、非常に経営的には大変だと。場合によっては、区の会計まで影響をするのかなというぐらい心配をされておりますけれども、やはり、いろんな工夫をされまして、出荷者の皆さん方もいろんな努力もされておりますが、なかなか温泉が一つの重荷になっているというのは、もう事実であります。

いろんな管理組合の中の役員会の中でも話が出ているのは、もう温泉は町のほうで引き取ってくださいというぐらいの意見も出ておるようでありましてけれども、やっぱり、温泉があることに

よって平川郷というひとつのイメージ的ないい面もありますので、やはり、3つを一体化した形で運営をしていただくようにということで、今でもお願いをしてるわけであります。

私は、指定管理をするに当たりまして、この温泉については、やはり、町の施設ですから、温泉の沸かしをして、普通の状態にして委託をするのが当然ではないかと思っております、指定期間の過ぎるころにこういう考え方で、沸かしの部分については、町がある程度はもうみえますからお願いできませんかというのが筋じゃないかと思っておりますけど、特段の、指定管理の議決をしていただいたあとに、地元の組合長さんから何とかしてくれという要望がきましたけれども、もう時既に遅しでありましたものですから、もう5年間は何とかこれで頑張っていたきたいというようなことを申しあげたところでありますが、やはり、ほかの所とも関係をしますけれども、これだけ燃料が高騰しますと、さらに経営を圧迫するということになりますから、ほかのあび〜る館にしましても、あるいは薩摩の観音滝、そしてまた白男川の紫陽館、やっぱり町の施設でありますので、この辺の関連については、お互いに、こういう特別な、こういう値上がり等については、町である程度はみてやるべきじゃないかと思っているところでございます。

そういうのをしないと、地元任せばかりでは、地元に負担をさせるということになりかねないところがあるかと思いますので、その辺は今後の課題でございしますが、いろいろとまた御意見を踏まえながら、取り組みはしたいと思っておりますけれども、とにかく平川郷については、その3つを有機的に関連づけて、その施設の効用を生かしていただく。そのことが一番いいのかなと思っておりますので、温泉だけ切り離してとなりますと、非常に難しい面があると思っております。

○麦田 博稔議員

指定管理のあり方について、町長もちょっと触れられましたけれども、私もやっぱり、その指定管理のあり方となると、情報を議会のほうにも全部開示して、経営状態はこうだと。だから、油代が今147万円ですかね、出しますけれども、結局、それでは足りないというのがもう明らかに出てますよね。

私は、友人がちょっとあそこで仕事をされたことがあるので、いろいろな話も聞いたんですが、一生懸命努力もされました。だから、ほかのところもそうだと思うんです。平川郷のあはれは、ポンプが何とかって言っても浅かったのが安くて済んだり、旧宮之城のころもいろいろあったりしましたけれども。

だから、指定管理を今度も滝の宿などのその辺のところもいろいろ次の5年間にかけては検討したいというようなことですが、やはり、いろんなランニングコストですかね、そういうものから全部出して、それから、プラスその地域にとってどういうメリットがあるのか。

きのうの一般質問の中でも、町長も言われましたけれども、やはりこれからは、人口減少と地域の振興、だから、あその温泉が北部地域のために、高齢化が進む中で、いやしの郷とかその交流とか、今、グリーン・ツーリズムをされてますけど、あの辺に泊まった人が温泉に行くとか。北部のほうには、紫陽館もありますから競合もしますけれども、やはり、町全体のバランスとその辺を。

だから、指定管理をするときに、先ほど決まったあとだったもんだからという話があったんですが、やはり、議会のほうにもいろんな情報を全部出して、そして、紛糾するけれども、最終的にはみんなでこうしようということに決めていただきたいと、これもまあ要望します。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第16「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第16「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」を議題とします。議案の提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○平田 昇議員

私にとっては最後の会議でございますので、一般質問を準備しようと思っていたわけですが、執行部から受け取った資料に目を通してありまして、非常に心を打たれたところがございました。

平成25年度当初予算案の概要という資料で、2ページの最下段です。予算編成における課題という項目で文章が述べられております。短い文章ですので読ませていただきます。

長年の課題である事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドについてはほとんどの課において実施されていないため、要求額の増大につながっていると。単独補助など、一度実施してしまえばなかなか変えにくい面が強いが、補助率や対象者、補助期間を見直したり、場合によっては、受益者に負担を求めることも考えていく必要がある。また、近年の経常経費については、行革でなされてきた公債費、人件費等の減少分で扶助費、物件費、維持補修費、繰出金の増額分を賄う構図が強くなっていると。今後も、普通交付税の段階的縮減など厳しい財政運営が続いていく中、限りある財源と人員で効果的な住民サービスができる予算を編成し、続けなければならない。

私は、これまで執行部とは、いつも美辞麗句を並べる、きれいごとを並べる、そういうものであるという固定した考えを持っていたわけですが、これほど潔く勇気を奮って、まさに自虐的とも言えるスクラップ・アンド・ビルドについてはほとんどの課において実施されていないためと、こういう思い切った指摘、この潔い文章を読んで感動しました。

政治は固定した考えにとらわれず、常に新しい感覚で取り組んでいく。刷新を進めていく。これが、政治の基本理念であると信ずるわけでございます。

ここで町長に確認したいことは、こうした基本理念は、ただ、町長部局だけでなく、全職員、当然全議員、やがては町全体が、町民全体が持つべきものと信じます。それが、地方行政の基本原理であると、まちづくりの道であるということを信じておりますが、町長の理念を、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一つ、いいですか。

○議長（中尾 正男議員）

はい、どうぞ。

○平田 昇議員

41ページです。一般会計予算の41ページに、金額は少々です。5百幾らかの職員研修費がございまして。今までの説明では、他のよその市町村に、先進的な市町村に行って学んでこようという意欲のある職員にはそういう機会を与えると、非常にいい政策であるわけですが、その成果を帰ってきた職員がどう町民に、地元、全職員に伝達するか。これが欲しかったと、以前からの思いでした。

私は、こういうことで、今こういう感覚に立っていると。こういうことを学ばされたと、そういう方法を、その考えを、情報を開示していく。今後、そういうシステムをつくっていただきたい。みんなのその成果は、みんなのものにしていくと、これを町長、私は思っているわけですが、町長のお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○町長（日高 政勝君）

2点ほど御意見等をいただきました。

まず1点の、この予算編成における課題ということで述べておりますけれども、これについては、毎年予算編成の段階で職員に説明をする中で、財政当局はもちろんでございますが、職員、課長、係長以上、全てに説明をいたすわけでございます。

やはり、財政が年々厳しくなる中で、今までずっと踏襲をしてきた事務事業というのを見直しをしていただきたいということで、先ほどありましたとおり、職員数は減っていきますよと。一方で、仕事はどんどん増えていきますよと。そして、従来のものをずっと抱え込んだら、とてもこなさんですよ。住民サービスはできませんよということで、見直しをそこはしてくださいということで、いつも申しあげておりますけれども、なかなか実態として、皆さん、非常に能力が高まっているのか、だと思えますけれども、やる気があるのかわかりませんが、なかなかスクラップ・アンド・ビルドが進まないという現状がございます。

こういう表現で、財政当局もこういう意味を持って予算を査定する立場として、こういった表現が出てきたと思っております。これはもう事実でございまして、本当にもっともっとお互いにこの財政を担う立場になった形で、みんなが考えていただければ非常にありがたいですけど、一方では、また、やっぱやる気が出て住民サービスはやっぱせないかんという気持ちもまたお互い職員は持っていますので、そういうところをお互いにうまく調整をしながら、進むべく道というのを、財政の限られた中で仕事をやっていることを認識をして、さらに、見直すところは見直しをすると、そういう姿勢に立っていくべきだというふうに考えております。これについては、さらにまた、お互いに認識をしながら進めていく課題であると思っておりますのでございます。

それから、職員研修の一環としまして、今、市町村課とか、あるいは県の東京事務所、大阪事務所、そういったところにも派遣をして、とにかく世の中がこれだけ時代の変遷が著しいわけがありますので、どんどん吸収をして、この地方分権という時代にふさわしいような職員を育てないかんということで、そういう機会を設けております。

1年なり、2年なりして帰ってきて、非常に県の評価も高まっております。県の職員としましても、この職員はよく頑張ったよと、高い評価をいただいておりますので、そういう職員が帰ってきたときに、そういった思いを職場全体に広げて、みんながそういう気持ちになっていく。おっしゃるとおり、そうだと思っております。

ただ、その都度、毎月、レポートを、派遣をした職員から報告がまいります。そのレポートは、それぞれ所管課の係長とか、同僚の同じ課であれば、回覧をして、そしてまた総務課のほうまで回ってきますけれども、なかなか限られたルートしかわからないということですので、職員全体に、そういった学んできたことを共有して、お互いにそういう意識を高めていく、そういう機会というのはあんまりございませんでしたので、今後におきましては、やはり、朝会等ありますので、職員朝会とか、あるいは全体の研修会の中で、そういう事例発表という形で設けて、お互いにそういった勉強をしたことを共有していきたいと思っておりますので、御提言をいただきありがとうございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○木下 賢治議員

89ページの新規事業としてあげられている救急医療施設の運営事業費のことについてなんですけれども、先ほどの補正対応でも、こういう医師会病院に対する支援をされたわけなんですけれども、40万円の1年分、12か月というような説明であったわけですが、先般の補正のときにも要望として言いましたけれども、やっぱり地域の中では、医師会病院に対する期待ちゅうか、そういうものは町民には大きいものがあって、どうしても医師会病院の運営が大変であれば、それはもう支援をせんなという、そういう言葉が出てきやすいわけなんですけれども、そのときに、補正のときにも言いましたけれども、やはり、医師会自体の自助努力といいますか、以前は、会員の先生方が交代で勤務されている時代もあったわけなんですけれども、そこ辺も、そういう自助努力もお願いしたらどうかということも提案をしました。

その結果、そういうことをまた向こうのほうに伝えてもらえたものかということと、今回のこういう1,480万円の支援でどのような流れとなっていくものか、見通し、それと現在確保されている医師以上の人数となるものか、医師の数を教えていただきたいと思います。

それと、もう1点は、152ページの9款1項3目の消防のデジタル化が新規事業としてあがってきているわけなんですけれども、前々からこのデジタル化に対しては相当な経費もかかるというようなことで、いよいよそれが設計としてスタートしていくわけなんですけれども、今後の流れ、そういうものの見通しを示していただきたいと思います。

それと、もう1点ひっかかるわけなんですけれども、完成が28年度からという説明でしたけれども、それでは到底、もうこの時期、期間内を越してしまうわけですが、合併特例でできなかったものかちゅうことを教えていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

医師会のこの問題でございますが、以前から、急を要するような事態になったということで、議会のほうにも御説明申し上げ、必要な予算の措置も議決をいただいたところでございます。

これまで、とにかくこの救急医療体制を、維持をしたいということで、医師の確保については、郡の医師会と協議を詰めてまいりましたところ、非常勤的な方は確保し、そしてまた、新たに常勤の医師の方を確保できるという見通しに立ったところでございます。

それとあわせて、今ございましたとおり、郡医師会自体でこの運営等についてはもっと考えていただきたいということも協議の場でもお願いしてきたところでございます。

そういうことで、医師会も新年度からもう自前でも、ベッドを持ってるところと持ってないところもございますが、それなりの体制を組んでいきたいというようなことでありますので、その辺のまた詳しいことは担当課長から説明をさせます。

あと、消防のデジタル化についても、今後の大きな課題として考えておりますので、これについても、消防長のほうから述べさせていただきます。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

救急医療施設運営事業の中での、救急医療負担軽減改善事業、それから、医師確保支援事業、これは24年度の補正から続いたものと、新年度、医師確保支援事業は新規になるわけですが、今ありましたその地域医療の確保を図るために、郡医師会病院が共同利用型で運営をされてるわけなんですけれども、その現状はなかなか厳しいと。

まず、医師の数から申しあげますが、一番マックス多かったときに13名という記録が残っておりますけど、現在5名、5名のうちお一方がこの3月31日でやめられると、それに、また一人入られるということで、結果的に5名という医師数は変わりません。

こういう支援をする中で、いわゆる、医師会病院、それから、郡医師会の体制ということもいろいろ問われますし、また、そういう御要望等もありますので、そこらあたりは、連携の中で会議しながらやっているところでもあります。

医師会のほうといたしましても、今、町長のほうからもありましたが、2次救急医療の関係、それから郡医師会病院は5名ですから、支援をいたしましても、現実的なものとしては、そう変わりはないと、厳しさはですね。ですので、まず、医師会の独自の体制としまして、平日の午後5時から10時まで、1次救急診療ということで、医師会の方々が手上げ方式でそれは対処されると。それは方法としましては、自分の医院で、病院でベットのある方は自分の病院で、それから、ベットがない方は郡医師会病院で従事されて1次診療に当たられると。そういうことで、2次救急医療の郡医師会病院の先生方の負担軽減を図るということで、医師会のほうで、この4月から、その体制、システムを稼働されるということであります。

そういうふうにして、町の支援というものに対しての医師会の対応ということになると思いますが、医師会としても、自助努力という部分でそれを図られるところでもあります。

それから、もっともっと総合的にいろんなものも進めなきゃならないと思っております。町民の受診モラル、救急車利用モラル等々もありますので、もう少し、町民へのそういう周知、啓発も含めて、シンポジウムとか講習会、研修会もやっていきたいと思いますが、今、その中の一つとして動いておりますのが、鹿児島大学のほうに救急医療支援センターというのができております。昨年の11月、町長とも一緒に伺ったのですが、医師確保等も含めてお願いに伺ったわけですが、そこに地域医療確保等についてのシンポジウムを行う事業を持ってらっしゃいますので、その関係の導入ができればということで、今週ちょっとアポを取りまして、来週、早速伺って、そういう総合的な地域医療の確保のための行動等も行っていきたいと思っておりますし、また、そうすることが、県のほうの担当課とかのほうにもいろいろまた動いていただくことにもなりますので、この鹿大の支援センターに行くのに対しまして、県の地域医療整備課長、中俣課長のほうで声かけもしていただいて、つないでいただいて、そういうこともやっていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○消防長（高木 卓朗君）

先ほど質問のございました消防救急無線のデジタル化についてで、今後の見通しについてということでございます。

消防救急無線の現在使用しておりますアナログ無線につきましては、平成28年5月末をもって使用できなくなります。これに向けましてデジタル化に全国の消防が取り組んでいるところでございます。

現在、当消防本部におきましては、これまで電波の伝搬調査、基本設計が終了しております。25年度につきましては実施設計の業務委託料を計上いたしております。整備については、平成26年度に整備を計画しているところでございます。

このような状況の中で県下各消防本部の担当者会議が毎回開催されております。県下の足並みをそろえながら、情報交換しながら進めているところでございますが、このデジタル化に向けましての補助等については何ら措置がなされていないというような状況でございます。

全国の消防長会、知事会、市長会、町村長会、いろんな方面で国のほうにも要望いたしておりますが、デジタル化に向けての補助というのは特にないということでございます。

以上です。

○財政課長（下市 真義君）

ただいまの消防のデジタル化の関係で、合併特例債を活用して早くできなかったかというよう

なお尋ねでございますけれども、この消防のデジタル化につきましては、いわゆる合併特例債自体が、いわゆる旧町間を一体化するという目的のものでありまして、これにつきましては、もう合併以前からあった施設でありますので合併特例債にはそぐわないということで、一応、財源の見通しといたしましては過疎債で充たしたいというふうに考えているところでございます。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

先ほどの関係で救急医療体制のスタートの関係ですが、時間を誤って回答いたしました。平日の午後6時30分から午後10時までの診療時間で、時間外ということです。18時30分から22時まで、その間のその体制で行われる。それと郡の医師会の会員数は61名いらっしゃいますが、19名の参加に加えまして、あとまた、東郷町の先生のお一方も参加をいただいているところです。それから、75歳以上の会員の2名の方にも手を上げていただきましたが、御負担であるということで、その方を除いたということであります。それから、この体制につきましてはもう既に3月1日からスタートをされているところでございます。

○木下 賢治議員

この医師会病院への支援のことについてなんですけれども、やめられるからそれを新しくそのかわりに医師を雇うというような形の中の支援ということなんですけれども、まあ1人増やすから支援をくださいちゅうのならまあこう話もわかるわけですが、そこら辺の弱さちゅうかそういうものを感じてなりません。確かに町民にとって医師会の重要性ちゅうのは重々理解するわけなんですけれども、何となく甘えにみえてならない部分があるように感じます。

それと、結局、あの病院を5名ですること自体、あの規模からいってもナンセンス的な見方もあるわけなんですけれども、5名確保して病院でありますという意味で、やっぱし病院に対する信頼というものが町民から大分薄れてきているちゅうかそういう部分を感じられてなりません。やっぱし医師会に行けばもう大丈夫だがちゅうぐらいのそういう信頼される医師体制、病院の体制というものが先に見えてこない、そういう行政の支援だけでたでもう運営をしていくというような格好になってくれば、病院の将来のためにも決していいことじゃないと思いますので、やっぱし信頼される病院としての努力を町としても要請ちゅうか、当然されてることでしょけれども今後も続けていただきたいというふうに要請しておきます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

48ページ、2款1項9目の本庁費の北薩地域振興局へのさつま庁舎の使用料が出てるんですが、担い手が行くと、それから土地改良は別ですけれども行きました。将来的にはどのようにお考えなのかちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、費用負担をJAとどのようにされるのか。庁舎の使用等がいろいろ出てくると思うんですけれども。

それから、それに関連しまして、今、管理センターがあるわけなんですけれども、公社をつくるといろいろな話が出てますけれども、集落営農、それから担い手を進めていく中で、はたして公社をつくってというような考えを私は持っているんですけれども、その辺をどのようにお考えなのか。

それから、52ページ、2款1項12目企画費の総合振興計画推進事業、金額は29万7,000円ですけれども、この説明書には、次期総合振興計画の策定に向けた取り組みとして庁舎内において振興計画策定委員会及び策定部会を設置して、26年度に町民意識調査ということを書いてあるんですが、先般、議会でも、構想等につきましては議会の議決案件ということで

議決しましたけれども、一番最初につくったとき決めた私たちのまちは、将来像が「人々が織りなす元気で活力あるまち」、何かこう漠として全てが何かコンサルがつくったような感じがするんです。私はそのときも「子どもの声が聞こえるまち」とかいろんな話をしたんですが、ちなみに、合併しないまちで有名だった矢祭町なんかを見てみますと、矢祭町では「住んでみたい、住み続けたい矢祭町」、これが将来像です。基本理念としてはその前振りで、基本方向はちょっと読んでみますけれども「恵まれた自然環境の中で夢を持って子育て、子育てができるまちづくりであり、社会のために尽くしてきたお年寄りが、尊敬され、大事にされ、安心して生きていけるまちづくりです。このまちづくりを実現するため基本理念で掲げ、行政と町民の役割分担を明確にした上で、さらに連携・協力を図り持続可能なまちづくりを目指します」と、うたっているんです。

私たちのまちは、この総合振興計画を見てみますと非常にこの基本理念のところも、「まちづくりは住民が人生やくらしの充実感、満足を求めて、意欲的、積極的に行動することから始まります。さつま町に住む一人一人がまちづくりの主役となって、以下の基本理念を共有しながら将来像の実現、それと個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり」確かに、コンサルというか見た目には非常にこう、なんですけれども、これから、自分たちのまちでこれをつくられたわけですが、きのう町長が一般質問で言われましたように、先ほども言われましたが、人口減少とそれから地域の振興、それと産業対策、6つの課題を町長はあげられました。それもこれに書いてあるんですけれども、やはり次のときには、10年間で交付税も12億というようなことですが、やはりしやすい将来像とそれを。町民が身近に感じる、そして共有できるもの、書いて、ばあっときれいなのはいいんですけれども、なかなかこう、どこに向かっていくのよというまちの方向性が私は見えないような気がするんです。

ですから、今度の場合は職員にも部会をつくってということですが、若手の職員の人たちに、先ほど給料なんかの話をしましたが。やはり、自分たちは、今の若手の職員の方たちは、10年後にこんな町にしていきたいという希望なんかも部会で組み入れて、そのためには、まあ給料も下がって大変だけれども、やりがいと生きがいというか何かそういうのができる総合振興計画にしてほしいんです。その辺の基本的な考えをお伺いしておきます。

それから、55ページ、2款1項15目開発振興費で企業の誘致等をうたっているわけですが、企業誘致に町長と職員が1人、あるいは町長と議長と職員が1人ですが、やはり経費はかかりますけれども職員も2人ぐらいは連れて行って、というのは、やっぱり先ほど言われましたように人づくりだと思うんです。職員の場合も3年から4年で異動がありますから、やはり若手の職員も、課長と係長もいいんですけれども連れて行って、顔つなぎというんですかそういうのもして、そして企業誘致をします。また食糧費が、前も言ったんですが25万円では非常に少ないんじゃないかなと。町長交際費から出したりいろいろ苦労はされてますけれども、やはり、企業誘致だけでなく、さつま町で生まれた子供たちが、そういうあれがあると就職難ですから、向こうの企業を知っててそういうところに就職ができると。だから、誘致で来てもらわなくても、町長とか職員の方たちがそういうところとつながりがあることで将来のさつま町に生まれた子供たちが就職難の中を抜けてそういう企業に就職ができるという面もあると思いますから、この辺は財政が厳しくなって落としていかなきゃならないけれども、さつま町の今後の10年、20年後を考えると大事なことだと思いますので、町長の考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、130ページの7款1項3目観光交流の推進事業、もみじの植栽に40万円ということで購入があるんですけれども、これは1点、質疑で提案はできないという話になってますけ

れども、504号の高規格ができていきますと泊野から紫尾を越えていく道路が、非常にまあ言えば熊本の菊池溪谷ですかね、ああいう感じなんです。それで1カ所だけでもみじが5、6本あって非常にきれいなところがあります。ですから、もみじの植栽は今度、町も、キャンプ場を返しましたけれども、何かそういうのを植えて、泊野のあそこからウォーキングとか非常に盛んになってますので、何かそういうところを。国の土地ですから簡単にはいかないかもしれませんが、やはりそういうところを生かしてやっていければ、1カ所は非常にきれいなところがあります。朝日が当たって。今のキャンプ場のちょっと上に、だから、その辺をやっていただきたいというふうに思います。

それから、144ページ、8款4項2目公園費、観音滝の温泉取水ポンプですか180万円出てきてるんですが、この前説明があったとき、私がちょっと忘れてるのかどうかかもしれませんが、これも全然そういう話を聞かなかったような感じがするんですけれども、この前は井戸の洗浄で427万ですか、あと、ポンプ等については掃除とか何とかも向こうがする。ほかのポンプなのか、その辺をお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、財政課長に1点。

全体的に、先ほど平田議員のほうからもありましたように、非常に私もこの前振りの予算編成における課題というんですか、ここはやっぱりそうだなと思いました。ですから、補助金については前に5年間で一旦は切るんだと、ビルドアップじゃないけれども。だから、町長がかわったとき新しい政策をするために新しい補助をつくると。だからいろんな団体に補助をしてますけれども一応ゼロ査定にするとか、そして、必要なものはまたそのときにつけると。だからそうせんと、各担当課に任せていたら必ずできないと思うんです。私たちもまた、そういう補助団体の下にぶら下がってますから、いいやと思いますけれども、町としてはもう、一回5年で切るんだと、そしてそのあとはすると。例えば農業なんかでもそうですね、いちご部会とかなって、続けていくためにはするけれども、やはり5年間で一応ゼロ査定にして5年間で育成すると、そしてあとは自分たちでやってもらおうと。体協なんかは別ですよ、体協は健康づくりとか何だかんだで町が進めてるわけですから、商工会とかですね。これはもう別ですけども、やっぱりそういうふうにはやらんとなかなか厳しいのかなという感じがするんですけれども、どのようにお考えなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

私のほうで答えをする部分について、ひとことお答えします。

総合振興計画の関係でございますが、平成17年に新町建設計画をつくったあと、向こう10年間の新しいまちの総合振興計画を策定をいたしております。その中で、このキャッチフレーズもできて議決の対象になってるわけです。確かにちょっと漠然としている感じがございます。

それでまあ、御指摘がありますように、もっとやっぱり町民の皆さんが身近に感じて密着性のある、本当にこう将来を展望して夢、希望が持てるようなものにせんといかんのかなと思っておりますので、その辺もまた十分御意見を尊重いたしまして、今後の町民の幅広いパブリックコメント等も通じながら募集をして定めていきたいと思っております。

このさつま町の今の新しく募集をしたあれもちょっといいのがありますけれども、またそれとは別の振興計画でありますから、改めてその辺は募集をし、また議論をいただきたいと思うところでございます。

それから、この企業誘致の関係でございますけれども、確かに、ときには職員が2人一緒に行く機会もありますけど、なかなかおっしゃるとおり旅費の関係とかあるいは食糧費ですね、当然、

こういった部署については必要な経費でございます。必要なものについては、今後、予算の措置が必要かと思っております。やはり、行革の中で一律的に何でもかんでも削減ということじゃなくて、本当に必要なものには重点配分をするようなメリハリをつける必要があるかと思っておりますので、その辺は今後も意を配してまいりたいと思うところでございます。

それから、財政の補助金の関係ですが、先ほどもちょっと御意見がございましたとおり、新規のものをもう1回つけるとなかなか打ち切れないという、まあ相手がありまして、それがまた依存心が強くなるというんですか、それがなくなるともう困るんだという形になってしまうのでなかなか打ち切れないということがありますので、やはり、補助金というのはそれだけの公益性とかそういうものを考えながら出してるわけでありますが、やはり、実施してみて本当に効果が出ているのかということも、零細補助金等についても毎年見直しはしておりますけれども、なかなか、先ほども御指摘のとおり一旦つけたものが際限なく続いていくというようなことがありますので、もう最初につけるときにこれはもう3年間だよと、5年間ですよということで今はもうそういう形にしておりますので、できれば今後もサンセット方式で取り組みをしていきたいと思っております。

そういう中で新たな視点で、今後においてはつけるものはつける、そしてまた、期限も設けていくということに取り組みをしていきたいと思っております。

もみじの植栽については、いわゆる「もみじプロジェクト」もあるわけでございますが、この泊野の溪谷沿いというのは確かに菊池溪谷に似たような非常にすばらしい溪谷沿いになっております。私もずっと登ったことがございますが、あの辺が国有林になっているものですからなかなかその辺の許可の問題等がありますけれども、本当に景観的にはすばらしいところでありまして清流でもあります。そういうことで、あのようなところの名所的な感じも、キャンプ等も含めて今後、営林署、営林局とも協議をしてまいりたいと思っております。

以上ですかね、あとにつきましてはそれぞれ所管のところでお答えをさせていただきます。

○財政課長（下市 真義君）

それでは、48ページの北薩地域振興局のさつま庁舎の使用料の関係でお答え申し上げたいと思います。一応、庁舎管理ということで財政課の9目のほうに計上させていただいたわけでございます。

新庁舎建設に関連いたしまして、いわゆる中別館の解体とかそういった関係で担い手支援室の執務室がなくなるということで、県のほうに御相談申し上げておりましたところ、今度の4月から担い手支援室とさつま地区農業管理センター、それと土地改良区の3つの事務所として使用させていただくということで、許可期間は1年ということで、引き続く場合にはまた更新という手続きを取っていくわけでございます。

基本的には庁舎の使用料はいただかないが、実費分については使用料という形で負担していただきたいということがございまして、いわゆる維持管理経費としましては考えられますのが電気料と水道使用料ということで、積算の根拠といたしましては、これまで県のほうで使われておった23年度の実績からいたしまして、これまで県の職員の方が12名いらしたということで割り崩しますと大体1人当たり電気料が1万1,694円、それと水道料が1人当たり約300円ということで、今回、向こうのほうに町の職員が4名、それとJAのほうが4名、それと土地改良区のほうに6名、合計14名が一応向こうで執務をするということでございます。それで積算いたしますと、大体電気料が201万6,000円、それと水道料が5万400円ということで、合わせまして206万7,000円ということで歳出のほうは計上させていただいたわけでございます。まあ実際的には電気のほうは子メーターを設置しまして、それでもって最終的には金額

を実績に基づいてお支払いしていくということになるかと思います。

一応、県の施設を借りるということでございますので、全額町で負担するというわけにはまいりません。したがって、それぞれで負担をしていただくということで、JAのほうの4名、それと土地改良区の6名の人数割で出しまして、一応、雑入のほうでそれに見合う分はいただくということで歳入のほうに計上してございます。

○企画課長（湯下 吉郎君）

観音滝温泉の管理費の関係でございますけれども、説明資料の中には温泉取水ポンプ取り替えとなっておりますけれども、これはちょっと説明が不足しておりましたが浴槽内に給水をするための取水ポンプの取りかえ工事ということでございまして、高低差、それから距離等をして高出力のポンプの取り替えということでございます。済みません。説明が不足しておりましたが、温泉だけではなくて全体の水を賄うためのポンプでございます。

○麦田 博稔議員

今、いろいろ説明をしていただきまして納得しましたが、やはり観音滝の需用費のほうも200万円、あび〜る館のほうもそれぐらいになってますけど、やっぱり1年間にすると相当の1,600万円以上にかかります。町長も言われてますけれども、非常に大きな課題でありますけれども、ただ、やはり貸してる以上はメンテナンスをしっかりと、向こうに迷惑をかけないような体制は5年間とする義務がありますので、私はそう思いますけど、やはりしっかり見に行ったりしていただくように。そしてまた、早めに手当てをすれば直ったのかもしれないし、結局需用費がないのでということにならないように要望しておきたいというふうに思います。

それから、108ページの6款1項5目農産園芸費ですけれども、青森県鶴田町との経済交流道の駅とあるんですが、これを今後どのようにされていくのか、結局経済交流だと役場を離れて、ちくりん館とか自慢館、それから平川郷、やっぱりああいうところとするのか、それとも農協さんが中に入って向こうと経済交流をされるのか、いつまで町が音頭を取ってというのか、だから、結局、今後の町の鶴田町との交流のあり方ですね、まあ姉妹町を結んでますからいろんなことはしなくちゃならないけれども、やはり、こうして経済交流になってくると民間ベースにできるだけ早く指導をして譲っていく必要があると思うんですが、今後の対応についてお伺いしておきたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

今回、6款1項5目に、友好盟約を結んでおります青森県鶴田町との交流事業の関係の経費を計上させていただきました。

一昨年から、私も農政課のほうでも、「道の駅あるじゃ」というところがありますが、そことの交流をしております、そのほうに6月にこちらからお伺いをし、そしてまた、11月にこちらのさつまフェスタにも来ていただくというようなことで経済交流を実施しております。

そのほかにまた、農産物等のいろいろなやり取り、こちらから主にみかん等を持って行って販売したり、かぼちゃを持って行って販売すると、そういうような交流も実際しております。お茶、焼酎、そういったいろんな取り組みをしておりますけれども、ただ、これまで企画の予算をいただいたりいろいろしてたものですから、今回から、一応もう経済部門については農政課のほうでそういった関係経費を計上させていただいたところであります。今後につきましても、主には年2回なんですけどそういった交流をし、また、農産物のそういったお互いの交流といいますかそういったことも進めていきたいというふうに考えております。

○麦田 博稔議員

まあ農産物の交流、これは結構なんですね。結局、北と南ですからやはり向こうにできない物

をこちらでつくって、まあ、たけのことかいろんなことをして、だから、できるだけ自分たちの手を早く離れるような施策をとらないと、やっぱり人が減っていく中で、非常に仕事が増えていく中で大変だと思いますから、交流事業もやっぱり自分たちが主体になってやりながら、それで民間のほうにできるだけ早くそういう自主的な交流ができるように進めていって、そして、友好で農産物が向こうでも売り向こうの物もこっちでも売りしてくれれば、非常に北と南ですからその辺はうまくいくのかなと思いますので、ぜひそっちの方向で民間の交流ができるだけ大きくなるように、そして、自分たちの手から早く離れるような施策を、これも要望しておきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね１０時５５分とします。

休憩 午前１０時４４分

再開 午前１０時５５分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

簡単にいきます。

９０ページの健康増進の関係で、先ほど私ちょっと勘違いいたしましたけれども、課長で結構ですがこのすすく健診相談事業があるわけですが、健診事業と相談事業があるわけなんですけれども、不妊治療費助成が２００万円組まれております。昨年度どういう対応といいますか件数がどれぐらいだけあったのか。そして、ことしに対してどれぐらい計画されているのかちょっとお聞きします。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

こうのとりの支援事業の実績と本年度の関係であります、２３、２４年の数字を申し上げますと申請件数として２３年度が１０件、その結果出生の状況が８人、２４年度が申請件数が９件、出生の状況が２名ということでございます。

すすく健診相談事業のほうで、負担金補助及び交付金の中で不妊治療費助成ということで２００万円を計上しているところでございます。１０名分の２００万円を計上しているところでございます。

○川口 憲男議員

先ほど、麥田議員のほうからも話が出ましたように、人口減少の中でこういう子供を産みたいけれど不妊治療をしないとできないと、私は昨年もこの件で質問したところがあるんですが、今、例えば子供たちが健全に生まれてくれて健やかに育ってくれることが一番の願いなんですが、クオランビーノのところちょっと障害があるようなところがあると。

その中でもう１点、これは町長のほうにお伺いいたしますが、町長は当初から産み育てやすい環境づくり、それから、先ほど申し上げました人口減少の問題を重要というふうに取り上げられておられました。そういう観点からいきますと、このすすく健診事業費あるいは地域子育て創生事業ですか、こういったところでやっぱしこころをよそにない対策を講じてやることが、先ほど申し上げました産み育てやすい環境づくり、さつま町に行ったら非常に子育てがしやすいと。

また、そういう環境も整ってると。先ほど木下議員からもありましたように郡医師会の中に産婦人科がない状況の中で、この健診事業の中を見ますと助産婦による新生児の家庭訪問とかいうようながありますけれども、これで本当に子育て支援ができていく産み育てやすい環境のまちと言えるのか。まずそのところを。

町長、今朝のテレビを御覧になつてけば、これは国の方向性であると思うんですけども、ヨーロッパのある国で、若いお母さん方に最低3人は子供を産んでほしいんですよと、そうしないところの国の介護あるいは医療関係、それと雇用関係が育っていかないんだということのテレビの報道がありました。なるほどやっぱし国を挙げてこういうこともしなきゃならないと思うし、やっぱし地域として町長が掲げられます、ちょっとくどいようですが産み育てやすい環境づくりにはこれが万全と言えとお思いなのか、もう少しこういう、特に不妊治療の助成の場合には厚く手当てをされるべきと思うんですが、町長の考えはどうでしょうかね。

○町長（日高 政勝君）

健やかに子育てをするような環境を整備をしたいということで、これは私の就任当時からの大きな柱の一つでありますので、今までになかったような政策をいろいろ新しくつくってきたわけでございます。

一つは、先ほど申されました障害児保育の環境整備ということもやはり町内に全くそういった施設はなくて、隣接の市まで送迎もしなければならぬと、お願いしなければならぬという状況がございましたので、これについては保護者の皆さん方のたつての希望と申しましょうか、非常に悲願と申しましょうか、そういう状態がございましたので、町内の民間の御努力をいただきましてこういった施設の整備に至ったところでございます。

そしてまた、保育園に当たりまして、こういった障害を持つ児童の受け入れをしていただくような保育士の加配ですね、そういったことについても支援をいたしております。

そしてまた、このとりの支援事業、これも私が就任をしてから初めてこういった支援を始めたわけでございますので、先ほどありましたように2桁のところまであるところに来ておりますし、実際その効果というのも出ていらっしゃるようでございますので、こういったことを始めております。

そのほかの予防接種の関係ですね。肺炎球菌、ヒブワクチン、子宮頸がん、そしてまた県内で初めてのおたふく風邪とか、水ぼうそうまでこの支援を始めたわけでございます。

こういったこともございまして、あと、児童生徒につきましては中学校までは、もし、いろんな事情で病気で入院をするということになりましたら入院費まで助成をしましょうというところまで拡充をしてきたところで、そのほかにもいろいろやってきております。

まあ、民生部門で1億600万円を超えるお金になっておるかと思えます。

そのほか、教育部門ですね。文教の関係につきましても特色ある学校づくり、あるいは学校給食の関係につきましても地産地消と、やっぱりこの子供たちにこの地元でとれる本当においしい物を食べていただきたいということで、米とかあるいは野菜、牛肉、そういったことまで進めておりますし、生まれたときからのブックスタートも新しく始めました。そしてまた、こども図書館の新しい事業として取り組みをいたしてきたわけでもありますし、そのほかの保育園とか幼稚園についても、その多子世帯についてはやっぱり保育料の軽減ということも、3割以上になりますけれどもそこまで拡充をいたしてきておるわけでございます。

まあ、全てやっぱりいきますと1億2,000万円近くなるんですよ。それで、まあ財政が許すことならばまだまだいろいろありますけれども、先ほど言いましたように、まあ中学校まで医療費の免除とかあることはありますけれども、ただ、財政の許す範囲でございますから、今後

はまた、いろんな形にこの時代に即したようなやり方にやっていきたいと。

そしてまた、前政権の中でも子ども手当という形の新しい事業ができてまいりましたし、そしてまた、政権がかわりまして、子ども手当にかわるような児童手当に振りかわって拡充がされております。

そしてまた、今後の子育ての環境整備ということで、いわゆるこの保育園、幼稚園についても無料化にしようというところまで考えが示されておるところでありますので、こういった状況を見ながら、やはり我がまちとしては、我がまちとしての特色ある子育ての環境整備、まず財政の許す範囲で今後も対処してまいりたいと思っているところでございます。

○川口 憲男議員

町長、このいろんな予防費、それから事業補助ですか、こういうのは私も重々見ていながら毎年のことで、町長に就任されてから出てきたのも承知しております。しかし、世間をみますとと言えばちょっとあれですけど、いろんな町内外みましてそういう若いお母さん方といいますか、この不妊治療も相当相談を受けまして、昨年も申し上げましたようにどこと比較してどこがどうなのかということもされとって、川内のほうが条件がいいんだと、いろんなことで子育てしやすいということで向こうに行かれた方もいらっしゃいます、現実には。それと、やっぱり病院の関係で、通う、いろんなことをしてその治療にも行かれると。その方は、当初は始良まで行かれたそうなんですけれども、そういうふうにして先ほどの医師会の医療体制ですか、5名の中で産婦人科医がいないと、どうしてもさつま町ですともそういう条件があるということをおっしゃって、ちょっと説得はしたんですけれども、行きやすい、要するに、先ほど町長が言われた産み育てやすい環境になっていけばですが、ちょっとさつま町としては不備だったのかなと感じてこの質問をいたしました。

それと、先ほど条例のところで間違った質問をいたしましたけれども、担当課長で結構ですがこの保健師の体制ですが、ここにも助産師による新生児の相談とかいうこともあります、今のこの保健師の体制あるいはこういういろんな予防接種とかいろんなのに対する対応が、この保健師のこの人数で十分だと考えなのか、例えば今、町長の答えの中に医療費が1億数千万円要ってるんだと、その中で余裕のあるところとはいうことですが、昨今、がん予防とかいろんな成人病の受診でいろいろ町民にも呼びかけをいたしまして相当の件数が上がったと思うんですけれども、それらを含めてまだまだ健康増進のために保健師の活躍とかあるいはそういう妊婦さんに対して助産師の活用とか出てくると思うんですが、今の保健師、助産師の体制で十分これが賄っていけるとお考えなのか、担当課長で結構ですのでお答えいただきます。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

今現在の保健師につきましては、本町は8名でございます。この8名といいますのが川薩保健所管内での人口に対する保健師の充足率からしますとほぼ同じような形になっております。

あとは市町村の事業量とどれだけの保健師の数で賄えるかという部分だと思いますけれども、確かに予算も拡充されておりますので保健師も時間的には相当頑張っているのは事実であります。

そういうことで、ただ、いろんなものがございまして、それを賄うために保健師以外の助産師の関係、栄養士それから理学療法士、まあ療育関係のですね。それから助産師の方々とか臨床心理士とか、まあそういう方々を、いわゆる賃金とか、そしてまた嘱託とか、そういう形で雇用させてもらいながら事業を進めているところであります。

それと、全協でも説明の時間を取らせていただきましたけれども、いわゆるコーディネーターの存在というのが相当大きくいい影響がありまして、保健師のスキルアップが図られている

と思いますのでそれをまた維持、継続をする形でさらにまた努力をしてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

135ページの真ん中辺の北薩空港幹線道路整備促進期成会についてお尋ねしますが、所管が同じですけども町長のお考えというか意気込みをお尋ねするということでお許しを願いたいと思います。

この期成会については、以前は宮之城町、高尾野町の時代から現在の出水市、さつま町で期成会をつくって一生懸命運動しているわけでありましたが、小泉政権以来、公共事業費の縮小になりまして、非常に少ない予算の中で少しずつではありますが工事が進んでおります。今回、安倍政権になりまして公共事業費が、これで使えるかどうかわかりませんが相当増えております。そういう中で、空港のほうから申しますと佐志まで、高尾野のほうから紫尾山のほうから言いますと、泊野まで、現在、調査区間を含めて、計画が上がっておるわけでありましたが、泊野と佐志間の間がまだ調査区間にもなっていないということで、関係者といいますか、町民の皆さんにとっては、何とか早く完成していただければという要望の声も非常に大きいわけでありまして。

今回、予算も増えるんじゃないかという中で、泊野・佐志間の早期の調査区間への昇格と言いますか、指定をしていただくべき、我々期成会も一生懸命やりにやいかんわけですけども、町長はこのことについてはどのように意気込みを考えていらっしゃるかお聞かせ願えればと思います。

○町長（日高 政勝君）

北薩空港幹線道路の整備につきましては、今ございましたとおり、期成会を組織をしまして、昨年は地方大会ということで沿線の皆さん方にお集まりいただきまして、中央に対しまして、国会議員に対しましてアピールをする機会をつくってきたわけでありまして、毎年この九州整備局、鹿児島県はもちろんでございますが、九州整備局、それから国土交通省の関係の部局に対しまして要望に行っているところでございまして、年末の機会もまいりましたし、明けてからも副町長がちょうど日程の関係で行っていただきましたけれども、それぞれの所管のところに直接要望をいたしたところでございます。

とにかく、今までの、非常に予算のつきぐあいが、毎年この公共事業予算というのが下回ってきたもんですから、鹿児島県とされても県内に地域高規格道路というのが4線ございますけれども、その中でも、計画的にこの路線についても重点路線ということで位置づけをしていただきまして、予算の配分もしていただいたところでございますけれども、なかなか全体的に予算が伸び悩んでいるということで、本路線につきましても、整備区間としましては、全延長70キロのうちに45%ですかね、まだ半分にも満たない。全国平均が50%ぐらいだと思っておりますけれども、それにも満たない。それとまた、供用率も14キロ、20%しかない、全国平均はそれを上回っておりますので、こういう実態を強く訴えまして、早く整備をしてもらわんと、地域の振興上、いろんな経済とか文化とかあるいは産業とかいろいろ発展の基盤でありますので、そういうことを訴えてきておりますし、なかなか今まで、厳しかったわけでありまして、今回、政権もかわりまして、国土強靱化、防災の関係とかを中心に、いろんな予算もつきそうな勢いを感じております。

それに伴って、こういった道路整備についても促進をされるような期待がございますので、こういうことをにらんで、先般も行っていただいたわけでありまして、鹿児島県とされても、この前、説明がありましたとおり、今のような状況であれば、つくり方の工法を変えなければいかん

と、平面交差的な道路整備に変えざるを得ないというようなことになったわけですが、県内4路線ありますので、やはりそこら辺のバランスも考え合わせての予算の配分になるかとは思いますが、我々としては、期成会挙げて、早く整備が促進されるようにということでお願いをしておりますし、これからもまた一生懸命努力をしていきたいと、今、非常に雰囲気的にも、いい状況が生まれておりますので、こういうチャンス逃すことなく整備に努力をしていきたいと思っております。

○新改 秀作議員

委員会がちょっと違いますので、1点だけ質問させていただきます。

高齢者の緊急医療に対してなんですけども、非常に高齢化社会を迎えまして、独居老人も多いわけですが、担当課にお答えしていただきますけど、地域でいろいろ係を決めて、いろいろ見守りもやってるんですけれども、緊急のときのかかりつけ医とかあるいは持病のああいうのなんかの緊急キットというんですかね、何か、そういう何かをちょっと他の市町村でもお聞きしたわけなんですけれども、そういう体制というのはさつま町では整っているわけですか。

○福祉課長（王子野建男君）

緊急時におけます医療体制といいましょうか、緊急時における高齢者等の緊急キット、全国的に例えばそうした情報を集約したものを冷蔵庫の中に入れたり、あるいは一定の場所に置いている、そうした制度を取り組んでいる自治体があることは事実でございます。ただ、本町においては、まだそこまでの対応というものは進めていないわけでございますけれども、ただ、そうしたひとり暮らし高齢者等における対応といたしましては、御案内のとおり緊急通報システム業務、さらには公民会におけます福祉無線、こういうものを設置をしていただきまして、緊急時における対応というものを進めているというのが実態でございます。

非常にこのひとり暮らし高齢者の方が増えつつある中で、そうした見守り体制の充実、拡充というものは重要なことであるというふうに考えておりますし、今後におきましても、こうした業務、緊急通報システム等の周知、啓発について、引き続き推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○新改 秀作議員

ある方が、もう鹿児島から1週間に1遍息子さんが来て、おばさんはどう言われる、近くの人にちょっと私が聞いてみたら、1週間に1度は息子さんが来やっごたっどなあというぐらいで、非常にもう、もちろん認知症も入っていらっしゃるみたいだったものですから、そういうのが全然ないみたい。さつま町は、ちょっとこういうのが遅れてるのかなと思ひまして、行政主導で本当は何かそういうパトロールみたいな、そういうのを設置をできるもんならやってもらえたら一番いいんですけれども、そういう地域の見守りに任せていいもんだらうかと私は思うんですけれども、みんなやっぱり仕事を持つとって、全然気がつかんかったちゅうのもたくさんあるわけですね。近ごろも、私の近くでもそういうのがあったんですけれども、入院しちょっきゃったもんじゃ、誰がいけんあいやったたろかいちゅうこともあったんですけれども、そういう対策というのは町長、どのようにお考えですか。行政主導で何かそういうのを考えられないもんですかね。

○町長（日高 政勝君）

確かに今ひとり暮らしとか高齢化がどんどん進んでおりまして、その辺の日常の見守りということに対しては、地域のほうで、例えば福祉アドバイザーの皆さんが方がいらっしゃいますし、民生の方が各地区いらっしゃいます。そしてまた健康づくり推進員ですね、それぞれの立場で、地域でそういう組織をしていただいておりますので、やっぱり地域力を発揮して、隣近所のそう

いった体制のあり方で、何とか協力がいただけないかということで、今そういう形で進めているところでございます。

行政と言われましても、行政はそれを支援するという立場でしか今のところはやっていませんが、直接、やっぱり例えば、行政がパトロールすることについては、そこまではちょっと難しいという点があるかと思っております。非常に広範囲でありますし、それは人数的にもこれはかなりのものでありますし、濃密的にそれをカバーできるかという、非常に至難なわざでありますので、これは地域の皆さん方のお力を、そういった見守り隊というんですか、今申し上げました公民会長の皆さん方、そして組織に福祉部をつくっていただくようなことで推進もいたしておりますので、そういう中でお互いに、大変でしょうけれども、見回って声かけとかやっていただければ、一番身近なことで、本人にとってもいいことではないかなと思っているところでございます。

○福祉課長（王子野建男君）

先ほど、御指摘いただきましたとおり、ひとり暮らし高齢者、町内2,000人という方が居住されていらっしゃる。そうしたひとり暮らし高齢者、そしてまた災害時の要援護者制度、そういうもの等も登録をしていただきまして、今、町長のほうからもございましたとおり、民生委員あるいは在宅福祉アドバイザー、こういう方々に御協力をしていただきながら、見守り体制というものは進めているところでございます。

ただ、今、議員御指摘のとおり、町内、先日も1人孤独死という方が町内に、昨年度もございましたけれども、そうした見守り活動を進める中であっても、そういった状況が生じているということもございますし、平成25年度におきましては、例えばこの水道検針の御協力そしてまたNTTあるいは九州電力、こうした検針員の方々、会社等の御協力をいただきながら、さらに幾重にも見守り体制というものを進めていきたいということ等も、新年度においては考えているということでございます。

○新改 秀作議員

ぜひ、私は緊急キットちゅうのはやっぱり必要だと思います。福祉部をつくっても、それは救急車が来て、親戚もそばにおらん。やっぱりそういうのがありますから、なかなか、ちゃんとかかりつけの病院はどこ、何か冷蔵庫の中かどこか場所を決めてやっというほうがいいと思います。ぜひ、それをやってください。

それと、高齢者になりますけれども、ついですから、高齢者のやっぱりそういうの、私は記念品を持ろうとどん、こん記念品なあんまいつこみっがなかった、そういう話も聞きますから、やっぱり心の通う福祉とか、そういうのもちょっと気遣い、高齢者に対するやっぱりそういうのも今からちょっと考えてもらえますように要請して終わります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。ちょっと待ってください。

○内之倉成功議員

新改議員のほうからも老人の問題についてのあれがあったようですけれども、今、送迎のバスの問題もですけども、私たちの地域はバスは通るんですけれども、下るも夕方下る、上がってくるのは朝、上がってくるちゅうような形で、ほとんど利用ができない状況の中なんです。地域によってはもうほとんどこのバスが回ってくるということなんですけれども、地域によってはこれがないと。ぜひ、この送迎のそういうバスはできないのかという要請が集落であり、また集落でもそういう部分があるんですけれども、なかなか車が少ないと。

それから、もう一点ですけど、前は老人会っていうのがびしっとあったんですけれども、最近

は老人会という組織がほとんど、何ていうのかな、役員のなり手がなくて、老人会というのもなくなくなっていくという状況なんですけど、今後の課題として、今いろんなサロンとか老人クラブの学習会なんかがちよっとあるんですけども、限られた人だけが行くってような形の中でなされているわけですけども、今後の課題として、そういういろんな民主団体がいろいろあるようですけども、婦人会というのでも地域にもなくなっていくと、ただ若い婦人の方二、三人おられれば、健康アドバイザーとか、そういうものに振り回されて、なかなか婦人会というのでもできないと。

地域は、農村部は特にそれが激しくなっているんですけども、今後の大きな課題だと思うんですが、青年団というのもないし、いろんな民主団体というのが昔はすごく、この青年団といえど大きな組織として地域にあったんですけど、それも今つくろうとしても、なかなか皆勤めに出てそういうこともできないという状況なんですけど、こういう民主団体の組織、老人会、婦人会、青年団とか、そういう組織の確立、再度の取り組みちゅうのはできないものか。したとしても地域に何人しかいないというような状況なんですけども、地域的にそういうものを考えられないのか。今後の大きなあれだと思うんですけども、そこいら3点について、組織の問題それから老人の送迎の問題、そういう問題なんかについて、ちょっとそれぞれ担当の方のほうからお聞かせ願えればと思います。

○議長（中尾 正男議員）

予算審議の場です。予算に関連づけて質問していただきたい。答弁させます、交通の問題から。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいま送迎等の問題が出ました。平成24年度から地域公共交通の活性化協議会において、町内の乗り合いタクシーを9路線それからコミュニティバスを4路線運行して、現在、実証運行という形で運行しておりますけれども、路線によりましては利用が高まったもの、それからまた少なくなった路線というのがございます。それらを分析しながら今、検討を進めているわけですけども、緊急的に変更しなければいけない路線につきましては、先日の活性化協議会の中において、10月1日から利便性を高めるための路線変更、もしくは時間の変更ということで考えておりますが、それらを含めながら、今現在の利活用の状況とか買い物とか病院、それから役場等への公共的な部分についての利活用を今現在図るためにしておりますけれども、それらを含めて、実証運行を踏まえた上で、また路線の見直しとかあるいは時間帯の見直しも図っていききたいと思っております。

ただ、議員の皆様にもお伝えしておりますけれども、幹線で今、南国交通とかいわさきバスとかJRが走っておりますけれども、そこは市町村の交通協議会で介入すればいけないというような原則がございますので、そこら辺については理解をいただきながら、町内の公共交通の利便性の向上については図っていききたいと思っております。

○福祉課長（王子野建男君）

御指摘の高齢者クラブのあり方についてということで、御質問でございます。

今現在も町内には36の単位老人クラブというのがございまして、それぞれ積極的に健康づくり、仲間づくり、いろんな活動の展開がなされているところでございます。この単位老人クラブでございますが、平成23年度には33組織あったのが、24年度にございましては36ということで、3つほど増えている状況にあるところでございます。

この活動に対する行政の対応ということでございますけれども、こうした組織にございましては、老人福祉法に準ずる組織ということで、この条項の中をひも解いてみますと、老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業というふうに位置づけがございまして、

行政がこの高齢者等に対しまして、こうした団体に強要できるものではないというふうに理解しているところでございますが、ただ御指摘のとおり単位老人クラブそのものは増えてはいるものの、組織する会員というものは減少しているのは事実でございます、折に触れ、私どももこの会に参加しながら、そうした啓発活動についても側面的に援助を進めているというような実態でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（岩元 義治君）

青年団と婦人会の組織の再結成等はできないかというようなことであろうと思います。

青年団につきましては市町村の合併、平成17年のときにそれぞれ旧町にありました青年団が新町発足と同時に解散をして、ない状態が続いておりました。それで、志のある方等が立ち上がりまして、平成23年の3月に一応この青年団をさつま町の青年団として新しく立ち上がったところでございます。人数的に申し上げますと、やはり当初立ち上がったときは10名ということで少ないんですけども、それ以後1年数カ月が過ぎまして、現在では16名というようなことで、町全体としての青年団として活動されているところでございます。

活動内容としまして、それぞれいろいろ地域貢献的な取り組みとしまして、サンタクロース大作戦とか、正月遊びとか、そういう子供たちを集めてのそういった取り組みをさせていただいているところで、非常に感謝をしているところでございます。しかしながら、人数的にまだ少ないです。近隣のところを見ても、いろいろ新しく立ち上がったところは20名ぐらいから始めて、だんだん大きくなっていったというようなところを聞いておりますので、そこにつきましてはまた組織の拡充につきまして努力をしていきたいというふうに思います。

それから、婦人会の関係につきましても、時代の変化の中でそれぞれ地区ごとにあった婦会というのはほとんど解散をして、今では名称がゆうゆう会ということで、町全体としての婦会の流れをくんだ組織としてゆうゆう会がございます。これは県のほうにもつながっています組織であります、メンバー的に21人ということで、これも年々減少をしている部分がございます。

しかし、活動的には交通安全の関係でありましたり、いろんな町のイベントへのボランティアとか、いろいろ地域に貢献されるような活動をしていただいておりますので、一応地区ごとの加入ということでないですけど、町全体として、そういう希望のある方、意識の高い方々が集まって組織をされておられますので、この辺についてもまた再度組織の拡大、拡充ができるような形でまた推進というのにも必要だと思いますので、そういう取り組みを進めていきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。ちょっと答弁の修正をさせます。

○福祉課長（王子野建男君）

先ほどの答弁の中で、老人クラブ33組織が36組織ということで増加しているというふうに申し上げましたが、ちょっと資料のほうがミスでございました。修正をさせていただきたいと思いますが、平成24年度にございましては32組織、2,000人というふうに統計上なっております。修正をさせていただきたいと思います。

○桑園 憲一議員

一般会計の143ページ、公園費の中でちょっとお尋ねしますが、かぐや姫グラウンド、いろんな大会、大人から子供までいろんな競技、九州各県あるいは県内、年間を通じて非常に利用があるわけですが、ただ、雨が降ったとき、更衣室がなくて、子供たちあるいは大人もですが、軒下あるいは周辺において裸になって着替えをやっている、あの状況を見ますと、スポーツコンベンションのまちとして本当にこれでいいのかというのを感じますが、町長、ぜひ更衣室、これを

整備していただきたいと思うんです。でないと、これだけ近隣の自治体で、国分あるいは南九州市それと薩摩川内、非常にいろんな競技においては、それぞれの施設で力を入れて、自分のまちにぜひ来ていただきたいというような取り組みがあるので、我がまちでも、できれば雨が降ったときに、サッカーあるいはラグビーは雨が降ってもやります。びしょぬれになって外で着替えている状況を見ると、非常にかわいそうな気がするわけですが、ぜひこれについては現地を見て、何とか計画していただきたいと思うんですが、町長の答弁をお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

かぐや姫グラウンドにつきましては、おかげさまで、芝の3面に伴いまして、全国からあるいは九州管内も含めてですが、いろいろ試合もしていただいて、非常にスポーツコンベンションのまちとしての機能が生かされているなと思っております。確かにあそこに、私も前から敷地内の駐車場もないということでもありますので、あの周辺に何とか更衣室とシャワー室はできないかなと思っておりました。これはそれだけ経費もかかることでございますので、今後何か適当な事業があれば、あそこでちょっとシャワーでも浴びて、着替えて帰るということができればいい思っているところでございますので、今後その辺の整備については十分検討させていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

113ページの畜産の関係について、お伺いしますが、子牛競り市購買者対策事業60万計上してございます。この関係につきましては、私は過去に一般質問でそれぞれお願いしたところでございまして、町長が政策的にこのことを取り組んでいただいたわけですが、この県外からの購買者の誘致ということと、また町内宿泊施設の利用向上ということできちんと説明書もうたってあるわけですが、今回25年度に向けては60万ということでございますが、実績として、昨年度どれぐらいの町内の宿泊施設を利用しながら、購買者があったものか。そしてまた、その購買者が主に県外としてはどこ方面から、実績として購買者が来ていらっしゃるものかということ。それと、実際、そういう県外から購買者が来ていらっしゃるわけですが、その購買者の方々の宿泊助成に対する、何といいますか、町に対する評価あたりをどんなふうにとっていらっしゃるものか。

それともう一点は薩摩中央家畜市場でございますから、我がさつま町だけじゃなし、川内、伊佐ももう一緒になっているわけでございますから、うちの生産者は薩摩中央市場に来ると。それぞれ薩摩中央家畜市場の子牛の価格が、購買者が多くてどんどん上がっていくということは、それぞれ畜産農家、生産農家うれしいわけでございますから、ありがたいということでございます。

そうしたときに、この宿泊助成というのが購買者側からいけば、ややもすると薩摩川内市の生産者の牛も買われるかもしれない、伊佐のほうの牛も買われるかもしれない、それはもうわかりませんから、ボタンで押していくわけでございますから、そうしたときにこういう宿泊助成、さつま町は生産者のことを思いながら、そしてまた町内の宿泊施設に泊まっていただく利用向上ということで、先に走った形なんです、薩摩川内市、伊佐市あたりはこういうことを一緒になって、またさらに購買者を県外から呼ぼうやという一つの連携みたいなものができているものか、それはもう全然別なものかも、これはこれでさつま町独自の一つの事業でやっていかれるものか、そこあたりのことをお聞かせいただきたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

お尋ねの子牛競り市購買者対策事業補助であります、これは町長マニフェストに基づきまし

て、24年度から実施をさせていただいております。24年度は一応72万円予算計上させていただきました。25年2月末実績といたしまして、98人で約49万円の助成実績であります。一昨年の5月から、毎月競りという形に変わりまして、これを、毎月競りですので、平均しますと大体10人ぐらいお泊りいただいているということでもあります。

県別の宿泊者数は、多いところから順番に申し上げますと、長崎県24人、佐賀県17人、静岡県9人、神奈川県9人、宮崎県8人、宮城県8人、青森県6人、徳島県5人、岩手県4人、熊本県2人、岐阜県2人、滋賀、大分、愛知、山口、この4県についてはお一人ずつということで、計98人の実績となっております。

この宿泊者の感想といいますか、これについてはまだ私どもアンケート調査をしておりませんが、大変喜んでいただいているというふうに思っております。

それと伊佐、川内との関係でございますけれども、私どもこの北さつま農協管内の行政の3市町で、北さつま行政連絡会という組織を持っておりますけど、こういった中でさつま町が24年度から取り組むということで御提案してはありますが、まだほかの2市についてはこの事業は取り組んでいただいておりますけれども、議員のおっしゃるように、いろんなこういった同じ競り市会場の構成市町村ですので、できればほかの市長さんにもやっぱりこういったことを呼びかけて、できればもっともっと購買者が増えるようなそういった施策をまたしていけたらというふうに思っております。

○新改 幸一議員

ただいま答弁がございましたが、ぜひそういう川内、伊佐とも将来的には連携をとって、さらに今まで以上に購買者がまた来ていただいて、そしてこの産地の牛が永遠にいい価格で売れるような形をきちっと対策をとっていただきたいと思います。

それともう一点、同じ113ページの中での、肉用牛振興事業の中でのそれぞれ補助金、交付金を計上してあります。大変ありがたいことですが、この保留牛関係の補助金に対してなんですけれども、保留牛、白と紫タスキ、青タスキ、私が聞いたところではこの保留牛対策で同じ生産者が何回ももらえないような話を聞いたんですよね。タスキはその牛にやるけれども、補助金はもう打ち切られるんだというような話も聞いたんですが、そこあたりは事実なのか、やっぱり管内の、そういういい牛をつくろう、つくろうと燃えている農家というのは、本当にそこあたりも一方では経費もかかるでしょうし、そういう補助金をいただくということにも大変、ありがたさを持っているわけですよね。それを同じ生産者が何回もはもらえないという話を聞いたもんですから、そこあたりは事実なのか。そういうことで畜産関係、役員会でもそういうのはみんなが認めて、そういうことでいいですよということになっているものか、そこだけをちょっと教えていただきたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

優良雌子牛保留対策事業の関係でありますけれども、予算額で大体354万円ほど計上しておりますけれども、子牛展示品評会において、保留牛に指定された子牛ということで、その中でも一応、期待育種価のサシがスーパーの子牛、これについては6頭分、それとハイの子牛については8頭分、上記以外の普通のレギュラーの牛については6頭分ということで、限られた予算という中でこういった措置をしておりますので、一人2頭までという制限をいたして、まあ農家の皆さんにはそういうことで周知はしてあるというふうに思っております。

○新改 幸一議員

一人2頭までということ、生産者には周知してあるということなんですが、不満は出てませんか。

○農政課長（平田 孝一君）

限られた予算の中でやっているものですから、不満もあるかもしれませんが、予算の範囲内で。ただ、年によってこれだけ計上していても使われない年もございますし、やはりいい牛が出てたとき偏りがございますので、そういった中で調整をさせていただいております。ただ、今回もまた3月補正で、ことしの場合は大分保留牛も増えたというようなことで、予算もまた増額とかいろいろとそうする形で、いろいろと調整をさせていただいて、できるだけいい牛が地元に残るような、そういった施策をとっていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○岩元 涼一議員

83ページの3款2項2目児童手当、これは子ども手当から政権がかわったことによって、児童手当に変更されるというようなことでございましたが、これは所得制限ありとなっておりますが、これによって前年と比較して、金額的というか、そういう受給者による影響というか、そういうものが如実に表れる例があるものかどうか、福祉課長で結構です。

○福祉課長（王子野建男君）

児童手当もしくはこの子ども手当の年度ごとの状況でございます。これにつきましては、さきの会議の中でもお示しをしたかと思いますが、平成22年度からの比較をしてみますと、22年度3億9,900万円の手当の支給をしてございます。さらに、23年度になりましては3億8,800万円というようなことで、この支給をしているわけであります。

ただ、この所得制限が24年6月から始まったわけでございますけれども、今現在の実績そのものはまだ詳しくは把握はしておりませんけれども、さほど変わりなく、4億に近い3億8,000万円前後の金額で手当のほうは推移していくかなというふうに考えているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○米丸 文武議員

商工観光課のちょっとページを今申し上げます。さつま町の小売業等店舗ですとか商工会の運営費補助等を今年度もいろいろと計上されておりますが、関連ということになると思いますが、年々この会員の減少、それから後継者がなかなか見つからないという状況が増えてきておりまして、これを本当に活性化していかないと、さつま町の中でも、宮之城はまだいいですが、鶴田、薩摩、それぞれの地域に行きますと、買い物に対する難民というような形の中で不自由されている方が多いんですね。

80歳も近くなりますと免許を上げられたりしまして、本当にちょっとしたものがなくて困ったというような状況の中で、いろいろ福祉協議会のほうからの支援も受けながら、そういう生活もされている面もあると思うんですが、これを私も前から商工会の方だけじゃなくして、地域の皆さん方で、この買い物の支援を望んでおられる方のために、何らかの手だてってものを考えていただくというようなものはできないのかなというふうに常々思っております。ここで、今ずっと予算を見ておりますけれども、いろんな大きな形の中で振興費というような形で出されておりますが、そのような面は商工観光課、一方ではデマンド交通もあるかもわかりませんけれども、そういうような形の中での対策っていうのは何か考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

昨年、商工会のほうで、この件につきましては、シルバーそれから福祉関係、社会福祉協議会、そういう関係者の方々もお集まりいただいて、1回検討会をして、それからアンケート調査のほうについてもいたしました。そういう中では、アンケートの内容としては、将来的にはそうあったほうがいいのかという御意見はあったんですが、今は困ってないというほうが8割ということで、調べ方の調査について、いろいろな問題もあったんですが、例えばどこを聞いているのかと、80歳以上で聞けばよかったんじゃないかとか、そういう意見もあったんですが、ただ今度は80歳以上になるともう施設に入ってしまうということで、なかなか困る、という採算性、商工会としては採算性があるもんですから、どうしてもそこまで踏み込めない。

シルバーはシルバーでお困りの方にはちゃんと買い物とかやりますよと。それから、小売店舗についてもスーパーについても、各個で自分のお客さん確保のために、いろいろ努力されているところもたくさんあります。そういうことで、いつきの間は各商店、やっておりますので、そういうのを御利用いただきたいということ。それからまた民生委員の方々なんかについてもそういう話を、困っているところがあれば、教えていただければそういう支援はあるわけですので、そういうのを御利用していただきたいということでありました。

結局、商工会の商業部会とかそういう部会では採算性が合わないから、いつきはできないという結論に至っておりますので、御報告させていただきます。

○米丸 文武議員

今のこうして商工会のほうも、私も商工会の会員ですから、中でも御検討くださいということで、アンケートをされましたけれども、しかし、そのアンケートに答えられる方、答えられない方もおられるわけでありまして、まして、急遽これが足りなかったという形もある。ですから、前もって私はいつも言うんですけど、電話でも予約をしながらそういう体制をつくっていただければ、まとめて何人かのグループでそういうのをまとめて配送されれば、経費だって何だって軽くなるんだろうというふうに私は思うんですけども、採算に合わないということではねられたら、これは、じゃあそういう方々はどうなるんだということになりますので、やはり交通事故の問題もありますから、もう70、80近くになりますともう目も見えないんで、車の免許を上げました。じゃあ、夫婦いるんだけどどうしましょうか。80以上になればいろんな施設に入ったりするから、できなきゃじゃあそれまでの人はどうするのかという、そういう福祉の面から見たときに、そこあたりを、その間にあった方はどうなるんですか。そこ辺のところでやっぱり気を配ってやるのが大切なんじゃないかと思うんですよ。商工観光課じゃなくて、いろんな福祉の関係でも結構ですけども、どのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

やっぱり、この農村部で非常に高齢化が進んで、そしてまた交通安全の一環から免許も上げられるという方が、先般も67名ですか、いらっしゃったんですけども、毎年そういう割合で増えていくわけでありまして、そういうこともありまして、この地域公共交通の見直しもやったわけでございますが、やはりこの、域内のところについては昔あった田舎の店というのがだんだんと購買力が落ちたという関係もありますし、採算性ということもありますし、なくなっていくということで、必然的に日用品の買い回り品が身近になくなってしまっていて困ってらっしゃるという状況がございます。そういうことで、例えば、JAさんとか農協さんあたりでそんなら曜日を決めてでも車を仕立てて、巡回でもそれぞれ品物を集めて、そしてまた注文もとって、また次は行くとかできないのかということは、前からお話は申し上げておりますけれども、いろんな難しいところもあるようです。

例えば、考え方として、車のやっぱり投資が要るわけですよね。それでやっぱり、その辺の運

行のそういった資格の問題とか出てまいりますので、その辺の許可の問題とかありますので、その辺のところを何とか話し合いでクリアできれば、それに参加をしましょうという店の皆さん方もいらっしゃるでしょうし、そういう体制が整えば、例えば、JAさんであれ、直売店もあるわけですから、そういう品物を集めて、あるいは個店の商店街の皆さん方のお話し合いで、それぞれの店のものを集めて、各地区ごとの曜日を決めていく、それもできないことはないと思っております。ただ、そこで需要をしっかりと調査をする、どこの地区で、大体どんな品物がどの程度必要なのかという、その事前調査というのをしっかりと調査した上で、本当に採算性の問題も出てきますから、そんなことを詰めていく必要があるのかなと思っておりますので、この問題はやっぱり高齢化が進むほど必要な事態になるのかなと、そしてまた商店街の購買力を高める一つの手段でもあるかと思っておりますので、その辺は今後引き続き関係機関のほうとも話し合いは続けてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね13時5分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算の質疑を続けます。ほかに質疑はありませんか。

○岩元 涼一議員

予算書を前年度と比較しますと、この子育て支援手当のほうが抜けているというようなことでございますが、先ほどの7号のところでは本来はすべきでございましたが、ちょっと予算とは直接関係がないといえますか、そこがございましたので。これに関して計上してない、これに対して町長のお気持ちだけを一言だけ伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

子育て支援手当の関係については、本年度をもって一応もう終わりにしたいと思っております。合併当時からずっと続けてきておりますけれども、先ほどもいろいろこの問題については出ておりますとおり、国のほうもいろんな手だてを講じてきておりますし、町単でもこれまで1億を超えるようないろんな取り組みをしてまいっております。国も今回、子ども手当から児童手当に切りかえまして、そして、また新たに保育園とか幼稚園についても、もう無料化の方向に検討したいというような方向も出ておりますし、そういった手厚い対策が出てきておるところであります。

そしてまた、一応のこの8年間という事業を継続した中で、それなりの環境整備というのは整ってはきておりますけれども、ただ、これが十分子育ての環境が整ったということではございませんが、もう、時代の一つの流れとして新たな政策に変えていく時期ではないかと思っております。もう8年間も続けてまいりましたし、一つの成果というんでしょうか、それなりのものは出てきたと思っておりますので、時代に即して時代に応じたもの、新たな政策というのを打ち出していくという時期ではないかと思っております。今回はサンセットの方式で、全額、条例も廃止をしたいと思っておりますのでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○米丸 文武議員

今の町長の答弁を聞きまして、関連してお伺いさせていただきますけれども、8年間継続をされてきましたけれども、子育ては8年で終わらないんですよ。今、さつま町の若い方々が子育てを本当に真剣に考えてきておられます。まして、今のこの経済の情勢やら雇用の問題、いろんな問題がありまして、子育てに大変不安を持ちながらされておるわけございまして、国がしているのと、町がこれまで単独でやってきたことによって、町長の言われている子育て日本一のさつま町をつくるということの大きな私は目玉じゃなかったかと思うんです。

ですから、やはりこれについては、今どんどん子供たちが増えてきているというわけでもございませんが、ただ、それを続けていくことがかえってそっちのほうへつながって、人口増にも、子供たちの確保というんですか、そういう形にもつながっていくと。さつま町に行けば、また、国もあるけれども、町でもこうしてくれてるというのがあって、私は、そういうふうに実っていくんじゃないのかというふうに思うんですが、そういう点について、やはり町長も大きく言ってこられました子育て日本一のまちをつくるためには、私は、先ほど予算も見直して補助も見直していかないかんとこの話も出ておりますが、いいものはやはり続けていくべきだというふうに思うんですが、もう一度、町長の御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

一応のこの子育て支援手当については、それなりのことをやってきましたいきさつがございしますので、やはり制度というのは、その時代時代に応じてやっぱり見直しをすべきだと私は考えております。そういうことで、これを全てなくしたから、もうほかのものはやりませんよという意味ではなくて、一つの区切りとして、この年度末をもって一つの締めをしていきたいと。

これまでも、先ほどるる申し上げましたとおり、保育料の軽減とか、あるいは障害児のこういう関係、それから、こうのとりの、あるいは予防接種、そのほかの文教の学校の関係のいわゆる教育的な立場での支援、こういったものを新たにいろいろ手だてを講じてきたわけでありまして、そういった面にやはり充実をしてきた経緯もございます。そして、これが約800万円ぐらいありますけれども、これでまた一つの区切りとしながら、次の段階で新たな子育てに必要なこういうものを施策として考えていきたいと。そのような考え方で、今回は一つの区切りをしたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

町長のお考えを聞けば一番ですけれども、177ページの文化系の郷土芸能についてお尋ねいたしますけれども、毎年といいますか、郷土芸能を4団体ずつあげてもらって継続的にやるちゅうのは非常にいいことなんです、団体から、ぜひ尋ねてみてくれというようなお話があったのが、太鼓踊り、手踊りもあるんですけれども、現在のところは同じ手当ですか。手当というか、踊り賃というか。

太鼓踊りについては非常に手出しがたくさん要ると、出れば、聞いたところじゃ10万円ぐらいというお話でしたけど、とてもじゃないけど、それでできるもんじゃないと。踊りの踊り子はもちろんだけれども、その花をつくるのに、集落の人たちには何日も出してもらったり、もちろん、踊り子にもやっぱり少しは飲食もせにゃいかんちゅうような話で、とても厳しいという御意見が多々あるんですけれども、この辺のお考えはどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

郷土芸能が各地域に立派なものが伝承されてきておりますので、これを一つの地方文化として

ずっと継承していきたいというような思いから、5周年の際に全町的な発表の機会も設けたわけですが、その後におきましては、2年に1回ぐらいは、町民体育祭がない年については郷土芸能はやっていきましょうという形で取り組んできましたけれども、やはり2年に1回となりますと、やはり発表の機会がそれだけ少なくなるということでもありますから、さつまフェスタの際に交代でも毎年出演をする機会を設けていきたいということで、昨年からそういう御協力もいただいております。そういうことで、さまざまな郷土芸能がございますけれども、確かおっしゃるとおり、内容によっては非常に道具にお金を要するものがありますし、人数的にも非常に多い方がやるチームもありますので、その辺のやっぱりバランスを考えたときに、何らかの経費の差については考慮すべきではないかということで、通常の場合よりもそういった太鼓踊りの場合はちょっと差をつけて助成しているようでありますので、今後やっぱりそういう点は、郷土芸能の内容によってはそういう配慮も必要かなと思っているところであります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第17「議案第21号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第18「議案第22号 平成25年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第19「議案第23号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第20「議案第24号 平成25年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第21「議案第25号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第22「議案第26号 平成25年度さつま町水道事業会計予算」、日程第23「議案第27号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第17「議案第21号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第23「議案第27号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで以上の議案7件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案7件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

簡易水道事業会計ですけれども。鶴田にあります昔の管理宿舎があったわけですが、ここ一、二年予算には上がっておりますけれども、売却がなかなかできないような状況であります。その辺の対応についてどのようにお考えか、やっぱり、早期に売却する必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、町長はどのようにお考えかお尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

管理舎の空きが出ましたので、その後、売却の方向で公募をいたしまして、1年目ももう大分予定価格と差がありましたし。2回目も、だんだん1年過ぎますと相当評価が下がるものですから、それに応じて、また公募をしまして、応募があつて入札をしていただいたんですけれども、なかなか実勢価格と予定価格との差というのがちょっとまだ開きがあるというようなことでございまして。これをこのままの状態ですつとしていくことよりも、やはりもう3回目となりますとあれですから、当然幾らかまた評価が1年経過しますので下がるとは思いますが、改めてその辺のところを今ございましたとおり、処分をもう最終的にやりたいというようなことで、若干この評価も見直しをして、それで若干この帳簿価格との差が出るかと思うんですけれども、その辺は特別損失という形でもうやむを得んのかなと思って、今回はそのような方向で臨んでいきたいと思っていますところであります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

議案26号、27号のこの水道事業と簡易水道事業に関連してお伺いしますが、28年度から料金統一というような話が出てます。それでまだ、来年度が25年度ですから余裕はあるんですけれども、結局、基本料金がもう500円ぐらい違いますよね、700幾らと1,200幾ら。だから、これを統一するとなると、まあ半分半分ぐらいのあれがいますから、今のところ簡易水道も1億円ぐらいの町の持ち出しがあつて何とかやっていると。それで、上水のほうに近づけるとなると大変な一般会計の持ち出しというのが増えてくるわけですが。今回の議会でも話題になっていますように、とにかく12億円ぐらい交付税が減ってくるという中で、非常に厳しい選択、ですから、町民の方にもその辺を二、三年かけてやっぱり理解してもらふ努力をしていく必要があると思うんですけど、その辺の考えをお聞きしておきたいというふうに思います。

担当課長でも結構です。

○水道課長（脇黒丸 猛君）

上水道事業とそれから簡易水道事業の統合化の関係でございますけど、平成19年度に国の補助制度の見直しがございまして、簡易水道につきましては、28年度までにもし整備するとなった場合は補助基準制度にはなりませんよということで、統合しなさいということでございまして、22年の3月に統合計画を国のほうに提出をしております。

その中で、28年度までに簡易水道を統合するということになりますと、当然もう5,000人を超えますので上水道という形になります。そうなりますと、料金の統一化の問題になります。その中で、料金を一緒に統一するということになりますと、将来計画、やっぱりそういうのも計画を立てながら、将来的にはこうなりますと、水道料金体系としてはこうなりますというような説明を十分に利用者の方々に説明を申し上げながらしていかなければ、理解も得られないということでございますので、来年度から、平成25年度からそういう形で。

今現在、料金体系のあり方について検討しておりますので、上水道事業につきましては用途別、それから、簡易水道事業につきましては口径別の料金体系になっております。それをまず、口径別にはほかの市町村につきましてはなっておりますので、そのような形でもう整備のほうも検討も進めていきたいということで考えているところでございますので、来年度からそういう形で説明会もしていきたいということで考えているところでございます。

○麥田 博稔議員

今、るる検討はされているようですが、ちょっと通告をしてないんですけれども、まちづくり振興基金というのがありますよね。結局、激変緩和策か何かをとらないと相当無理かなというよ

うな感じがするんですが、このまちづくり振興基金は地域住民の連帯の強化及び地域振興等に資するためにというようなことになってる。使えるのかどうかですね、というのが、私は前、合併特例債を積み立てたらどうかということで、合併特例債は今言ったようなことに使えるということになってるわけですが、ある程度激変緩和をするためには、財政的にあって、つくって、そして四、五年かけて料金統一といかないと、なかなか今言われたように口径別とか何とかしてでも相当なギャップが、実際試算をしてもらったのを見てませんからわからないんですが、いろいろ問題が出てくるのではないかというふうに思うんですが、その辺が使えるのかどうかだけ、ちょっと済いませんが。

○財政課長（下市 真義君）

合併特例債を原資といたしますまちづくり振興基金、基金造成を今現在やっておりますけれども、これにつきましては、前から御説明いたしておりますとおり、いわゆる償還を終えた元金の部分、そこをソフト事業に充てられるということです。まだまだ、償還が据置期間で実際元金償還が始まるのは次年度以降ということですので、ちょっとこちらの方原資は使えないというように理解しております。

○水道課長（脇黒丸 猛君）

平成23年の4月から薩摩川内市が水道料金を統一しております。そのときには確か3年間で、増額になる分については3カ年間の緩和措置期間ということで設けておりまして、4年目に同じ水道料金の体系にすると、そういうのもっておりますので、今後、町の水道料金がどうなるか、料金がどのような差になるか、その辺も見きわめながら、そのあたりも検討していきたいということ考えております。

○麥田 博稔議員

やはり、上水道にしても管の取りかえとか、古くなってこれから金が要るみたいなことから、上水道を今使っている方にも、やはり、このまま単体の上水道でいっても、これぐらいの負担が出てくるというようなことを理解してもらいながら、そしてまた、簡水の人にはこれだけ、やっぱり町の一般財源から1億円ずつもう合併後入ってきてるわけですから、その辺を財政の裏づけちゃうか、やっぱりそういうお金が今後こうして要るんですよ。ちゅうような話をしながら、町民の理解を得る努力をしてもらわないと、やはり一遍に上がるとか、何だかんだ、合併してからもうこげんかったとかちゅうような話が出てきますので、やはり、10年経って交付税も減ってきますから、その辺は町民の方によく理解をしてもらおう努力を要請をしておきます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案7件は、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から3月14日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月22日は午後1時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後1時24分

平成25年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

平成25年3月22日

平成25年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成25年3月22日 午後1時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森 山 大 議員	2番 東 哲 雄 議員
3番 麥 田 博 稔 議員	4番 米 丸 文 武 議員
5番 川 口 憲 男 議員	6番 新 改 秀 作 議員
7番 平八重 光 輝 議員	8番 平 田 昇 議員
9番 舟 倉 武 則 議員	10番 岩 元 涼 一 議員
11番 内之倉 成 功 議員	12番 柏 木 幸 平 議員
13番 楠木園 洋 一 議員	14番 内 田 芳 博 議員
15番 桑 園 憲 一 議員	16番 市 來 修 議員
17番 新 改 幸 一 議員	18番 木 下 敬 子 議員
19番 木 下 賢 治 議員	20番 中 尾 正 男 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩 原 康 正 君	議事係 長 中 間 博 巳 君
議事係 主幹 松 山 明 浩 君	議事係 主任 神 園 大 士 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	教 育 長 東 修 一 君
副 町 長 和 気 純 治 君	教委総務課長 山 口 正 展 君
企画課 長 湯 下 吉 郎 君	水道課 長 脇黒丸 猛 君
健康増進課長 小椎八重 廣樹 君	災害復興対策課長 松 山 兼 二 君
介護保険課長 中 村 慎 一 君	農 政 課 長 平 田 孝 一 君
環 境 課 長 貴 島 晃 人 君	耕地林業課長 山 口 良 一 君
総 務 課 長 紺 屋 一 幸 君	建 設 課 長 三 浦 広 幸 君
財 政 課 長 下 市 真 義 君	企業誘致対策室長 湯 下 吉 郎 君
福祉課 長 王子野 建 男 君	会 計 課 長 北 原 美 義 君
薩摩支所長 今 東 純 夫 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第 2 議案第 6 号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について
- 第 3 議案第 7 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について
- 第 4 議案第 8 号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について
- 第 5 議案第 9 号 さつま町課設置条例の一部改正について
- 第 6 議案第 10 号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 7 議案第 11 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 12 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 13 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 14 号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について
- 第 11 議案第 15 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 12 議案第 16 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 17 号 さつま町平川郷条例の一部改正について
- 第 14 議案第 18 号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について
- 第 15 議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 16 議案第 20 号 平成 25 年度さつま町一般会計予算
- 第 17 議案第 21 号 平成 25 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 18 議案第 22 号 平成 25 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 19 議案第 23 号 平成 25 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 20 議案第 24 号 平成 25 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 21 議案第 25 号 平成 25 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 22 議案第 26 号 平成 25 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 23 議案第 27 号 平成 25 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 24 議案第 31 号 平成 24 年度さつま町一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 25 議案第 32 号 平成 24 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 26 議案第 33 号 平成 24 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 27 議案第 34 号 平成 24 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 28 議案第 35 号 平成 24 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 29 議案第 36 号 平成 24 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 30 発委第 1 号 さつま町議会委員会条例等の一部改正について
- 第 31 報告第 3 号 平成 24 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 32 報告第 4 号 平成 25 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 33 行財政改革対策調査特別委員会報告の件
- 第 34 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午後１時３０分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから、平成２５年さつま町議会第１回定例会第４日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第１「議案第５号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」、日程第２「議案第６号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」、日程第３「議案第７号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」、日程第４「議案第８号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」、日程第５「議案第９号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第６「議案第１０号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第７「議案第１１号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第８「議案第１２号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第９「議案第１３号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第１０「議案第１４号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について」、日程第１１「議案第１５号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第１２「議案第１６号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第１３「議案第１７号 さつま町平川郷条例の一部改正について」、日程第１４「議案第１８号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について」、日程第１５「議案第１９号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第１６「議案第２０号 平成２５年度さつま町一般会計予算」、日程第１７「議案第２１号 平成２５年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第１８「議案第２２号 平成２５年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第１９「議案第２３号 平成２５年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第２０「議案第２４号 平成２５年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第２１「議案第２５号 平成２５年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第２２「議案第２６号 平成２５年度さつま町水道事業会計予算」、日程第２３「議案第２７号

平成２５年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（中尾 正男議員）

日程第１「議案第５号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」から、日程第２３「議案第２７号 平成２５年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案２３件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第５号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」、「議案第９号 さつま町課設置条例の一部改正について」、「議案第１０号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」、「議案第１１号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、「議案第１２号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第１３号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、「議案第２０号 平成２５年度さつま町一般会計予算」関係分、以上の議案７件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第５号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、企業立地促進法に基づく工場立地法の特例により、さつま町独自に条例を制定することで、企業立地重点区域における緑地面積率等を緩和するものであります。国の工場立地法では、環境施設が２５％以上、緑地が２０％以上と規定されていますが、町が条例で制定することにより、国の準則にかえて規定することができるものであります。

区域の範囲については、田原工業団地、倉内工業団地、薩摩工業団地の３カ所の工業団地を設定し、割合については、環境施設を５％以上、緑地を３％以上と、国の定めより大幅に緩和するものであります。

質疑の中で、環境施設とは何を指すのかただしましたところ、プール、生け垣、広場、屋外運動場施設、太陽光発電等が環境施設である。今回の条例制定によって工業団地の有効利活用面積が増加し、企業が設備投資をしやすい環境を整備することができるとの説明であります。

次に、「議案第９号 さつま町課設置条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、平成１８年の鹿児島県北部豪雨災害からの復旧、復興に向けて体制整備を図るため、平成１９年４月１日に設置された災害復興対策課を河川激特事業等が終了したことに伴い廃止するもので、所掌していた２つの事務については建設課の分掌事務とするものであります。

次に、「議案第１０号 さつま町情報公開条例及びさつま町個人情報保護条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営

に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布され、国有林野事業については一般会計において実施する措置が講じられたため、これに関係して町の条例の一部改正しようとするものであります。

質疑の中で、今回の条例改正によって本町における影響についていただきましたところ、これまで国有林野の特別会計で実施されていたものが、国の直轄事業で実施されるようになったことによる文言の修正であり、本町への関連について影響はないものと考えているとのことであります。

次に、「議案第11号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、さつま町定住促進住宅団地のうち、求名、永野及び中津川住宅団地について、貸付期間の満了または借受者に対する譲渡の特例等により、今後も貸付区画数が減少していくことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、議案第8号で提案されている「さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止」に伴う同委員報酬の削除、並びに平成25年3月までの予定で設置されていた健康づくりコーディネーターの配置を終了したことに伴い条例の一部を改正するものであります。これまで同協議会が実施していた業務については、部内で同様の協議を実施できる機会が確保されており、農業振興地域の変更については県が許認可を出すことから、町が条例で協議会を設置している必要がないため条例を廃止するとの説明であります。

次に、「議案第13号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、国の一般職職員の給与に関する法律の改正に伴い、これに準じて行うものであり、第1条関係は、附則第9項において行政職給料表の適用を受ける6級以上で、かつ55歳を超える職員の給料月額及び期末勤勉手当を1.5%減額するものであります。

第2条関係は、平成18年の給与構造改革に伴う給料格差を是正する経過措置として行われていた現給保障の額を2分の1に減額する条例改正であります。ただし、その額が1万円を超える場合は、1万円を減じた額を支給するものであります。

第3条関係については、平成25年度で現給保障の額を2分の1として支給していたものを廃止する条例改正で、今後2年間かけて現給保障を廃止するとの説明であります。

質疑の中で、これらに該当する職員数と条例改正による給与の減少額についていただきましたところ、6級以上で、かつ55歳を超える対象職員は22名で、年間219万円程度の減額になると想定している。また、現給保障については対象職員が29名、影響額は227万円程度になると試算しているとのことであります。

次に、「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費、さつまの魅力情報発信事業については、町のイメージキャラクター等を積極的に活用して、さつま町のPRやイメージアップを図るさまざまな取り組みを実施していきたいとのことあります。平成24年度において、町のイメージキャラクター「さつまるちゃん」の着ぐるみを製作し、町内外の数多くのイベント等に参加してきたが、平成25年度においても引き続き取り組んでいく方針である。新たな着ぐるみをもう1体製作し、キャラクターグッズ等を作成して情報発信に努めていくとのことあります。

次に、総務管理費の広報広聴費については、「広報さつま」の用紙について、平成25年度から竹チップを利用した竹紙を使用するものであります。竹紙は、木のチップに10%程度の竹チップを含んだもので、単価は通常用の紙より若干高いが、竹チップの工場を誘致しているまちと

して、竹製品普及、利用の推進に向けて取り組んでいくとのことでもあります。

次に、景観形成推進事業費、危険廃屋解体撤去費の補助については、平成24年度から3年間の期間限定で実施しているもので、危険廃屋の解体撤去にかかる経費の一部を助成するものであります。これまでに申請のあった17件の解体撤去に対して補助金を支出したとのことでもあります。

質疑の中で、危険廃屋解体撤去費の補助金について、地元に住していない所有者にはどのような対策を実施しているのかただしましたところ、税務課による固定資産税の納付書発送の際、県外の納税義務者には補助金のチラシを同封して送付し周知を図った。また、町のホームページにも補助金の詳細について掲載しているとの説明であります。

次に、開発振興事務費の中で、さつま町土地開発公社貸付金については、町土地開発公社への用地保有資金貸し付けとして3億円を1年間、短期貸し付けするものであります。町からの無利子融資を受けることにより経営の健全化を図るもので、平成25年度で5年目となります。

質疑の中で、この貸し付けを開始することにより、効果がどの程度あったかただしましたところ、貸し付けを開始した平成21年度から24年度までの4年間で1,080万円程度の経費を削減する効果であった。町からの無利子融資は、土地開発公社の経営健全化に向けて大変効果的な支援であるとの説明であります。

次に、庁舎建設等事業費については、新庁舎建設工事及び新庁舎建設に関連する工事等について8億5,853万3,000円を計上するものであります。その中の工事請負費については、新庁舎建設工事6億4,630万円、新庁舎建設の関連工事として1億5,375万円を計上し、南側駐車場外構工事、印刷室新築工事、公用車車庫新築工事、東別館外壁等改修工事、電話設備工事、議会中継システム工事の6件の工事を行うものであります。

質疑の中で、新庁舎の開庁時期を平成26年10月としていたが、建設工事が開始された現在でも変更はないかただしましたところ、当初の建設計画では、新庁舎本体の工事を平成25年度末に完了、5月の大型連休中に引っ越し作業を実施する予定だったが、工事の受注者から提出された工程計画どおりに工事が進んだ場合、当初の計画より開庁時期は早くなる可能性もある。ただし、電算システムのスムーズな移行作業が重要となるため、当分の間は工事の進捗状況を見ながら関係部門と協議を行い、具体的な日程を決めていく考えであるとの説明であります。

このほか、消防本部の職員体制の充実について、特に町長の見解を求めたところであります。

消防本部の職員体制は現在42名の定員で運営されているが、その業務は増加傾向にあり、特に救急業務については、町内に高度な医療機関がないため町外への搬送が増えている。町外への救急搬送は長時間の出動となることから、救急出動が重複した場合には消防署の業務に支障を来すおそれがある。

また、ドクターヘリを要請した場合の離着陸時の警戒に非番の職員まで招集して対応している現状である。

本町の消防本部の定員充足率は50%であるが、鹿児島県の平均は60%、消防広域化の計画案で同じグループとされている北薩地域の消防本部の平均は69%となっている。救急業務や火災出動は、住民の生命、財産に直接関係する業務であることから、現在の体制については少しでも充実させる必要があると強く感じている。行政改革における定員、定数の管理計画もあるが、消防本部の定員充足率を県平均の60%に近づける考えはないか。

この点について町長の見解をただしましたところ、鹿児島県や北薩地域の平均と比較しても少ない状況であり、消防署の職員には大変御苦勞をかけていることは事実である。人の生命を守る崇高な仕事であり、充足率をもう少し上げることができればと思うところであるが、消防につい

ては職員定数の管理計画の中では削減の対象とはしないこととして策定しており、一般行政職員については、さらなる削減をしていかなければならない状況である。

消防の広域再編に充足率の問題解決を期待しているのだが、国の5カ年計画の中で「今後、地域の実情に合わせて進めるべきである」との答申がなされていることから、鹿児島県の動向を踏まえながら対応していきたい。今後、福祉事務所の設置も避けて通れない状況であるため、消防体制を含めて総合的な行政改革の中で検討していかなければならない。

これからは、物によるサービスから、人によるサービスへ切りかわる時代が来ると考えており、やみくもに職員を削減するのではなく、役場の組織変更や職員の配置など、住民サービスを注視しながら取り組んでいく考えである。いただいた意見については、職員数の見直しの可能性を含め、今後、総合的な人件費管理の面から検討させていただきたいとの答弁であります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第6号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」、「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」、「議案第15号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、「議案第16号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第21号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第22号 平成25年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第23号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、「議案第24号 平成25年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」「議案第25号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、以上の議案10件については、慎重に審査を行った結果、議案第7号は否決すべきものと決定し、議案第7号を除いた議案9件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程について、その概要を申し上げます。

初めに、「議案第6号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」であります。

これは、さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

当基金は、3町合併以前の薩摩郡東部衛生処理組合において設置され、新町発足後も薩摩川内市と新たに覚書を締結し、一般廃棄物処理施設等の維持補修に必要な経費に充当する財源として活用されてきた。しかし、新町発足当時、総額2億円余りあった基金残高も、薩摩川内市と協議した上で、その後の大規模改修に対して取り崩して充当してきたため、現在の総額は7万6,000円余りとなり、基金としての機能をなしていない状況にある。

また、公共施設全般の維持補修等に必要な経費に充当するために、平成24年3月、さつま町公共施設整備基金が設置されていることから、今回廃止したいとの説明であります。

審査の中で、環境課に対して、3町合併以降に行った当該施設にかかわる維持補修事業の内容や、その経費について資料提供を求め、また、クリーンセンターと環境センターの設備等について現地調査も実施したところではありますが、当該施設の維持補修には毎年多額の予算が計上され、今後においても、老朽化への一連の対応に加えて、突発的な事態への対応も求められるにもかかわらず、それらの経費に充当しようとする町公共施設整備基金は、現時点で総額1億円ほどしかなく、適切な維持管理をしていくための財源としては不安を感じました。

そこで、基金廃止後の対応策について、特に町長の見解をたざしたところであります。

答弁では、公共施設数が非常に増えて、行政改革の中でも大きな課題になっているが、今後も適切な維持管理をしていくとなると、今の基金総額では不足すると思われる。現在、役場本庁舎の新築工事を進めているが、相当額の入札執行残があったことから、本年度の最終補正予算で町公共施設整備基金にさらに2億円を積み立て、今後公共施設全体の大規模改修にかかわる経費に充当していきたいと考えている。

また一方では、財政調整基金も総額32億円余り積み立てられており、臨時的なものに対しては、これら2つの基金が活用できると考えているとのことであります。

次に、「議案第15号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」であります。

これは、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、保険給付の定義を規定する第2条第4項の条文中、「療養費及び家族療養費」を「療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給」に改める文言整理を行うものであります。

次に、「議案第16号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

これは、児童扶養手当法施行例の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、ひとり親家庭等医療費助成の対象となる児童に、父または母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法の第10条第1項に規定する裁判所からの保護命令を受けた児童を追加するものであり、説明では、この保護命令は、父または母からの申し立てにより発せられたものに限られるが、今回の条例改正により、配偶者から暴力を受けている者が子供を連れて避難している場合であっても、この助成対象となるとのことであります。

次に、「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

まず、歳出の4款1項保健衛生費に計上された救急医療施設運営事業費に関連して、薩摩郡医師会病院に対する補助のあり方についてたざしましたところ、2次救急医療施設としての機能を維持するため、共同利用型病院の総合的な運営費に対する補助、非常勤医師の人件費等に対する補助、常勤医師確保のための補助という3つの考え方で行っている。

また、薩摩郡医師会病院も、ことし3月1日から、同会員の輪番制による午後6時30分から午後10時までの1次救急医療分の診察を開始するなど自助努力されており、町及び病院が連携した取り組みが、鹿児島県や鹿児島大学医局に評価され、医師派遣につながってほしいと考えているとの説明であります。

次に、同じく保健衛生費に計上された浄化槽設置整備事業費について、今後の消費税増税計画

が当事業へ影響を及ぼしていないかたまたまのところ、合併処理浄化槽の設置数は平成23年度より本年度のほうが多くなっているが、来年度の当初予算では本年度と同じ140基分を計上したところであり、今のところ消費税増税をにらんだ駆け込み需要は確認していないとの説明であります。

次に、10款1項教育総務費に計上されたスクールソーシャルワーカー活用事業費については、その活動状況や対応しなければならない児童、生徒の実態について説明を受け、いじめや不登校傾向など、さまざまな問題を解消していくためには重要な事業であると考えことから、今後も適切な予算措置がなされるよう要請したところであります。

次に、同款2項小学校費の小学校管理費にパソコン借り上げ料736万2,000円が計上されていたことから、今後のパソコン機器設置にかかわる基本的な方針についてたまたまのところ、購入でなく、リース契約とし、その料金の範囲内で故障等の修繕も対応していきたいと考えているとの説明であります。

次に、同款5項社会教育費に計上された公民館等管理運営費に関連して、山崎地区、佐志地区、虎居地区の3つの条例公民館の今後の管理運営について、以前受けた説明によると虎居地区公民館を条例公民館として残し、山崎地区、佐志地区の2つの公民館は指定管理に移行していく予定であるとのことであったが、その進捗状況をたまたまのところ、役場新庁舎の完成後、町教育委員会事務局がそちらへ移転し、あいた宮之城文化センターをさつま町の中央公民館的な施設として位置づけることにしており、それが平成27年度になる。したがって、その年度を目標に、地元との協議を平成25年度から2年間かけて進め、理解を求めていきたいとの説明であります。

次に、同じく社会教育費に計上された、町史編さん事業費について、その発行時期をたまたまのところ、本年度から事務補助を雇用し、既刊の宮之城町史、鶴田町郷土史、薩摩町郷土史に記載されたもの以降の行政関係資料を中心に調査しており、合併10周年に当たる平成27年度発行を目指しているとの説明であります。

次に、同款6項保健体育費に計上された、宮之城、鶴田、薩摩、それぞれの給食センター管理費について、アレルギー対応給食は宮之城給食センターにおいてのみ調理できるのかたまたまのところ、鶴田と薩摩の両給食センターにおいては、その専用調理スペースは確保できないが、アレルギーを引き起こす食材を可能な限り除去するという方法で調理し、対象者に提供していきたいとの説明であります。

当委員会としては、今後も十分な配慮をされるよう要請したところであります。

次に、「議案第21号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

特定健診に関する今後の方針をたまたまのところ、平成24年1月末現在において、町全体の受診率が67.8%であり、20地区のうち15地区が目標の65%を達成している。国は来年度において特定健診受診率の目標を65%から60%に引き下げる一方、特定保健指導受診率を45%から60%に引き上げ、こちらを充実させようとしている。さつま町としては、本年度の実績を勘案し、来年度の受診率目標を特定健診は70%、特定保健指導は国並みの60%と設定し、引き続き受診率向上に努めたいとの説明であります。

次に、「議案第22号 平成25年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳出の1款1項総務管理費に計上された通信運搬費は、主に、更新された被保険者証を交付するための郵送料であります。

質疑の中で、郵送による交付は初の試みであるが、どのような手順で行うのかたまたまのと

ころ、現在の被保険者証の有効期間は本年7月末日までとなっているので、まず、7月の初めにおいて、後日郵送交付を行う旨の事前通知をはがきにより行って周知し、そのあと現物を郵送するという手順で行いたいとの説明であります。

これを受けて、被保険者は75歳以上の高齢者であり、郵送においてはさまざまなトラブルの発生が懸念されることから、確実に本人に届けられるよう万全な措置を要請したところであります。

次に、「議案第23号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出の3款1項介護予防事業費に計上された介護予防地域活動支援事業に係る委託料は、主に各地域のふれあいサロン活動支援を、さつま町社会福祉協議会に委託するための経費であります。

町社会福祉協議会による支援内容は、講師のあっせんや用具の貸し出しなどであるとの説明を受けて、ふれあいサロン活動は各地域において充実してきていることから、同協議会に委託せず、直接、各地域を支援するという方法は考えられないのかただしましたところ、町の財政負担軽減にはつながると思うが、この件については福祉課も含めて十分協議させていただきたいとのことであります。

次に、「議案第25号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

歳出の1款1項事業費に計上された積立金は、農業集落排水施設維持補修基金へ積み立てるものであります。

当施設は平成8年度に供用開始され18年目を迎えているが、他の市町村においては15年をめどに国の大規模改修事業を実施しているが、鹿児島県土地改良事業団体連合会の担当者による昨年の診断では、国の事業を導入して改修するほどの状態ではないということであったとの説明であります。

質疑の中で、今後の大規模改修に対する財源確保と基金のあり方についてただしましたところ、同施設は現在、機能低下したポンプ類は順次交換し、良好な状態に保たれているが、やはり将来に備えて、なるべく積み立てを行うように心がけているとのことであります。

最後に、「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」であります。

これは、さつま町すこやか子育て支援手当の支給を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

この制度は平成17年の新町発足当時に始まり、満18歳未満の児童を3人以上養育している世帯へ、第3子以降から月額2,500円を、対象児が満6歳に達する月まで支給するものであり、説明では廃止する理由として、中学生以下の全ての子供を支給対象とする国の児童手当制度が開始されたこと、また、当該手当の支給対象が第3子以降のみという限定的な制度であることから、さらに対象児童を広げた子育て支援策を構築していこうとすることが、その背景にあるとのことであります。

審査の中で、福祉課に対し、当該手当の支給実績と支給世帯の所得状況について資料提供を求め、この制度の効果などについて分析を行いました。資料によると、支給世帯数及び支給額は平成22年度から増加傾向にあり、本年度は259世帯に対し総額約827万円を支給することになっています。

また、この支給世帯数の所得階層区分による分類では、200万円以上300万円未満の階層が約28%と最も多く、さらに300万円未満の世帯が占める割合は、全体の約58%となって

いました。これらのデータを見る限り、当該手当の支給は、児童数の増加や子育て世帯の家計負担軽減に貢献していると判断できることから、これを廃止しようとする方針に疑問を感じ、当該手当の廃止及び今後の対応策について、特に町長の見解をただしたところであります。

答弁では、さつま町すこやか子育て支援手当の制度開始後に、これと類似した、さらに手厚い国の児童手当制度が始まったことから、さつま町独自の施策としては一定の目的を達成したと思っている。現在までに、当該手当を含めて、保育料の軽減、障害児保育、発達障害児の療育、予防接種や乳幼児医療費助成、食育の推進、こども図書館の運営、ブックスタート事業など、年間約1億3,200万円に及ぶ町単独による子育て支援策を展開してきているが、保護者などから、出産・育児に悩む母親に対する訪問相談活動、新しい予防接種の導入、医療費無料化の対象拡大など新たな施策も求められており、国の制度と類似し、多子世帯に限定した支援策は廃止して、このような真に必要な施策に切りかえていくことが非常に大事だと考えている。財政が厳しいからやめるということではなく、今よりも拡充した取り組みが必要だと考えているので御理解いただきたいとのことであります。

この答弁を受けて、委員からは、廃止に賛成する旨の意見も出されましたが、その一方で、真に必要な新しい施策が明確に示されず確定もしていない時期に、まちの子育て支援策として一定の効果が認められる当該手当を廃止するのは納得できない。地方分権の時代であり、さつま町独自の政策として財政が許す範囲で継続してほしいとの意見も出され、起立採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定した次第であります。

この決定を受けて、当委員会としては、当該手当の支給に支障がないよう適切な予算措置を強く要請しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わりますが、報告の中で直接触れなかった部分や議案についても慎重に審査を行ったところであります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○市来 修議員

今、報告を聞いておりまして感じたのが、この案件は非常に重要な案件でございまして、ましてや金銭を伴ってもおります。そういうところから慎重に論議し、やられたとは思いますが、そこあたりがもうちょっと聞き取れなかったんですが。まず初めに、この件について討論はなされたのかと、これが重要であればあるほど、そのように感じたところであります。もし、討論なしで採決に入ったのであれば、果たして、この賛成、反対、この論点はどこにあったのかと明確に把握されたのか。ここあたりをもうちょっとほしいわけでございますので、委員長の答弁を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

16番の市来議員の質問にお答えしますが、議案第7号の審議においては、所管課から説明を受けまして、次に質疑を行い、そのあと町長に対して基本的な考えをただしております。町長への質疑の中で、各委員からは質疑にとどまらず、賛成、反対、それぞれの考え方を表明する討論的な発言も出ております。その後、討論の有無について各委員にお諮りしましたが、討論を行う旨の発言はありませんでした。

そのような状況の中で、委員会としては、さきの質疑の中で委員会の中に、賛成、反対のそれぞれの意見があることが判りましたので、採決の方法を起立採決としたところでございます。採

決の結果は、先ほど報告しましたとおり賛成少数で否決すべきものと決定した次第であります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。ありませんか。（「一委員として」と発言する者あり）いや、委員長に対する質疑ですよ、これは。委員長に対する質疑であれば受け付けますけど、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第8号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」、「議案第14号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について」、「議案第17号 さつま町平川郷条例の一部改正について」、「議案第18号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について」、「議案第19号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第26号 平成25年度さつま町水道事業会計予算」及び「議案第27号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計予算」、以上の議案8件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第8号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」であります。

農業振興地域整備計画の変更などは、県知事の許可権限であり、県と連携を密にして手続を進めているが、この協議会は県内では本町のみが設置していること等もあり、委員の任期満了に合わせて協議会を廃止しようとするもので、廃止後は、これまで同様、関係機関・団体との書面協議を行うとともに部内協議などを充実させ、事案に対処していきたいとの説明であります。

次は、「議案第14号 さつま町災害復興基金条例の一部改正について」であります。

川内川河川激甚災害対策特別緊急事業が完了し、平成18年豪雨レベルの洪水に対してまでは安全安心が確保されたことから、今後は平成18年豪雨を超える洪水対策、土砂災害対策及び原子力対策などへの防災対策が重要となることから、設置目的を「復興対策や予防対策等」から「防災対策、復旧対策及び復興対策等」に改め、条例の名称を「さつま町災害対策基金条例」に改めるものであります。

次は、「議案第17号 さつま町平川郷条例の一部改正について」であります。

平川温泉施設の休館日を「第2火曜日及び第4火曜日」から「毎週火曜日」に改めるものであります。平川温泉は泉温が低く、加温に要する燃油代などが経営を圧迫している現状にあるため、指定管理者の平川郷管理組合では、運営経費を削減するため、やむを得ず開館日数を抑制することを決定されたとの説明であります。

質疑の中で、休館日を増やすことで利用者数が減少するのではないかとただしましたところ、町長の特認事項により、昨年の10月から毎週火曜日を休館日としている。昨年の9月までと、10月から本年2月までの1日当たりの平均入浴者数を比較すると、時期的な要因もあるが大きく減っていないものの、年間利用者数は毎年減少傾向にあるとのことであります。

次は、「議案第18号 さつま町鶴田農産物加工センター条例及びさつま町薩摩農産物加工センター条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、両農産物加工センターの料金体系を統一し、使用料及び利用料金の時間帯区分を、半日または1日単位から1時間単位に改めるものであります。

質疑の中で、鶴田農産物加工センターで一般的な使用をした場合における改正前後の使用料の差についてたどしましたところ、これまでは部屋の使用料に加え、加工品のでき上がりの重量等に応じた使用料も徴収しており、今回この重量等に応じた使用料を廃止することから、改正後は低料金になる。これにより使用料収入は減少することになるが、低料金である薩摩農産物加工センターの料金に統一し、整合性を図るものであるとのことであります。

次は、「議案第19号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

川内川河川激甚災害対策特別緊急事業等の築堤工事により平成21年度に廃止となった広瀬公園の代替公園が設置されることから、条例の別表に、さつま町旭町の新たな広瀬公園を追加するものであります。

日当たりもよく適地であるが、トイレの設置、植栽等は計画されなかったものかたどしましたところ、設置前に地元説明会を3回開催し、整備内容等について協議をした結果、地域では清掃など維持管理等が困難であるとのことから設置しないとのことであります。

次は、「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

6款1項農業費の肉用牛振興事業費に優良雌子牛保留対策事業補助金354万円が計上されているが、自家保留の現状についてたどしましたところ、郡保留牛は県外購買者に高値で競り落とされることから、優良牛が地元に残らない現状がある。競り市開催前の郡子牛展示品評会において保留牛に指定された子牛については、できるだけ自家保留をお願いしてきており、24年度からは補助金を増額したことなどもあり、優良雌子牛の確保が図られている。今後においても、肉用牛の改良増殖と資源確保などの観点から事業推進を図っていききたいとのことであります。

同じく、6款1項農業費のフレッシュファーマー育成事業費に青年就農給付金として9名及び1組分1,575万円が計上されているが、受給者に対する指導体制についてたどしましたところ、この制度は最長で5年間支給され、計画段階では本人と担い手育成支援室とを交えて5年間の計画書を作成し、県、町及びJAで組織するさつま町担い手育成総合支援協議会や地域振興局の職員による年1回の巡回及び指導を行う予定である。また、実績報告書を提出してもらい、その内容を検討し、場合によっては見直しも行うとのことであります。受給者にとっては魅力のある補助金ではあるが、高額で複数年にわたるため、巡回・指導体制の充実を図り、継続的な就農につながるよう努めてもらいたいとの意見が出されました。

次は、6款2項林業費の公有林整備事業費は、町有林育成のため、3団地40ヘクタールの除間伐業務委託料の2,632万5,000円が計上されています。

質疑の中で、町有林の今後の整備計画についてたどしましたところ、約800ヘクタールある経営林については、スギを80年、ヒノキを90年とする長伐期化として管理しており、現在は最大樹齢60年程度で、あと30年ほどで主伐をしなければならない。それまでの間の、おおむね10年間に1回程度の除間伐等を実施していくことになるとのことであります。

次は、7款1項商工費の商工振興事務費に小売業等店舗整備支援事業補助金10件分500万円が計上されているが、アーケードが撤去されたことにより、店の景観整備や西日対策等で改修を希望される方が多いと思われるが、予算措置は十分であるかたどしましたところ、補助金の対象者が商工会会員であることや本町地区については補助金の対象外である大型店舗等があるため、今回の予算計上額で足りるものと考えているとのことであります。

次に、８款２項道路橋梁費には、新規単年度事業として緊急雇用創出事業費８７７万円が計上されています。事業の内容は、地域からの要望の多い町道沿いののり面や路肩の樹木伐採、通勤・通学路等における支障木の伐採、老朽化した橋梁及び道路舗装状況等の巡視、点検、補修などで、通勤・通学路や観光地へのアクセス道路として頻繁に利用される公共空間の安心安全を確保するものであります。新たに失業者４名を雇用し、これらの業務に対応するとの説明であります。

次は、「議案第２６号 平成２５年度さつま町水道事業会計予算」及び「議案第２７号 平成２５年度さつま町簡易水道事業会計予算」についてであります。

４１款３項開発費には、地方公営企業法の改正に伴う平成２６年度からの会計基準の見直しによる企業会計システムのバージョンアップにかかわる経費２１９万円及び２８１万円が、それぞれの会計予算に計上されています。

最後に、観光振興について、特に町長の見解を求めたところであります。

観光振興は、行政はもちろん、観光協会の努力により推進が図られるものとする。しかしながら、今後さらなる振興を図るためには観光協会の組織を充実し、自主運営に向けた取り組みが必要と考えるが、長期的な視点に立った観光協会の自立に向けた指導、支援に対する考え方についていただきましたところ、観光振興は、観光協会という組織があり、会員の皆様の御協力をいただき推進が図られてきたものとする。あわせて行政としての役割も大きくなってきており、このような中で、現在の商工観光課と観光協会の役割を明確に区分ができない面もある。観光協会が自立し、独自にいろんな企画、立案、実施等をしながら観光振興を図ることが理想的ではある。

しかしながら、大きな観光地もなく、さつま町の形態から観光という見地に立てば、お互い協力できる面では協力する現体制が妥当と考える。ただ、観光協会自体でも自主的な取り組みの研究や収益が図られるような事業を考えていただく必要があると思うので、行政としての助言や支援等は今後も継続的に行っていきたいとの答弁であります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから建設経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○平田 昇議員

ただいまの報告についてお尋ねします。

一般会計予算の８款５項２目の社会資本整備総合交付金事業による山崎団地建てかえ事業費に関連するものです。町内の屋根瓦製造業者の方から、次のような苦情を受け取っておるんです。町が発注する今度の住宅の屋根瓦がシラス瓦に特定されていると。そのシラス瓦は町内の１業者しか製造していないので、自分たちは競争に参加できない。なぜ、１社だけの瓦に決めたのかと。シラス瓦は、値段も高いんだと、それなのに自分たちがつくる瓦は何か欠陥でもあるのかという、そういう疑問です。それをはっきり納得させてほしいという苦情です。これでは今後、私たちは会社はやっていけないと、こういう苦情を受けているわけですが、それと、この予算に関する方々にも同じ苦情を訴えているということでございましたが、どんな審査がなされたのか、審査対象となったのか、報告に出てこないから、私はお尋ねするわけですが。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

平田議員の質問にお答えいたします。

８款５項２目公営住宅整備事業費に山崎団地建設工事費が計上されていますが、この住宅は木

造2階建ての1棟5戸で計画されているとの説明を受けております。審査の過程では、これ以上の詳細の内容等については触れておりません。

〔川口 憲男議員降壇〕

○平田 昇議員

触れられなかった理由は何だろうか。業者さんが、じかに直訴されたと言ってるんですよ。本人も言ってるんです。そうでしょ、委員長。あなたを呼んでお話してもらったと、それをなぜ素通りされる形になったのか。

○議長（中尾 正男議員）

5番、川口委員長。審議の中身についての質疑と答弁でありますから。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

再度お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、建設経済といいますか、予算案に出てきましたのは公営住宅整備事業費にかかわる山崎団地建設工事費の計上であります。先ほども申し上げましたように、木造2階建て1棟5戸で計画されているということの説明についての提案説明です。その中の内容について委員会で意見等は出されなかった、そういうことです。

〔川口 憲男議員降壇〕

○平田 昇議員

私が不思議でならないのは、頭を抱え込んでる当事業者が川口委員長にも悩みを訴えたと。実はこうじゃないですかということを訴えたら、そのとおりだと、公正でなければならないということまで言われたと。なのに、なぜ、こうした報告で終わっているのか、それを聞きたかったわけです。聞きたいわけですよ。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

平田議員にお答えいたします。

先ほどから申し上げますように、公営住宅整備事業費6,700万円だったのですかね、これについて内容説明を受けております。今おっしゃるように、個人的にそういう話がありました。しかし、この中でそこを追求するということは、中身の続行は、入札がどうなるのか、何がどうなるのかというのはこれからの話で、私たち委員会の中ではそういうところまでは審査はしておりません。

以上です。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第5号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」及び「議案第6号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第5号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」及び「議案第6号 さつま町一般廃棄物処理施設等維持補修基金条例の廃止について」の議案2件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」討論を行います。討論はありませんか。

16番、市来議員。まず、原案に賛成者の発言を許します。失礼しました。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

議案7号についての賛成討論を行います。

すこやか子育て支援手当について、振り返りますと、国としては平成22年3月以前、月額ありますが3歳未満に1万円、3歳以上から小学校修了前第1子と第2子、これに5,000円、3歳以上から小学校修了前第3子以降は1万円となっております。本町とされましては第3子以降1万円では家計への負担が大きいということで、平成17年から第3子2,500円、第4子5,000円、第5子以上に7,500円と条例を制定されたのであります。

国のほうとされましては数回にわたり改正され、現在では3歳未満に1万5,000円、3歳以上から小学校修了前1子、2子に1万円、3歳以上から小学校修了前第3子以降は1万5,000円となって非常に手厚くなったのであります。

今回、廃止することは町長も申し述べておられますが、財政が厳しいからやめるというのではない。ここで一例を挙げますと、ひとり親への支援ということでありますが、母親だけの世帯数は本町には251世帯あります。父親だけの世帯数が65世帯、計316世帯あるのであります。これは18歳未満の子供を養育されている家庭でございます。この世帯で近年に大きな問題となっておりますが、それは引きこもり、子供が引きこもるんですね。不登校、夜間の徘徊、つまりさまよい歩くわけですね夜間に。これらが右肩上がりが増えておるのであります。

最近には子供たちに予想もしない犯罪が起きております。例えば、子供が親を殺す、このようなことは我がまちに決して起こってはなりません。町長も申し述べておられますが、相談活動ということでこういうことに今から取り組んでいくんだと。まだ、ほかにもございますが。だから、これを廃止するんだという理由にもなっております。

委員会とされましては町長の施策が明確にされていないと、しかしながら、今回の予算は、今度、町長選挙も控えておりますので、骨格予算であるということをご理解をいただきたい。議会といたしましても行財政改革特別委員会を設置し、執行部に改革をいろいろと申し述べてきております。そういうことで、今回の第7号議案も行財政改革をなす立派な議案ではありませんか。議員の皆さんの、角度を変えて広い視野で決断くださることを申し述べて、私の賛成討論を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

次に、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

私は、「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」反対の立場から討論を行います。

町長は今定例会における施政方針で、子供すこやか育成宣言の取り組みについては、「子供を育てるならさつま町で」を合い言葉に、これまで新たな子育て支援や育児支援活動を推進してこられたとのことで、この件については私も賛成いたしましたし評価をいたしております。

しかし、今回、事前に議会に説明することなく突然提出された議案第7号の条例廃止については理解しがたく納得いかないであります。平成17年度と比較すると、支給金額は単価の変更もあり金額が減ったものの、当初予算額の推移を見ると、このところ年々増加しており、1家庭の子供の数や件数が年々増えている状況がわかります。

また、この支援手当を受給されている世帯の内訳は、所得が100万円未満が32世帯、100万円以上200万円未満が46世帯、200万円以上300万円未満が73世帯であり、所得の300万円未満が受給者全体の約60%となっております。

子供の数が増えることで家計の負担が増えるのは、皆さんも十分わかっておられると思います。近年、若い子育て世帯は、2人までは今の所得内で育てる自信はあっても、3人目となると、将来の生活を考えると不安であるということも聞いております。

また、子供が多くなることで病気や行事などのたびに職場を休むことが多くなります。民間会社ではほとんどが日給計算ですから、当然、収入が減り、家計に及ぼす影響が大きくなります。これまで、こういう町の子育て支援に対して感謝され、心待ちにされている方もおられるのに、対象者に事前の説明もなく、いきなり廃止するやり方はとても賛成できないのであります。

この子育て支援を、これまで町が先行して実施し、新たに国の政策が出てきたときも支給額を減額して続行されてきております。今後は後期基本計画の27年度までは所得制限額を設けてでも続行するやり方や、スクラップ・アンド・ビルドを言われるのであれば、せめて新しい制度へ移行するまで継続すべきであると思うのです。

町長が一番心配されていると話された人口減少を食いとめるための子育て支援策として、この手当支給は一定の成果を上げていると思いますので、子育て日本一に向けた本条例を今定例会で廃止することに私は反対です。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、私の反対討論を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

次に、原案に賛成者の発言があれば許します。（発言する者あり）順番でいきますから。原案に賛成者の討論があれば許します。条例の廃止に賛成の方、原案賛成というのはそういう意味です。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私は、すこやか子育て支援手当支給条例の廃止に賛成します。

この条例は町の政策として、子育て支援をする、子育てを支援することにより子供が増える。この人口増がやがて立派なまちづくりにつながることを目指して制定されたものでした。子供

1人当たり月額1万3,000円、総額3億6,000万円となる壮大な政策でございました。政権が自由民主党にかわって金額に多少の変動はあっても、児童手当として、さつま町としては3億8,000万円という支援策がされています。町単独の子供支援手当は総額にして約820万円ですが、この45倍もの金額を子育て中の世帯に支給されているのに、この国の政策と重ねて、貴重な町一般財源を支給する必要があるのか、これがこの条例を廃止しようとする理由の一つ。

また、このすこやか子育て支援手当は3人以上の児童、つまり児童福祉法で定める満18歳未満の子供を持つ世帯を対象に支給されるものであり、所得に制限はないため、所得が500万円を超える家族でも21人が支給を受けている。その一方では、所得が低いのに子供2人までの世帯には支給されていない。福祉政策に、低所得者、弱者の立場にある方々への配慮を欠いてはならない。この議案が、福祉の手違い、矛盾を取り除こうとするのが目的であることを私たちは理解しなければならない。

条例廃止に賛成する理由、もう一つ、これまで私たちさつま町議会は、執行部に対して事務事業の見直し、筋を通すための政治の改革を迫り、それを期待してきました。今回の進め方は、取り組みは拙速な面はあった、確かに。が、このスクラップ・アンド・ビルドに決断を下したこと、さらに、今回の条例廃止は単に予算のカットではないんだと、新しい政策を構築するためのものだという説明を理解すべきである。指摘どおり、当案件の展開が拙速であったことは認め、反省は求めます。

また、選挙という大事なときを目前にされている議員諸公が、今回の議案である条例の廃止に対する自分自身の対処の仕方に町内からの不満の声が出ること等を予測され、苦慮されることは理解します。

しかし、町民の良識が議会に期待するものは何か、是々非々を貫く公明正大な議会の活動であります。議員諸公の決断を期待します。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○麥田 博稔議員

私は、「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」反対の立場から討論させていただきます。

私たちのまちは総合振興計画の後期計画の中で、子育ての課題を、近年、育児への負担や不安を感じる人が増えてきています。子育て家庭が楽しさや喜びを実感し、将来を担う子供たちが心豊かで健やかに育つことは社会を豊かにするために必要なことだと捉え、基本方向を子供たちの視点から考えると、健やかに生まれ育ち、大人になって安心して子供を生み、健やかに育てることのできる地域社会づくりを目指します。また、家庭からの視点で考えると、子育て家庭が夢を持ち、喜びを実感できる地域社会づくりを推進しますとうたっています。

そして、その目標に向かって、先ほど委員長の報告にあったように保育料の軽減、乳幼児医療費助成、発達障害児の療育など、年間約1億3,200万円の町単独事業を行っています。

今回の審査の中で、国も児童手当など似たような施策を打ち出した。これからは真に必要な施策に切りかえていきたいとの答弁がありました。私は、町単独事業や国の手当は役場職員の人も恩恵を受けている。そのような制度ができたから廃止ということであれば、職員の子供扶養手当16歳まで1人6,500円、16歳以上22歳まで1人1万1,500円についてはどうなんで

すかと問いたい気持ちです。

すこやか子育て支援手当は、ご存知のように満18歳未満の子供を3人以上養育している世帯へ、3人目から6歳に達する月まで1人2,500円、受給者全体で年間総額約827万円、職員の子供扶養手当は年間総額約3,600万円、また3人以上子供のいる職員の方もすこやか子育て支援手当はもらえます。全体の奉仕者と宣誓して職員になった人たちが、町民への条例についてはすぐ廃止する、私はここが理解できません。

また、先ほど委員長報告や柏木議員のほうからの討論にありましたように、受給者の内訳は年間所得100万円未満の人が32世帯、100万円から200万円の人が46世帯、200万円から300万円の人が73世帯で、年収300万円以下の世帯が151世帯であります。このことは、ゼロ歳児の保育園への入所申し込みが増えていることから理解できると思います。働かなければ生活できないのです。

町長は、森山議員の「さつま町の今後の課題は」という質問に、第一に人口減少と地域の活性化を上げられました。私も全く同感でありますし、議員の皆様方も同じだと思います。だから、一般質問等で定住対策や地域活性化についての質問、提案が何回もあったのだと思います。

議員の皆さん、年収100万円以下で必死に子供を3人育てている若い夫婦のことを考えてみてください。月額2,500円、たかが2,500円ととるか、されど2,500円ととるか。私には、たかがとはとても思えません。2,500円もらえるから子供を生むという人はいないでしょう。しかし、そのような人たちを少しでも支援することが、「子供を育てるならさつま町」につながるのではないのでしょうか。私は、政治、政の目標の一つは、弱いところに光を当てることではないかと思っています。子育てを支援することや教育に力を入れることが、さつま町の未来を切り開く力になると私は信じています。

新たな子育て支援策を6月議会には提案したいとのことですが、それが決まるまで3カ月、予算で約210万円ぐらい必要になるかと思いますが、議員の皆様方には、ぜひ、私の考えに賛同していただきますようお願いいたします、反対討論を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

次に、原案に賛成の方があれば討論を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

私は、「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいままで、賛成、反対について、討論の内容で始終出てきましたが、審議の過程の中で、このことについて町長の答弁の中で、今よりもいい案を出すんだと、だから、あとしばらくの数カ月間、待っていただけませんかということでございました。この議案は17年ですか、設立されて、その後、やはり子育てには、ただいま反対の方、賛成の方からの討論から出てまいりましたが、私は町長のこれからまだいい案を出すということは、この案件には非常に広い範囲がある条例であるところのように考えております。

それはなぜかちゅうと、ことしの中央高校の普通校の80人の枠に42名しかそれに該当しなかったという大きな学力の問題がございました。私たちはこの議会の中で、特に子育ての中では学力向上ということを非常に力説しております。そのことを考えた場合には、これから私は今以上の案が出てくるというのには、いろんな教育の学力向上に対する、今度は内容のいいのが出てくるのではないかとこのように考え、この子育て本案に対する廃止について賛成をさせていただきます。

きました。

どうか、皆さん方もそういう内容の深さも考えて、ひとつ御賛同いただきますようお願いし、賛成討論とさせていただきます。

〔内田 芳博議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

次に、原案に反対者の討論があれば許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで討論を終わります。

変則なところでありますが、あとの流れが、ちょっと休憩がとりづらいところに来ていると思っておりますから、ここでしばらく休憩いたします。再開は、おおむね3時5分とします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」をこれから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決をいたします。（「議長、異議あり。起立ですか」と発言する者あり）本案に対する文教厚生常任委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（「議長、異議があります。意見、いいですか」と発言する者あり）市来議員。

○市来 修議員

私は、起立ではなくして、無記名投票で要望いたします。動議であります。

○議長（中尾 正男議員）

ちょっと待ってくださいね。議長が先に起立によって採決をすることを宣告いたしまして、次のところに入ってきてますから、動議が成立、今の要求が成立するかどうか。局長に精査させます。しばらく休憩します。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時22分

○議長（中尾 正男議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号について賛成者の方は起立願います。確認をさせます。確認をしてください。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立少数です。よって、「議案第7号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」は否決されました。

次に、「議案第8号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」から「議案第19号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案12件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案12件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第8号 さつま町農業振興地域整備促進協議会条例の廃止について」から「議案第19号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案12件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立多数です。よって、「議案第20号 平成25年度さつま町一般会計予算」は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第21号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第27号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案7件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案7件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第21号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第27号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案7件は、各

委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第24「議案第31号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」、日程第25「議案第32号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第26「議案第33号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第27「議案第34号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第28「議案第35号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第29「議案第36号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第24「議案第31号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」から日程第29「議案第36号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第31号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」についてであります。

今回の補正は、全体的には執行残の減額補正となりますが、予算の調整により後年度に備えての基金積み増しや、国の平成24年度予備費と補正予算の事業採択を受けまして補正するものであります。

財政管理費に要する経費と財政調整基金費、学校管理費、行政管理費、県営土地改良事業費、公営住宅整備事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,738万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億2,016万9,000円とするものであります。

次に、「議案第32号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、保険給付費及び保険事業費並びにその他の所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,580万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,377万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第33号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、保険事業費等に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ519万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億979万2,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第34号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

今回の補正は、介護保険給付費準備基金に要する経費及び特定入所者、介護サービス費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,086万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,700万1,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第35号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、一般管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,187万1,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第36号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、農業集落排水事業施設の管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,730万7,000円にしようとするものであります。

内容につきましてはそれぞれ所管の課長に説明させますので、御審議のほどお願いを申し上げます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第31号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第32号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

引き続きまして、「議案第33号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

続きまして、「議案第34号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

続きまして、「議案第35号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、「議案第36号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの議案6件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○楠木園洋一議員

一般会計の61ページの土木費の中の、この急傾斜地崩壊対策事業、減額1,450万円、そしてこれがまた、今度は繰越明許費があるんだけど、こんなふうにかえられるのかですね。これはもう事業の残なのか、これをまた繰越明許費にされたのか、1,450万円を。これはもう減額だけであって、また別枠ですかね、これ。この事業の1,450万円ですよ。

○建設課長（三浦 広幸君）

8款3項河川費の2目河川改修費、1,450万円の減額でございますが、これは当初、予定として5地区ぐらい上げておりましたけれども、県の事業費が3地区で来たものですから、2地区が採択されなかったということで、その分の測量設計業務と、それから工事請負費の減額でございます。

あと、繰越明許費につきましては、県単急傾斜地崩壊対策事業というのは県の単独事業でございます。県のほうにおいても梅雨時季、あるいは台風時季が過ぎたあとに各県内各地からの災害急傾斜を集計いたしまして、それを県議会の9月議会、あるいは12月議会にかけてから予算確定をした上で補助金を流すものですから、結果的に事業執行が補助金確定後、事業執行とすることになるものですから、測量設計業務なんかから遅れまして、遅れましてちゅうか、補助金の内示や確定が県議会が済んでから来るものですから、結果的に繰り越すことになっております。

以上です。

○楠木園洋一議員

この採択の条件、これは申し込み順番にやるのか。そのもう危ないちゅうて何回も言うんだけど、それ遅かったとか言われるけど、どれでその採択されるんですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

この採択基準というのが、高さが5メートル以上、災害急傾斜の場合、県単急傾斜地崩壊対策事業の場合、保全人家が1戸で公共施設がある場合となります。

先ほども言いましたとおり、災害後、例えば裏山が崩れて住家に来ていると。例えば、倉庫に来てるとか、あるいは車庫に来てるとか、そういうのは対象にならないと。住んでいる家に崩土があった場合に採択されるということになっております。

県内でもこういう急傾斜の箇所は結構多いと。そういうことで、先ほど言いましたとおり県単事業でございますので、それぞれ被害報告はありますけれども、それを役場のほうで集計をし、さらにそれを県の砂防課が県内全部のやつを見まして、精査した上で決定するということで、順番とかそれじゃなくて、危ない箇所から順次採択していくということでございます。

○楠木園洋一議員

この前、危ないちゅうて行ったら、申し込みが遅かったって言われたもんだから。せつかく、本人もやるとなって、今まではちょっと危険地域になってるんですよ。ほんでちゃんとやる気になって行ったら、申し込みが遅かったからできない。本人はもう、そうなるんですけど、そこはどうなのかつち聞かれたもんだから。せつかくもうやる気になって、今まで、危険区域なんですよ。ほいで、住宅も危ないっち。もうこのごろは雨が相当降るからちゅうことで申し込み行ったら、いや、申し込みが遅かったからできない。そういうことがあるのかなと思ったもんですから。どうなんですかね。

○建設課長（三浦 広幸君）

申し込みが遅かったということでございますが、結局、我々は災害と一緒に大きな異常気象、台風とかあるいは大雨とか、災害が発生するような降雨のあとに、そういうのを受け付けており

ます。恐らく、遅かったというのは、そういうのがあって期間が置かれたというふうに認識しておりますが。危険であればすぐに来られて、それを我々は、土砂災害ですから、すぐに報告するわけですから、それをもって、先ほど言いましたとおり、被害の状況を見て採択するということでございますので、そこら辺の遅かったとかその辺が、ちょっとはつきりわかりません。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

71ページ、小学校費のところ、ちょっと確認をさしてください。

財政課長の説明の中で、学校教育施設地震補強整備事業で求名小の体育館の屋根の改修ということでしたんですが、これのほかに、財政課長の言葉の中に旧講堂の解体というのがあったんですけども、それが入ったと私は感じたんですけど。その説明と、ここのこの体育館の解体をされた跡地利用、どういうふうに教育委員会としても考えられているのか。

それともう1点、国民健康保険事業会計の予算といいますか、最終的確認はないんですけど、委員長説明の中に、特定健診の最終的なのが平成24年1月で67.8%あって、20地区の中の15地区が65%を達成したと。最終的結果が出てるのなら、先ほどお示しされたですかね。

その2点をちょっとお伺いします。

○教委総務課長（山口 正展君）

小学校費の関係でございますが、求名小学校屋内運動場の耐震工事の関係でございますが、工事の内容につきましては、耐震補強の工事、これは体育館の屋根の改修工事でございます。それと、大規模改造工事が入っておりまして、これは体育館の床の内部の改修、それから外部の外壁の改修、電気設備等の改修でございます。それに、旧講堂の解体工事ということで入っておりますが、これは昭和36年度に建設をされまして52年が経過をしております、379平米ございますが、ちょうど体育館の北側のほうにありまして非常に危険な建物でございまして、児童がそばに行ったら入ったりすれば非常に危ないということで、今回、この講堂を解体をいたしまして、その解体した跡地使用しながら、この体育館の改修工事をしていきたいというふうに考えております。

それから、跡地の利用についてでございますが、ちょうど小学校の上のほうに旧小学校が建っていた敷地がございまして、そこは社会教育施設として、今スポーツ少年団とかいろいろ使用しております。また、小学校の運動会とか校区の運動会ときにはそこを駐車場として使っておりますので、今後は社会体育施設の利用施設ということで使っていきたいというふうに考えております。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

平成24年度の特定健診につきましては、今一番の新しい数字としましては67.8%で、報告がありましたように、20地区のうち15地区が目標達成をしているということで。あと3月末、最終的に国のいろんな数値等も含むと、ことしの秋ごろが最終的な数字が出るということで。ただ、地区への報奨金等もありましたので、その分については町の考え方として4月末をもって出しまして、そういうことも執行していきたいというふうに思っております。

あと、今出てないのは、町内において対象者が入院とか、それから病院にかかっていらっしゃるとか、いろんな方がありますので、そういう方々を引いていきますと分母のほうが少なくなりますので、検診率は上がってくるということでございます。

○川口 憲男議員

財政課長に1点だけ。財政課のほうでちょっと確認いたしましたが、20ページの財産売り払

い収入、立木売り払い収入1,120万8,000円が計上されております。この中身が、ちょっともう聞いてるところなんですけれども。最初、払い出すところの計画ができてないから繰越明許等ができなかったのか。いずれにしても、もう目的的に出せるような状況があるんですが。そこらあたりは、もうはっきりとこの分の幾らかは出せるということができてるのか。例えば、金額を出せば、350万円はこの中のお金が行くんだということであれば、何らかの形でこういう繰越明許ができなかったのか、そのところの話をちょっとお聞きしたいんですが。

○財政課長（下市 真義君）

財産売り払い収入の中に立木売り払い収入ということで1,120万8,000円計上いたしておりますけれども、これにつきましては町有林の、いわゆる間伐材の売り払い関係が592万2,000円。あと鶴田小中学校の、これまで学校林として、いわゆる分収造林として管理されておった分が、まあいわば売れたということで、営林署と相手方が町長との契約だったということで、当然、売り払いの収入は町に一旦入れるべきということで、もう既に収入が入ってきておりますので、一旦ここで受け入れをいたしまして、あとは教育委員会のほうといろいろ協議をされたみたいですが、学校あるいはPTAのほうと、これの使途についてまだ定まらないということで。当然、いわゆる特財扱いみたいな収入でありますので、とりあえず24年度としては受け入れて、当然一般財源となりますので、25年度においてそこらあたりが明確になればまた教育委員会のほうから要求があるでしょうから、その時点では一般財源で財源を措置するという運びになろうかと考えておるところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

26ページの行政管理のところの流れの中で、退職手当組合負担金基金を3,000万円、今回補正をとということでございますけれども。

私たちの任期も、もう少しでございます。もちろん町長もそういう時期に来るわけですが、新しい議会、新しい町長も生まれるわけでございますが、私も落選すればこういう質問はできませんので最後になると思いますので、町長の見解を聞いてみたいと思います。

運よく、きょう新聞を見たら、宮崎県の知事が特別職の退職金の見直しをやっていくということが大きく南日本新聞に載っていたのを読みまして、まさにこれは今の国の流れ、県もですけれども、我々この市町村もこういう流れが一番大事じゃないのかなということもつくづく私は感じながら文面を読んだんですけれども、あの流れの中で、宮崎県の知事は有識者会議をもって議論をしてもらって、減額の方にもっていくんだということを具体的に申して、新聞に載っております。

ああいう文面を見たときに、私は前の井上町長のときもこのことにはちょっと触れて一般質問をしたこともあるんですけれども。鹿児島県は伊藤知事以下、そういう言葉ちゅうのは全然、会議の中で出ないものか。それとまた、町長なんか県の町村会等に行ったときに、お互いに各市町村の首長あたりも、こういうところには全然、話題といいますか、話は出ないものですか。そこあたりを、町長は今まで4年されて、会議に行かれて、こういう御時世の中にこういうところが出ないものか。そこらあたりの流れちゅうのを、町長の考えていらっしゃることを話をさせていただければありがたいと思いますけど。

○総務課長（紺屋 一幸君）

退職手当の積立金に関連してのお尋ねでございますけれども、本町の場合は総合事務組合に入っておりますので、そこで特別職を含めて職員の退職金の取り扱いについては規定をされている

ということでございます。

総合事務組合の役員とか、そういったところでの協議がどんな形でされているかというのはちょっと把握してないところでございますけれども、私どもとしましては、そこで規定されております率に基づいて支給がなされるということで、私どもが単独で、例えば引き下げを行うとか、そういったことは今のところ難しいというか、実質できないということで把握してるところでございます。

○新改 幸一議員

私はそこのところを言っているわけじゃないんですよ。こういう大変厳しい財政という言葉がちょくちょく出てくる中に、こういう宮崎県の知事さんあたりは特別職からきちっと退職手当を減額の方角にもって議論をしていくんだというのが新聞に載る。こういうのが載ったもんですから、きょうの新聞を見たときに。こういうのは流れるに鹿児島県、また町長が1期4年されて、いろんな県の会議の中に出たときそういうような話題にも全然出てこないもんですか。そこんことをちょっと聞きたかったということでございます。

○町長（日高 政勝君）

私は、基本的にお答えしますが、町長に立候補する自体から財政が厳しいということで、やっぱり行革を進める、そのためには人件費と公債費だと、主な原因はですね。そういうことで、隗より始めよということで、4年間、20%ずっと減額をいたしてきました。約1,000万近くなると思うんですね。

そういうことで、この退手の問題についてはそれぞれ各市町村長のお考えですから、それをみんなで総合事務組合の中で議論をしてるわけですが、特別職、一般職、その中で。それぞれが私個人で、どうしますよ、ということは、我々集まってそういうことを議題にするあれば特になんかあります。ただ、一般的な政治的な課題とか、それについては一生懸命にやりますけど、そういう一部事務組合の構成員でも議員でもないですので、特になんかあります。そこはそれぞれの判断で、そういう話題が出れば、それぞれの市町村長の考え方が出てくるかと思うんですが、今のところはそういう場面が出る機会はないですね。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

財政課長に1点と、あと関係者の方にちょっとお伺いしたいんですが。21ページ、一般廃棄物の処理の維持補修基金の繰り入れ、これが7万6,000円ですか、きょう入ってますけれども、一応きょう議決をしたんですね。それで、議長に行って、議長から町長のほうに行けば3日ぐらいのうちに送付しなさいとなっておりますから、まだ行ってない。それで、ここ見ると公布の日から施行するということで、町長はそれを受けてすぐ公布をされると、一般町民に知らせると、あそこに張り出して。それで、事務手続上、こうしてきょうまた議決するんですが、決まっても解約をしないからいいと捉えていいのかどうか、そこを事務手続のことをお伺いしておきます。

それから、会計課長はいらっしゃいませんのでちょっと町長にお伺いしますが、32ページ、2款1項18目の財政調整基金の積立金、これが1億9,900万円ですね。そして、積みますとこの前32億ぐらい、それでいろいろ取り崩されるでしょうけれども、これまでいくと34億ぐらい、ざっとなるような感じがしますが。当初予算で一時借入金を15億円を限度ということで、この財政のあり方として、結局、一時借り入れもその預金よりも利子が高いわけですね。だから、自分のうちに金があれば貯金をするよりもその預金の財政調整基金で金操りをしたら、

その利息分がちょっと浮くんじゃないかなという感じがするんですけども。というのが、先ほど建設経済だったですかね、3億円貸して1,080万ぐらいの、何年間かで利息が節約できたということですから、今までは単に一借で工面をしてましたけれども、財調がこれだけあれば自分のうちのお金で、結局国から県からの交付金、補助金がある間のやりくりをしたらどうなのかという考えを、どのようにお考えなのか。

それから、49ページの6款1項5目過疎地域等自立活性化推進交付金事業ですけど、今度国の交付金事業でこれは100%ですけども、あとを調べてみますと、2分の1とか3分の1とか、とにかく過疎地域にとっては非常にいい補助ができたような感じがします。今度はこれが1件だけですけども、ほかに事業的に私たちのまちでも対応ができると言うか、まだ使えるやつがあるのか。それから、60ページの8款2項3目のこの道路ストック事業も、国の補正ができてきて、これは橋梁の強靱化とかいろいろ言われて、私たちのまちもいろんなそういう計画もつくってますけれど、その辺がうまく合致すれば、自分たちのまちのお金を使わなくても国の補助で何とかできると思うんですけど、その辺はどうなってるのかお伺いします。

それから、国民健康保険事業について、基金を今度6,740万円ですか、繰り入れるということですが、2年ぐらい前ですかね、1億7,000万円ぐらい繰り入れて、そいで残が3億ぐらいあったですかね、あって、それでこれをすると2億四、五千万となるんですけども。基金の残高については、普通言われているのが給付金の3カ月分ぐらいとなると、とてもじゃないけど足りない。それで、これからこのように取り崩していくと、何年かあとには国保はパンクするという事態がくるんですけども、その辺をどのようにお考えなのか。だから、今度はいろいろ給付等が減ってますけれども、これは例年に比べてどうなのか。今、健康増進課でも一生懸命いろんな健康づくり事業に取り組まれていますけれども、その辺をどのように捉えられているのか。

それと、20ページの人間ドック。予算に対して非常に執行率が悪くて、私も24年度は行けなかったんですが、その辺をどのように捉えられているのか。それから、後期高齢者のほうの9ページは、ほぼ全然使われてないと。287万円計画をして39万円しか執行されてないという状況ですけども。人間ドックに対して、やはり、できれば早く行ってもらって、早いうちに発見されて治療ができれば、あとの医療費というのは軽減されると思うんですけど、その辺をどのように捉えられているのかをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

私のほうでお答えする分については先にさせていただきます。

まず、基金が総体では60億ぐらいになってますけれども、やはり、一時借入金というのは年度末の、いわゆる出納期間の期間ですから、例えば、この期間に、いわゆる資金収支として現金が一般会計としてあれば、運営は当然として基金の運用はあれですが。なかなか基金については、条例上、部内で運用ができるような条例の規定を、細則を決めてやらないと。例えば、利子を何%で貸せるとか。その辺のどこをびしゃっとやらんと、この財政調整基金にしても、突発的なことがありますので、場合によっては取り崩しをしたら利子がまたどんと下がるとか、いろんな事情がありますので、それぞれの資金運用については、その時期時期でよう考えてやらないといけないというのがありますし、条例上の規定というのがありますので、その辺をしっかり整備しない限りはちょっと難しいと考えております。

○財政課長（下市 真義君）

一般廃棄物の基金の取り崩しの関係での御質問にお答えいたしたいと思います。基本的には、補正予算が成立して効力が発生するのはいつかということですが、予算の効力が発生するのは議会の議決があったときからということで、自治法の第219条による、議長からの議決の通知書

の送付がなくても当該の補正予算は成立したのでこれをすぐ執行することができるという見解が出ております。

○企画課長（湯下 吉郎君）

過疎集落等の自立支援緊急対策事業の、この10分の10の事業でございますが、これについては国の補正によりまして緊急的に事業がないかということでございました。その中で、この過疎集落地域におきましては集落の高齢化等の進行によりまして、いろんな医療、生活、それから農林、集落機能の維持活性化と、幅広く応募がございました。その中で取り組める団体というのは、住民団体、それから市町村、それから商工会とか社会福祉協議会、いろいろございましたけれども、その中で、今これが梅のブランド化による地域戦略の事業ということで、梅の再生を掲げておりますが、国全体で15億円ということで1団体5,000万円となっておりますけれども、非常に国全体から見ると厳しいということで、この1,000万円についても、さつま町もほかに里山再生ということで有害鳥獣対策とかそういうのを盛り込んで応募いたしました、県内でも七十数件の応募があったということであります。もちろん、10分の10でありますから非常に高率でいいということで、さつま町も緊急的に関係課長集めて、そして協議をいたしました。そのような中で採択されたのが1,000万円ということでございましたので、今後こうした有益な事業がある場合は早速緊急的な会議をしたり、または住民との協議をしながら進めていくということでございまして、今回は、もう1件もないだろう、と言われた中で1,000万がついたという現状であります。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

まず、国保の関係の基金の関係でございますが、御指摘のとおり、今回6,740万円を取り崩しております。現在、3億9,24万3,000円が今回の取り崩しで、2億4,184万3,000円ということになるわけでございますけれども、実際、23年度も取り崩しを行っております。1億6,952万円です。

国保財政の構造というのが、なかなか難しい面がありまして、過去3年間の状況等が本年度の交付金とか、国庫支出金とか、昨年度の状況が今年度に反映されるとかですね。今度はそれを反映したときに、じゃあ、ことしはまた異常に医療費が上がったとかしたときに不足する部分等が出てくるわけですが、

基金につきましては、国保財政の健全な運営に資するため地方自治法の241条第1項の規定に基づきまして、保険給付に要する費用に不足を生じたときの財源に充てるためということで蓄えているわけですが、この基金の目安というのが、今回取り崩しに当たって調べてみましたところ、過去私も宮之城町るとき、7、8年おったときに、給付費の3カ月分ということで記憶してたんですが、それが厚労省の指導として、もう現在は数値が置かれていないというのが判明いたしました。そのあとには過去3年間の平均給付費の5%相当とかそういう数字もありましたけど、現在はこういう御時世を踏まえまして、十分な額を積み立てることということで、予算編成の留意点に書かれているということでございます。ただ、5%相当と比較しますと1億4,000万円ということで、それと比較しますと残額は2億4千万円ですので、そういう額の対比はできるということでございます。

ただ、国保の財政運営の指針にもなりますので、安定的な十分な基金が望ましいのでありまして、所要の基金の造成には努めていきたいというふうに思っております。

それから、保健事業の関係でございますが、人間ドックにおきましては予算に対して執行が少ない額でありますけれども、これまで人間ドックの一般助成、それからペットドック、計画しておりますが、条件等は結構ついておりまして、前年度に特定健診を受けた者とか、それから5歳刻

みとか、そういうのがありますので、今回それらの要件を緩和する形で執行したいというふうに思っておりますし、それから、国保運協でもいろいろ話題にも上がりましたので、人間ドック以外の、ペットドック以外の、例えば脳ドックとか、そこら辺も研究してみたいというふうに思っております。

同じく、後期高齢者の保健事業につきましても、県広域連合からの受託事業でありますけど、そういった条件的なものについて周知啓発も図りながら、もう少し受けやすい形で実施していきたいというふうに考えております。

○**麥田 博稔議員**

議長、3番。

○**議長（中尾 正男議員）**

ちょっとお待ちください。

時間が押しておりますので、ここであらかじめ本日の会議を、時間を延長して開きたいと思えます。本日の会議は、日程が全部終了するまで本会議を開きたいと思えますので、よろしくお願いします。

3番 麥田議員。

○**麥田 博稔議員**

町長にもう一遍お伺いします。私は60億円の全体の基金をちゅうことじゃないんですよ。ほかのやつは目的基金ですから。町長が使われたら、結局安定して繰り入れができるような施策を何だかんだち書いてありますので、できないと思うんですけど、財調のほうで財政のそっちでいけるからできないのかなあち思ったりしたもんですから。ただ、だから会計課のやり方が面倒くさくなるのか、それと今町長が言われたように、その金利がどんと下がるというようなことがあれば別ですけども、何か年度末に向けてそういう1年間の預け入れを何とかしたら繰り入れていけるのかなと思ったもんだから。ほかの基金は目的基金ですから、財調だけで何とかできんかなというような気持ちがしたんですけど。

○**町長（日高 政勝君）**

例えば特別基金であっても何か条例をして、例えばこの開発公社が今3億円の一般会計で無利子で1年間の限りでやりとりをしておりますけれども、結果的に相当な利子の軽減につながってるわけでありまして。そのような形で財政調整基金を運用するとなりますと、財調の基金はそれぞれの条例で充当をすることについては決まっておりますので、その辺の資金運用として、それを活用するとなると、それなりのまた条例の改正なり、あるいは規則の整備とかそういうものも必要かと思っておりますので。その辺はまた、できないことはないと思うんですけども、こちら辺についてはあります。

○**麥田 博稔議員**

会計課長ですか、お見えになられましたので、今までずっと資金繰りをされたと思うんですけど、どのようなお考えなのか。

○**会計課長（北原 美義君）**

資金運用の関係での質問であるかと思いますが、年度末になりますと、確かに一時借入金で起債を借り入れるまでのつなぎということで、あるいは、各、国、県からの補助金等の入るまでの支払いの資金ということで、一般会計で15億円、国保のほうで5億円、借り入れをして実施をいたしております。

今、低金利の時代でございまして、借り入れのほうも以前としますと、今回実施しましたのが各金融機関に入札をして行ったんですが、0.11%です。例えば財調等を繰り替え運用します

と、それに利子をつけてということになりますので。ただし、それ以下でも、大体財調が1億から3億までが0.07%、3億以上が0.08%ということです、預金利子がです。0.11%ですから、これは1年間の定期でそれだけの利子です。ただし、繰り替え運用をすることになりますと、9カ月とか10カ月とかという形での1年間未満の定期になりますので、その辺の金利がかなり下がってくるということになりますと、今の金利のこういう状態では、一借のほうは十分町のほうには全体的にみますと得になっているのかなというふうに考えているところです。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○木下 賢治議員

財政課長にお尋ねしますが、国の経済対策の補正に関連なんです、16ページのほうにまとめて入りの部分は上がっているわけですが、事業費ベースでまとめてあれば、幾らぐらいの額になるのか教えていただきたいということ。

それと、当然、鹿児島県にもこういう補正で交付金なり等が来ると思うんですが、県が実際実施する場合に、直営としてやる部分とそれぞれの市町村に事業を任せる部分とがあるかと思うんですが、そこはそれぞれの市町村からの要望が出されるものか。今後のそういう事業を進めるに当たっての県からの説明があったら教えていただきたいということであり、その点だけ教えていただきたい。

○財政課長（下市 真義君）

今回の国の予備費、あるいはまた補正予算に係る事業採択でございますけれども、それぞれの主管課ごとに県のほうから打診があつて、これまで計画として上がっていた、例えば求名小の危険校舎の関係とかそういった関係、あるいはまた上向西団地の外壁の塗装とか、そういった部分については計画の中で前倒しをしないかという打診があつて、その分については、今度は補助の裏が打てるかと、起債がきくか、あるいは補助金が100%くればもちろんいいんですが、例えば、総点検の関係は65%とか、上向西団地の関係は2分の1の補助とかそういう補助率です、その裏を有利な起債ができる分についてはオッケーよということで県のほうに返事をしてくださいということで。今申しました点検ストック、あるいはまた公営住宅の改修については地域の元気の交付金、これが充当できると、補助残の8割分が充当できるということで、計上したわけですし、また、求名小にしましても、補助残については防災減災で、いわゆる交付税の7割のバックが基準財政需要額に歳入できるという有利な、そういったものだけに限定をし、実際、だめよといったものはほとんど今回の場合はございませんでした。

それで、県のベースでの事業でされたのが、中山間地域の県営土地改良事業の関係、いわゆる柏原地区と宮之城地区、この関係については、県が事業費を計上されて本町としては負担金での計上という分で、県事業の関係はもうそれだけでございました。

今回、そういった打診があつた分については、全て計上いたしましたつもりでございます。あとの交付金の関係は、先ほども申しましたが、本町に対する交付限度額、これが恐らく来月以降に示されるでありましょうから、それが示された場合には、また、今度の場合は建設公債の事業でないと該当しないという、以前の交付金事業とはちょっと性格を異にしますので、そういった形で示された限度内でまた各課のほうに照会をいたしまして、その交付金にはまる範囲で調整をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○木下 賢治議員

そのところで、説明資料の中では、25年度の当初に上げている事業でないといけないうなふうに記載されているわけですが、ということになれば、私の素人考えでしょうけれども、

通常の予算の額であれば、当初にある程度そういう景気対策事業を見込んで予算を計上してないと、景気対策の効果というものが出てこないような感じがするわけですが、そこら辺の必要はなかったものかということ。それと、特に新規事業の場合は、新年度に外してあるわけですので、その分の額も減ってくるかと思うんですけども、そこ辺の必要はなかったかというふうに思うんですが。

総体の事業費をさっきお尋ねしたんですけども、町としては求名小のそれと住宅団地だけですかね。町独自でやってる部分ちゅうのは。あの裏負担の80%を見てもらえる部分だけですね。

○財政課長（下市 真義君）

今回の国の補正予算に関係いたします分は、繰越明許費の中でも御説明いたしました分も5件分ぐらいは入っております。総額で大体1億8,000万円ぐらいになるかと思います、この国の補正予算に関係する分がですね。

それぞれの課からそれぞれ県との協議をされた中での予算計上でありますので、また25年については、いわゆる骨格予算ということもありまして、新規事業等については今後の補正予算で対応していくんですけども。たまたま今度の24年度の国の予算が2月26日に成立いたしましたので、そこを境にしまして県と市町村とのそれぞれ協議があった中で、あった分だけは全部計上させていただいたということで、その分については時期的にも当然執行はできませんので全額繰り越して、4月になりましたらすぐ入札の手続きにかかっていくという手はずでいるところでございます。

○木下 賢治議員

町長にお尋ねしますが、県内の議会の情報の中では、25年の当初、あるいは24年の補正というような形で、それぞれの市町村で上げてないところもあるわけですが、上がっている分が目についたんですが、私どものまちと同等ぐらいの市、あるいは小さなまちでも3億、6億というような、そういう規模の予算計上が見えたわけですが。今、財政課長のほうから1億8,000万円ぐらいの予算規模というようなことなんですけど、うちの場合はそのぐらいの規模ということなんですけども、ほかの市町村でそういう経済対策に対して、ある程度、当然、自前の基金繰り入れというような部分もあるかと思うんですが、経済対策に対して準じた予算を組んでる市町村もあるわけですが、我がまちも激特も済んだし、これまでに基金積み立てにしても短期間にたくさん積んだ部分があって、結構地域に押しつけた部分もあるかと思うんですが、景気対策でほかの市町村並みに国が望んでいる景気対策に貢献するような、そういう予算の編成というものを、もう今の段階ではできないわけですが、新年度になった場合に、町長が再任された場合、そういうことを早目の段階で考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

今回の補正は、先ほど提案理由の中で申し上げましたとおり、2種類あります。いわゆる民主党時代の予備費を活用した補正の関係、それから、この自公政権になってからのこの大型補正と、2つありますので、そのことについて、今まで予算が成立をしてからそれぞれの主管課のほうで、まあ、できるものはせんにやいかんぞちゅうことで課長のほうにはそれぞれ指示をして、これまでもそれぞれの主管課のほうで協議をした中で、協議が整ったものについては今回補正予算で計上をしたわけでございます。したがって、まだ総務省の関係とか、いろんなところはまだこれは5月以降だろうちゅうところがあったり、いろいろあるんですよね。それで、例えば今の新聞記事等で各市町村の状況を見ますと、例えば離島とか、あるいは港湾を持ってるところとか、それぞれの市町村の事情というのがありますので、それに応じての予算、補正の内容というのが

ありますので、それによって予算規模は当然と変わってくるというふうに考えているところであります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

健康増進課長。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

先ほど川口議員の質問に対しまして、特定健診の数字が今後動いていくということで申し上げましたけれども、外す分としましては、社保加入、転出などの喪失の関係、それから、入院等と申し上げましたが、施設入所等を外していくことで率はまた上がっていくということでございます。

訂正をさせていただきます。

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案6件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案6件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、ただいまの議案6件について順に討論、採決を行います。

まず、議案第31号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第31号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第31号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり可決されました。

次は、議案第32号から議案第36号までの議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案5件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案5件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第32号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から「議案第36号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案5件は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね17時5分とします。

休憩 午後4時56分

再開 午後5時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第30「発委第1号 さつま町議会委員会条例等の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第30「発委第1号 さつま町議会委員会条例等の一部改正について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。新改議会運営委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○議会運営委員長（新改 秀作議員）

ただいま議題となりました、「発委第1号 さつま町議会委員会条例等の一部改正について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、さつま町課設置条例の一部改正及びさつま町議会議員定数条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするため、地方自治法第109条の2第5項及びさつま町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき提案するものであります。

あけていただき、第1条「さつま町議会委員会条例の一部改正」であります。さつま町課設置条例の一部改正に伴い、災害復興対策課が削られたため、本条例の第2条第3号の災害復興対策課を削るものであります。

第2条「さつま町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正」であります。議員定数が20人から16人に改正されたことに伴い、本条例の第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管を改め、常任委員会を総務厚生常任委員会と文教経済常任委員会の2常任委員会とし、委員定数はそれぞれ8人とし、所管を記載のとおりとするものであります。

第4条の2第2項は、議会運営委員の定数を7人から5人に改正するものであります。

第6条第2項は、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数を9人から8人に改正するものであります。附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成25年4月24日から施行する。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいまの発委第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、「発委第1号 さつま町議会委員会条例等の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

よって、「発委第1号 さつま町議会委員会条例等の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

△日程第31「報告第3号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、日程第32「報告第4号 平成25年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第31「報告第3号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」並びに、日程第32「報告第4号 平成25年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を、一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。3番、麥田議員。

○麥田 博稔議員

課長にお伺いしますが、先ほど話をしましたように3億円、町から借りて、それで、前も一回、長期負債の分を借りたらどうかというような話もしたんですが。現在、土地開発公社のあり方について、県とかいろんなところでもう廃止というか、土地開発のもう望みはないというようなことされてるんですけど、本町にとってはどのようにお考えなのか。

今後、テレビ等を見ていると、報道もですけども、南海トラフ等で、結局、リスクの分散で会社がやはりそういう危険がないところに分けられないかというような話があるので、非常に判断には迷うんですけども、本町の土地開発公社についてどのようにお考えなのかをお伺いしておきたいと思います。

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

土地開発公社のあり方については、設立団体である、まあ、町であるわけですけども、総務省のほうから、平成21年度にこの土地開発公社、公会計で市町村の一般会計と連動するというようなことから、この通達とあわせて、第2次さつま町の行革のほうからも、この土地開発公社の健全化に向けた計画策定ということでございました。

昨年5月に、経営改善計画を策定し、そして理事会で承認をいただいたところでございますが、その中では、今、議員が言われたようなことで、基本方針としましては、借入金の、町の無利子融資を受けながら、そうした改善に努めるようなこと。それから、また、民間から借入れる場合は、入札等によってより安い金利の資金を借りるというようなこと。それから、まあ、原則としては、先行投資は行わないというようなことでございますが、それとあわせて、また、今ある土地の早期処分にも努めるということでしております。現在のところでは、まあ、そのような未

造成土地、未完成土地があったり、それから、まだ保有している土地の売却も必要であるので、健全な運営しながら、当分の間は存続したいということで協議をいただいているところであります。

それから、リスク分散については、まあ、これまで公拡法をもとにこの土地開発公社の機能性とか、あるいはフットワークの軽い事業ということで、すぐ開発行為ができて、借入れをしながら事業ができました。そのようなことで、大変、これまで町の発展には寄与しているということで考えておりますから、そうしたことは将来起こり得るかもしれませんが、現在のところでは、そうした東谷住宅団地、それから倉内工業団地を完成させた上で、そうした、現在、新聞等に載っている公社の解散については、協議がなされるものと思っております。

○**麥田 博稔議員**

町長にお伺いします。

今、3億円の無利子の融資をしてますけれども、もうちょっと増やして軽減措置というか、するという考えはないのか。まあ、議会の議決も要って非常に難しいんですけども、やはり、金利がこれだけ、まあ、長期になると違うわけですから、どうせ同じですよね、100%の子会社ですから。その辺をどのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思います。

○**町長（日高 政勝君）**

本当は適正な運営ではないと、こういうやり方はですね。ただ、やむなく、やっぱりこの利子軽減のための一環としてやってるわけでありまして、やはり、これをずっと継続をせざるを得ないというのがあるわけでありまして。資金運用で、やはりこの、例えば3億円を4億円とか5億円まですりゃ確かに利子の軽減がされますので、公社としてはいいわけでありまして。ただ、一般会計としての資金の余裕がそれだけずっと年間通じてあるかということも考えていく必要がありますので、その辺は会計の、そういった収支の状況を見きわめながら、検討するときは検討しないといかんと思っております。

○**議長（中尾 正男議員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

質疑なしと認めます。これで、報告第3号及び報告第4号を終わります。

△**日程第33「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」**

○**議長（中尾 正男議員）**

日程第33「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

行財政改革対策調査特別委員会が調査中でありました事項について、特別委員長の報告を求めます。平八重特別委員長。

〔平八重光輝議員登壇〕

○**行財政改革対策調査特別委員長（平八重光輝議員）**

行財政改革対策調査特別委員会のこれまでの調査及び審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、平成21年6月議会定例会において、行財政運営の健全化並びに、これらにかかわる行政改革の推進等の取り組みについて調査研究をするため設置され、6月17日に第1回目の会議を開催して以来、計19回の委員会を開催しました。我々議員は、本年4月23日に任期満了を迎えることから、この報告をもって当特別委員会の最終報告とするものであります。

平成24年3月定例会本会議において行った中間報告では、本町の行財政改革の推進状況に対する調査、新庁舎建設に関する調査、議会改革に関する調査及び審査の経過と結果について報告しました。特に、次期選挙の議員の定数は16人と委員会で決定し、同定例会において定数条例の一部改正を行ったところであります。

また、議員報酬額については、定数を削減するとなれば、本来なら報酬の増額も検討しなければならないが、現在、行財政改革を進めていることや参考人等の意見から判断しても据え置きが妥当ではないかとの判断から、次期選挙の議会議員の報酬額は据え置きとすることが妥当であるとの報告を行ったところであります。

今回の報告では、前回の中間報告後、平成25年3月1日に開催した第19回までの計3回における調査及び審査の経過と結果について報告を行うものであります。

まず、本町行財政改革に関する調査及び審査の経過についてであります。

初めに、持続可能な財政基盤の確立についてであります。財政指数目標については、財政健全化法に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指数、指標、全てにおいて、財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化基準を上回ることなく改善されてきております。

予算編成手法の改革として、総合振興計画との整合性を図りながら、新規町債、建設地方債の上限を設定し、普通建設事業費の総枠を定める手法により、平成22年度の実質公債費比率は16.6%、平成23年度は15.5%となり、公債費負担適正化計画の目標値である18%以内を4年早く達成したとのことであります。

質疑の中で、本町に交付される地方交付税の合併算定替部分については、平成27年度から平成31年度までの今後5年間で総額30億円程度は減少する見通しであるが、将来のために合併特例債を活用して、基金に積み立てる考えはないかただしましたところ、昨年、まちづくり振興基金として2億円の積み立てを実施した。この基金を平成26年度までに総額12億円とする計画であるが、起債総額の抑制、実質公債費比率の健全化を推進する中で、さらなる合併特例債の活用については検討していないとの説明であります。

次に、組織機構の再編と人材育成についてであります。地域主権改革の進展に伴う体制の整備として、鹿児島県からの権限移譲を平成24年度までに15法令、16項目、159事務について受け入れを実施しております。

また、クリーンセンター、環境センター、給食センター等の出先機関については、民間への業務委託に関する研究、検討を進めており、特に、クリーンセンターのプラットホーム業務については平成24年度から民間に委託を開始したとのことであります。

職員の定数管理については、第2次行政改革大綱に基づき、定員適正化計画の見直しを行い、平成26年度を目標年度として5年間で36人を削減、目標人員を325人とする定員管理計画を策定して取り組んでおります。

質疑の中で、定員管理の目標人員について当初計画していた職員数300人から325人に変更した理由についてただしましたところ、国からの権限移譲や福祉分野、社会保障等の事務の増加が予想されること、急激な職員削減により住民サービスの低下を招くおそれがあること等を考慮し、定数管理の目標人員の見直しをしたものである。職員の採用では、将来的な年齢構成の不均衡を防ぎ、退職者と新規採用者を調整しながら年度間の激変緩和を図っているとの説明であります。

人材育成の推進については、さつま町人材育成基本方針に基づき、職員一人一人の能力開発と意識改革を促しながら、高度化、多様化する住民ニーズや、行政課題に適切に対応するための各

種職員研修を実施し、さらに、研修意欲のある職員に対しては個別の研修機会を付与しており、平成24年度では、自主研修、委託研修を合わせて延べ600名の受講者数であったとのことでもあります。

次に、事務事業の見直しと民間委託等の推進についてであります。事務事業の改善、行政評価システムの構築・活用について検討、協議しており、このうち事務事業評価については、事務事業シートを作成して、委員5名から成る評価委員会において判定を実施し、事務事業の判定結果と同時に予算優先度についても判定しており、主管課の予算要求の際、この判定結果を十分考慮した予算要求に取り組むよう進めているとのことでもあります。

公共施設の整理統合については、公の施設のあり方および管理のあり方検討委員会作業部会を設置し、各施設の現地調査、ヒアリングを実施しながら検討、協議を進めているとのことでもあります。

行政財産と普通財産に大別される公有財産については、施設の管理経費が年々増加しており、平成22年度においては16億4,000万円が計上される中、今後は、合併加算による交付税措置が縮減され、歳出全般に占める割合はさらに大きくなるものと考えられるため、対象施設について絞り込み作業を実施したとのことでもあります。110施設を検討対象施設とし、一般財産化し、そのあと、民間譲渡する施設として3施設、無償貸し付けを3施設、国有林敷地等の返還を3施設、一般管理を7施設に整理し、直営の施設として42施設を指定管理、直営管理を52施設としたとのことでもあります。

質疑の中で、少ない経費で運営しなければならない施設もあれば、多額の修繕料を町から充てなければならない施設もある。年々、財政状況が厳しくなる中、今後の公の施設の管理・運営方法についてたどりましたところ、各施設には建設に至った経緯、地域からの要望、利用の実績など、簡単に解決できない問題があるため、「さつま町公の施設の管理計画」を策定して対応していく考えである。指定管理の中でも、収益性のある施設、地域の集会施設、不特定多数が利用する公園などさまざまな施設が存在しており、修繕料等についての考え方を検討していくとの説明でありました。

以上、これまでの経過と結果について御報告申し上げましたが、これまで計19回の当特別委員会の審議では、当初より各委員から議会改革への取り組みの必要性について意見が出されたことから、議員定数及び議員報酬額、議会活性化の具体的方策について積極的に検討を進め、議会報告会を平成23年度から、町内20地区において開催してきました。

新しく構成される議会においては、住民視点の身近な課題を町政に反映させ、住民の町政への関心や住民参加を促進するため、議会改革のさらなる推進を望むものであります。

また、町当局におかれましては、第2次行政改革大綱に基づく行財政運営の健全化、並びに行政改革の推進等について、今後も引き続き積極的に取り組まれるよう要請します。

以上、行財政改革対策調査特別委員会の最終報告といたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの行財政改革対策調査特別委員会の報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

これで、「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」を終わります。

△日程第３４「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第３４「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、会議を閉じ、これをもって平成２５年さつま町議会第１回定例会を閉会します。

閉会時刻 午後５時２９分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議員 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 中 尾 正 男

さつま町議会議員 米 丸 文 武

さつま町議会議員 川 口 憲 男

さつま町議会議員 新 改 秀 作